

第二編

大昔の吉田

第一章 概 説

第一節 日本の近代考古学

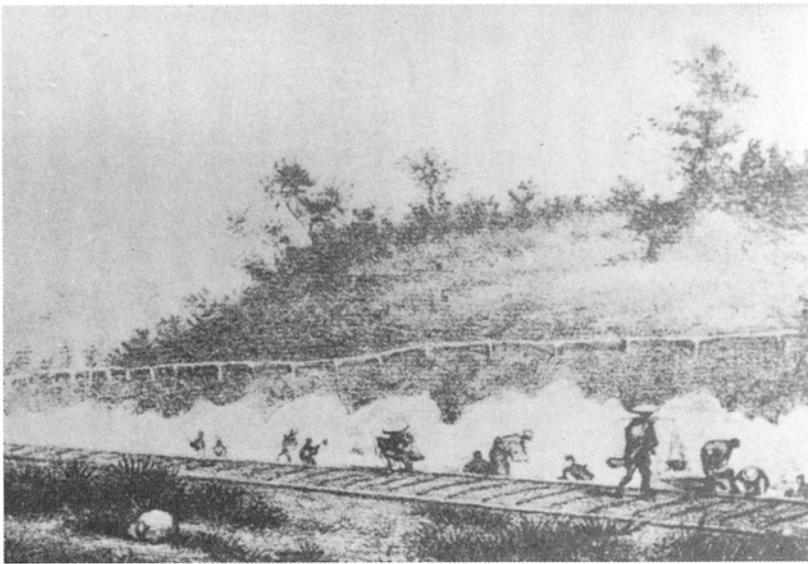
一、大森貝塚

日本の近代考古学は、明治十年（一八七七）、モースによる大森貝塚の発掘に始まった、といつてもよい。

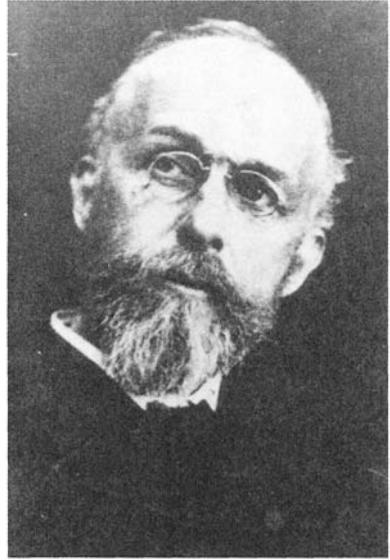
大森貝塚はわが国考古学発祥の地として歴史的に著名な遺跡で、初めて縄文式土器が発見された。東京都品川区大井鹿島谷町二二五五付近から、大田区大森町の一部にわたる地域で、JR線大森駅の東方沿線にある。

エドワード・シルベスター・モースは、米国の動物学者で、貝類を研究し、貝塚を調査した。アメリカでは、研究対象の腕足類が、ただ一種しか見出だせなかつたが、日本には三十〜四十種類いることを知り訪日を計画した。そのため、明治十年（一八七七）六月十八日横浜に到着し、六月二十日、文部省顧問、デイヴィッド・マレーを訪ねるため、汽車で横浜から新橋に向かった。途中大森貝塚を発見したものと思われる。

思いがけず、モースは、七月十二日、東京大学動物学生理学教授に任命され、東京大学の仕事として大森貝塚



第1図 大森貝塚



第2図 モース

の発掘を行ったのである。

モースはダーウインの進化論に傾倒し、当時欧米において行われた「神学」的偏見を排除し、大森貝塚の研究もこの信念にたつて行い、観察と実験を基本とする科学的なものであった。

調査は、専ら松浦佐用彦・佐々木忠次郎(生徒)によって行われた。モースは、明治十一年六月三十日の講演で、大森貝塚は新石器時代に属し、食人の習慣があったことを述べ、大森貝塚を残した人はアイヌでも日本人でもないことを指摘している。プレアイヌ説である。モースが著した『大森貝塚』では貝塚・土器・石器・骨角器・装身具・土版・動物遺体・人骨・貝類などについて簡明な

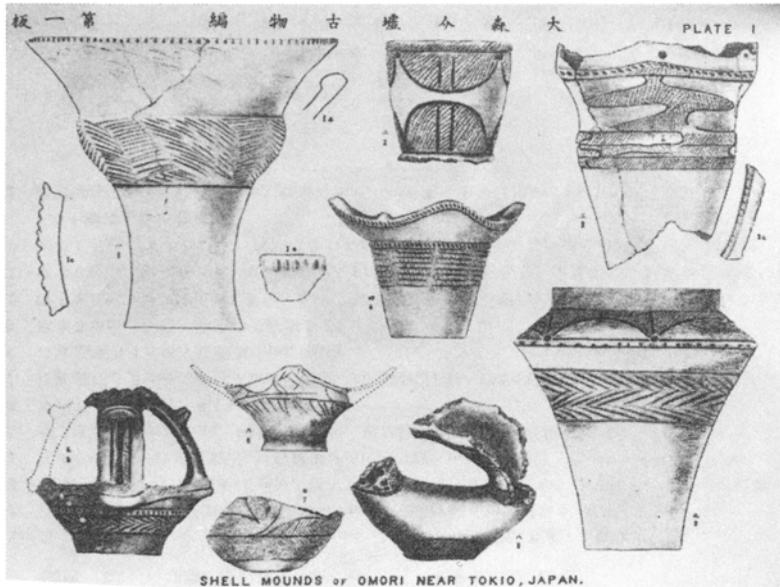
記述を行い、中学校卒業後、鉄道会社の製図工として働いた技術を生かして、正しい製図法に基づいた土器の実測を指導し見事な図を掲載している。この図は勝れたもので、この図によって判断すると、大森貝塚の縄文土器は、縄文時代後期に属するものが多い。特に加曾利B2式が最も多く、他に少量の加曾利B1式、安行1式、安行3式等がある。このうち晩期の安行3式以外はすべて縄文後期に属している。またモースは、一遺跡から出土した土器を、機能で分類し、その数量を計測している。

縄文の名称は、モースの「cord mark」からきており、またモースが土器の総称として使った「cord mark pottery」が現在使っている「縄文土器」という名の起源になっている。

モースが明治十二年(一八七九)に東京大学を辞し、アメリカへ帰国した後の日本の考古学は、モースの方針を正しく継承することができなかった。

発掘した土器は、完全な精製土器や、珍しい土器のみを集め、破片は捨ててくるという、いわゆる珍品考古学に堕した。モースの機能による数量的研究は忘れ去られ、その復活には半世紀以上を要した。

土器の図も江戸時代に逆戻りして、専らスケッチとなり、製図法にしたがった実測図が再現したのは、関野貞



第3図 大森貝塚土器実測図

や小林行雄が現れた後である。

モースの自然遺物研究も継承されず、ただ石器時代人種論だけが活発となり、モースのプレアイヌ説を継いだ坪井正五郎のコロボックル説と小金井良精のアイヌ説とが対立し、鳥居龍蔵がアイヌ説を発展させた。考古学的研究から逸れて人種論に終始した日本の考古学を、山内清男は、モースの方針を正しく継承しなかったために五十年の後れをとつたと述懐している。

昭和四年（一九二四）品川区大井六丁目到大森貝塚碑、昭和五年（一九二五）大田区山王二丁目到大森貝塚の碑が立てられ、昭和三十年（一九五五）三月国の史跡に指定された。モースの発掘した遺物（東京大学人類学教室蔵）は昭和五十年（一九七五）六月、国の重要文化財に指定された。

二、分層的発掘と編年

明治時代に引き続いた、コロボックル、アイヌ論争は、大正時代に入ると、小金井良精・鳥居龍蔵・喜田貞吉らがアイヌ説をとなえ、定説化してきた。

しかし大正時代も中ごろになると、石器時代人アイヌ説に批判が起こり、石器時代人も、現代日本人の祖先だとする考えが大勢を占め、人種論に代わって土器の編年



第4図 宝ヶ峰式土器（縄文後期）宝ヶ峰遺跡出土

研究によつて解明しようとする気運が生まれた。清野謙次・長谷部言人・浜田耕作・山内清男・松本彦七郎等がその主流である。

松本彦七郎は東北大学教授、理学博士（古生物学）である。大正七〜八年（一九一八〜一九一九）ごろ、石器時代人アイヌ説を批判して、石器時代人も現代人の有力な祖先であると説き、縄文土器と弥生土器が連続することを遺跡の調査によつて証明し、その説を裏付けようとした。その発掘方法が画期的なもので、その後の編年研究の基礎となった。すなわち、地質学における層位の概念と、古生物学の進化の概念を遺跡の発掘に導入して、層位的に発掘を行った。

発掘した遺跡は、宮城県、松島湾周辺の南方町の青島貝塚、宮戸島の里浜貝塚、河南町の宝ヶ峯遺跡、岩手県陸前高田市の瀬沢貝塚である。結果は下層から上層へ土器の様相が時間を追つて変化することが明らかにになった。例えば、宝ヶ峯遺跡では上層では、矢羽状縄文土器（宮戸島式）が出土し、下層では、凹線線文土器（瀬沢式）が出土し、上下の文様の変化が示された。

松本彦七郎はこの結果によつて、宝ヶ峯遺跡は「奥羽式と関東式の混合したもの」とする従来の学説は誤りで、奥羽式と関東式の混合したものではなく地層の上下関係

によるものである、とし、宝ヶ峯遺跡を発掘してみると、上層からは矢羽状縄文土器を多数発見し、下層からは凹線紋曲線模様様の土器を多数発見した。この結果上下の差異は明らかにになった。

石器時代を区分して、矢羽状縄文土器の多い時を第三期（宮戸島式）凹線紋曲線模様土器の多い時を第二期（瀬沢式）とすると、宝ヶ峯遺跡は宮戸島式と瀬沢式とが上下に重なり合つた遺跡であると述べている。

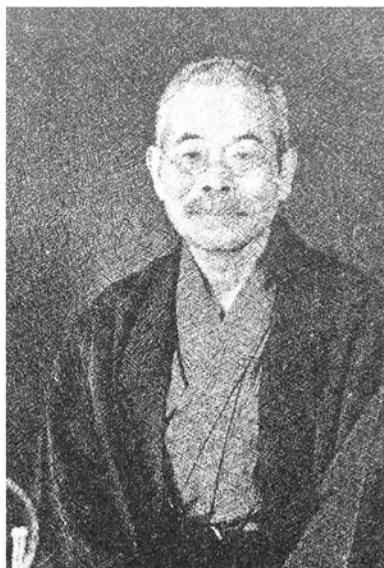
上記の趣旨を松本彦七郎は、地質学会大会において「土器模様の変遷」と題して講演している。（大正八年四月七日河北新聞）

昭和初期から、山内清男・八幡一郎・甲野勇らは松本彦七郎の分層的発掘法によつて、全国的な型式編年を作り上げた。

型式という言葉は、考古学研究にとつて基本になる重要な言葉である。山内清男は型式を年代を示す単位とした。縄文土器一般の無数の変化は、地方および時代による変化の雑然とした集合体であり、これらを地方差、年代差を示す土器型式に分ち、全国的な土器型式網による編年体系を作つた。

ミネルバ論争

昭和十一年（一九三六）に雑誌『ミネルバ』を舞台と



第6図 喜田貞吉



第5図 山内清男

して行われた、文献学者喜田貞吉と、山内清男との縄文時代終末の時期をめぐる論争である。

喜田は、縄文時代の終末は、地域によって大差がある筈とし、岩手県東磐井郡大東町大原遺跡（縄文時代）から宋銭が出土したこと、青森県八戸市是川遺跡（縄文時代）出土の植物が、平安朝末以後のものであること、をあげて、縄文文化は地域によっては、平安時代の終わりから所によっては鎌倉時代になっても残っており、縄文土器を使用した人々がいた、と主張した。

これにたいして、山内は、縄文時代の終末は、地域によって大差はないと主張し、畿内地方の縄文最終末の土器にも、東北の縄文晩期の亀ヶ岡式土器が伴出することを証明としてあげている。

この論争は、単に縄文時代の終末期を論ずる意味だけでなく、従来の研究法と新しく起こった研究法の対立である。明治以来の人種論である石器時代人アイヌ説に対して、これを批判して起こった、石器時代人も現代人の祖先とし、分層的発掘法を用いた、新しい考古学研究法を確立する意味を持つものであった。

第二節 鹿児島における考古学の歩み

一、石郷遺跡

鹿児島で初めて考古学の調査が行われたのは、大正四年（一九一五）である。英国人ニール・ゴードン・マンロー博士によって鹿児島市吉野町石郷遺跡が発掘され、垂水市柘原貝塚・同濱平貝塚・同サコノヒラ貝塚が調査された『太古の大和民族と土蜘蛛』（『考古学雑誌』六卷四号）。石郷遺跡は鹿児島市街地の北方にひろがる吉野のシラス台地の東辺、鹿児島湾を眼下に望む崖端にあつて、縄文時代後期を主とする遺跡である。標高二八〇メートル、傾斜面を約二五度とすると、泉地とならんでマンローが退避壕とした洞穴が開口している。



第7図 石郷遺跡、背景は桜島

発掘によると、新石器時代の道路



第8図 マンローと洞穴

と思われる幅六五センチ、長さ三二メートルの区域の両側に、十三个の柱穴と赤土に掘り込まれた堅穴を発見しており、堅穴の一つの広さは二・六×一・三メートルで、底部は円形であった。同時期の草野貝塚でも同じような規模の堅穴遺構が発見されており、縄文時代後期の集落遺構と思われる。縄文土器は南九州後期の指宿式、松山式、市来式を主とし、若干の北九州系の鐘崎式をまじえ、瀬戸内、北九州の磨消縄文土器文化の波及を示している。石器には磨製石斧のほか砥石、叩石が多く発見され、他に網の錘があつて、付近に川もない環境から考えて、三〇〇メートル近い急崖の下にある海で漁を行ったとしか考えられない。

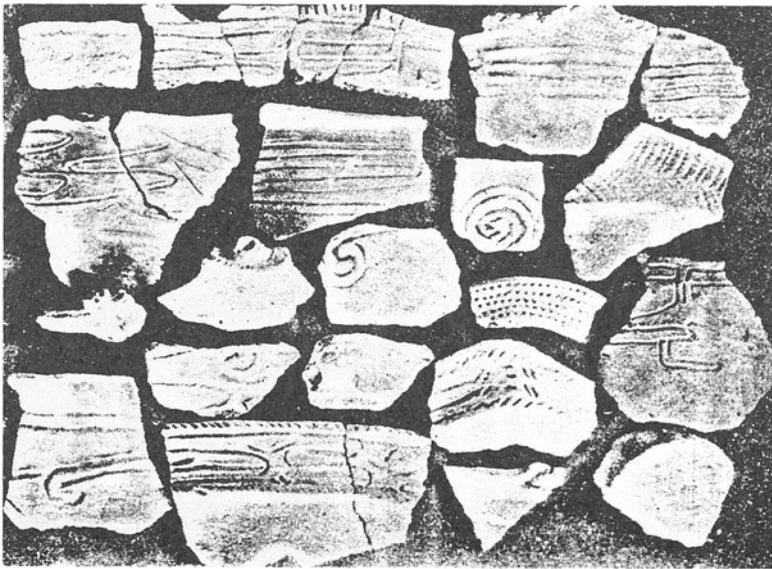
一方、狩猟用の石鏃はわずかに一個しか発見されてお



第9図 発見された石郷遺跡の古道

らず、これもまた不思議な現象であるが、同時期の他の遺跡でも同じ傾向が見られる。

マンローは石郷の土器石器をアイヌのものに類似しているとし、『新石器時代のアイヌのそれと同一文化に属するものであると断言するに憚らないのである』と述べている。マンローは、さらに石郷遺跡を残した人々が文化的に特殊性を持ち、人種的にも相違するものがあることを示唆し、石郷の人々は、中間土器（弥生式土器）を残した人々（大和民族）と先住民族（アイヌ）との間にあった文化の相違よりも、さらに甚だしい相違を示していたように思われる。としている。



第10図 石郷遺跡出土土器（縄文土器）

石郷遺跡より二五以下の泉に至る斜面に迷路があり、狭い入り口は洞穴に通ずる。洞穴は複雑に加工された隧道となり、敵に対する避難所として企てたものである。古事記、日本書紀にいう土蜘蛛は、土に隠れるものという意味で、異なる民族を意味している。石郷遺跡を残した人々は前記の退避用の洞穴を持っていた。まさにこの土蜘蛛に当たる。文化並びに民族関係の相違が見られるのは当然と考えたのである。

マンローは垂水市終原貝塚・同濱平貝塚・同サコノヒラ貝塚については、大和民族が作った「中間土器」（弥生土器）を主とする遺跡であり、上層からは、齋瓶（須恵）を混出し、下層には石器を残存している。この地方の大和民族は、なお石器時代の状態を残し、石器の使用を廃止していなかった。と述べている。

マンローは、石郷遺跡を残した人々は、先住民族であり、アイヌよりさらに文化的にも相違する土蜘蛛であり、垂水市の終原貝塚等は、大和民族が残したものであったとした。従って、マンローは、大筋では、大正時代初期に定説化していた、石器時代人アイヌ説をとっていたのである。

マンローが垂水市の濱平貝塚で発掘した土器は、一部がケンブリッジ大学に寄贈されており、それによると現

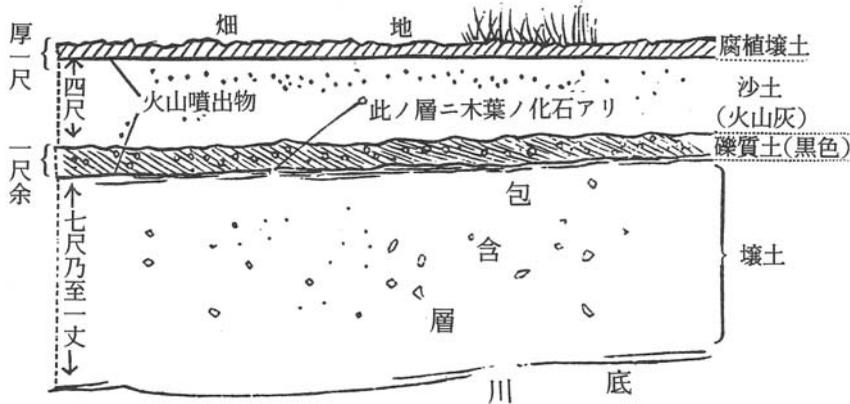
在では、古墳時代の成川様式に当たることが判明している。『マンローがケンブリッジ大学に寄贈した日本の資料その他について』芹沢長介（考古学研究二四巻3・4号）

二、橋牟礼川遺跡

いぶきまじり 指宿市十二町下里の橋牟礼川遺跡は、縄文時代、弥生時代、古墳時代にわたる複合遺跡である。

この遺跡の発見のいきさつについては、山崎五十磨の報文がある『アイヌ式弥生式土器及び石器等を包含する遺跡』山崎五十磨（考古学雑誌八巻七号）。大正五年（一九一六）指宿村出身の県内志布志中学校生徒西牟田某（盛健）同村字丈六付近にて拾いたる土器を該中学校に持参したるものなるが、昨夏（大正六年）喜田博士（貞吉）同校の遺物を調査せられし折右指宿村出土の遺物を見られ、同月来鹿の折その話をせられ、余に該遺跡の所在及び両式の混出する事実の調査方を託せられしにより、昨年九月（大正六年）丈六を捜せしも見当たらず、漸く同村下里に発見し調査したるに混出の事実を確かめ得たる次第なり。と述べている。

これによると、大正五年に、西牟田盛健が丈六で土器を採集し、これがきっかけとなって山崎五十磨が下里遺跡を発見したことが解る。



指宿村十二町字下里遺物包層断面

第11図 山崎五十磨図

喜田貞吉がこの遺跡に強い関心を持ったのは何故か！それは、喜田貞吉の『九州旅行談』（考古学雑誌八巻七号）によく現れている。

……昨年六月（大正六年）志布志中学校に行つたとき、同校に所蔵する遺物を見せてもらった。そのなかにアイヌ系統のものがすくなくならずあるのを見た。これは如何にも奇態であると思つて鹿児島市の山崎五十磨君に調査を依頼したところが、果たして海岸の丘陵の間を、二〜三間許りの幅の川が流れて、深く土層を穿ち、その兩岸に遺物が層を成して現れ、深きところは一丈にも達して、その内から齋瓮・弥生やアイヌ式の土器が混在して発掘せられたという報告を得た。

……そこでこの埋没状態から押して弥生式の土器を使用した民族が、後には齋瓮土器をも使用したのではないか、又ここからアイヌ式の土器が混じつて出るに付き考ふれば、どうしても両種の民族が雑居したか、或いは同時に住んでいて物品の交換が行われたことのある地と思われるのである。……と述べている。

当時志布志中学校には、鹿児島県考古学研究の先達の一人である瀬之口伝九郎がいた。丈六で土器を発見した西牟田は、瀬之口の指導を受けたものであろう。喜田貞吉も志布志中学校の瀬之口を訪ねたものと思われる。

喜田は、石器時代人アイヌ説で、山崎が調査した下里遺跡で、齋瓮・弥生・アイヌ式土器が混在出土したのに対して、上のような見解を示した。山崎も石器時代人アイヌ説であった。

この後、大正五年（一九一六）英国留学から帰ってきた浜田耕作は、同遺跡の発掘を、ペトリーより得た層位学的発掘法で行った。

山崎の発掘では、弥生式アイヌ式はまったく混出して、上下の区別なしという状態であったが、浜田の発掘では、下層から曲線式（貝塚式）土器、上層から弥生式土器が出土して層序が明らかであった。浜田はこの結果について、下層の貝塚式土器を作った古い石器時代の人民と、



第12図 浜田耕作

上層の弥生式土器を残した人民とは、人種的に無関係ではなく、新来の石器時代人即ち弥生式土器の製作者は、矢張り大体において前代の石器時代人民の後裔であると述べている。

河内国府遺跡において喜田の人種交替論にたいし浜田が人種の交替を否定したのに続いて、ここでも浜田は、遺物の変化を人種の問題と切り離して考えるという主張を行っている。

橋牟礼川遺跡（下里遺跡）は、大正七・八年（一九一八・一九）に浜田耕作、長谷部言人^{ハセベ}が発掘した。『薩摩国揖宿郡指宿村土器包含層調査報告』浜田耕作（京都帝國大学文学部考古学研究報告、第六冊）大正十年



第13図 長谷部言人

| 地 表 | | 0尺 |
|-----|----------------------------------|----|
| 黒褐色 | 火 山 灰 | 1 |
| 黒色 | 泥 流 礫 | 2 |
| 黒褐色 | 火 山 灰 祝部土器 (少量) 彌生式土器 (多量) | 3 |
| | | 4 |
| 同 | 火 山 灰 | 5 |
| | | 6 |
| 上 | 曲線式土器(少量) | 7 |
| | | 8 |
| 稍黄色 | 火 山 灰 | 9 |
| | | 10 |
| | | 11 |
| | | 12 |
| | | 13 |
| | | 14 |
| | | 15 |

第14図 B地点層序並遺物包含図式

橋牟礼川遺跡は、指宿市十二町下里の標高一〇〇〜二〇〇メートルある火山灰台地である。遺跡のなかほどを、西から東へ、橋牟礼川が深く浸食しながら枯れ川となって流れている。川幅は一〇メートル前後であるが、深さは四・五〜五・五メートルに及び、兩岸は断崖となつて、遺物包含層を露呈している。

発掘は兩岸の断崖について、A・B・C・D・Eの五地点を、川道一七四メートルの間に設けて行われた。

地層の堆積は、すべて火山灰層であり、下部は鰻池火山の噴出によって出来たものであろうが、上層の薄い部分は、開闢岳の比較的新しい時代の噴出によって形成せられたものと思われる、と述べている。

この発掘で、地表下九〇メートルの火山灰層、泥流層を隔て

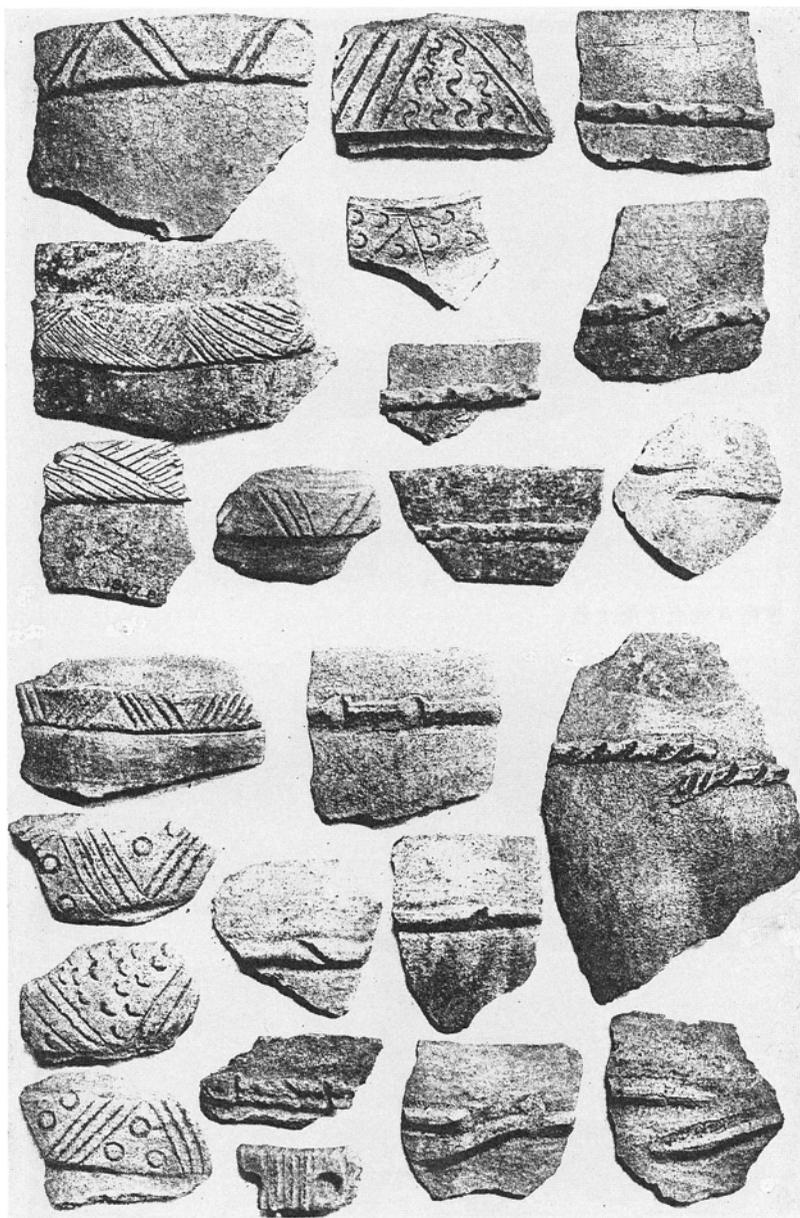
て、少量の祝部土器をふくむ彌生式土器の層および、貝層があり、石斧・凹石も出土している。これが上部の包含層である。

上部包含層から約一メートルの火山灰層を隔てて、地表下約三メートルの深さに、貝塚式曲線紋土器の包含層が発見された。下部包含層である。浜田は、この遺跡について、火山の噴火による泥流によって埋没したポンペイ或いはサントリントンにも比すべき先史時代の遺跡とし、上下二層に別種の土器が存在する事実は学術的に重要と指摘し、両土器の製作者は同系人民としている。

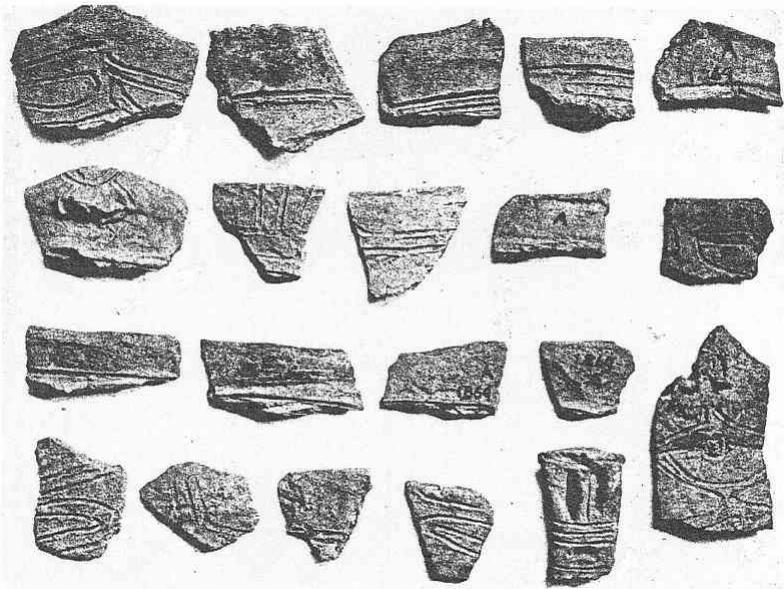
火山の爆発によって最も大きな被害を受けたのは、下層の貝塚式土器を残した石器時代人であつたと推定されている。それは、貝塚式土器が、火山の爆発によって、赤く焼けているからで、集落ごと全滅したものと想像されている。

大正十三年（一九二四）に国の史跡に指定され、現在史跡公園として整備中である。

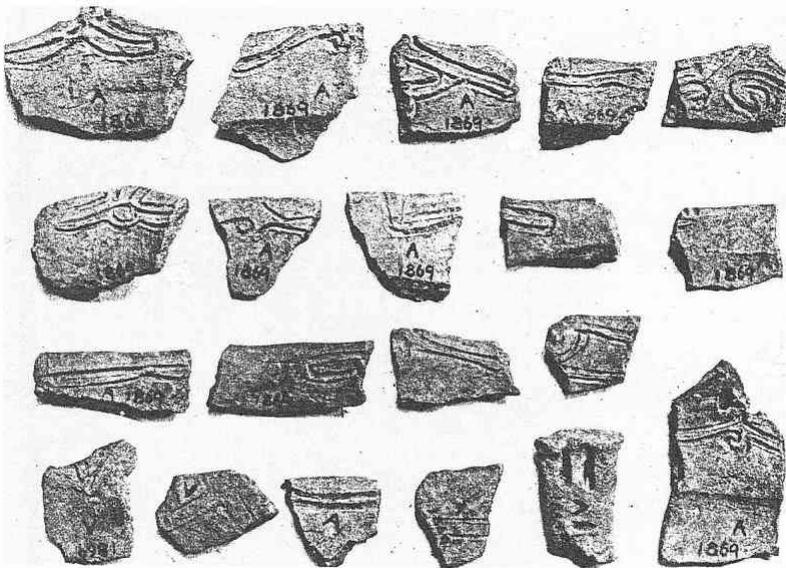
松本彦七郎が新しい層位的発掘法で、発掘を行ったのが大正七〜八年であるが、全く同時期に、遠く隔たった鹿児島でも浜田耕作が橋牟礼川遺跡で同様な層位的発掘を行っているのである。



第15図 指宿B地点上層土器

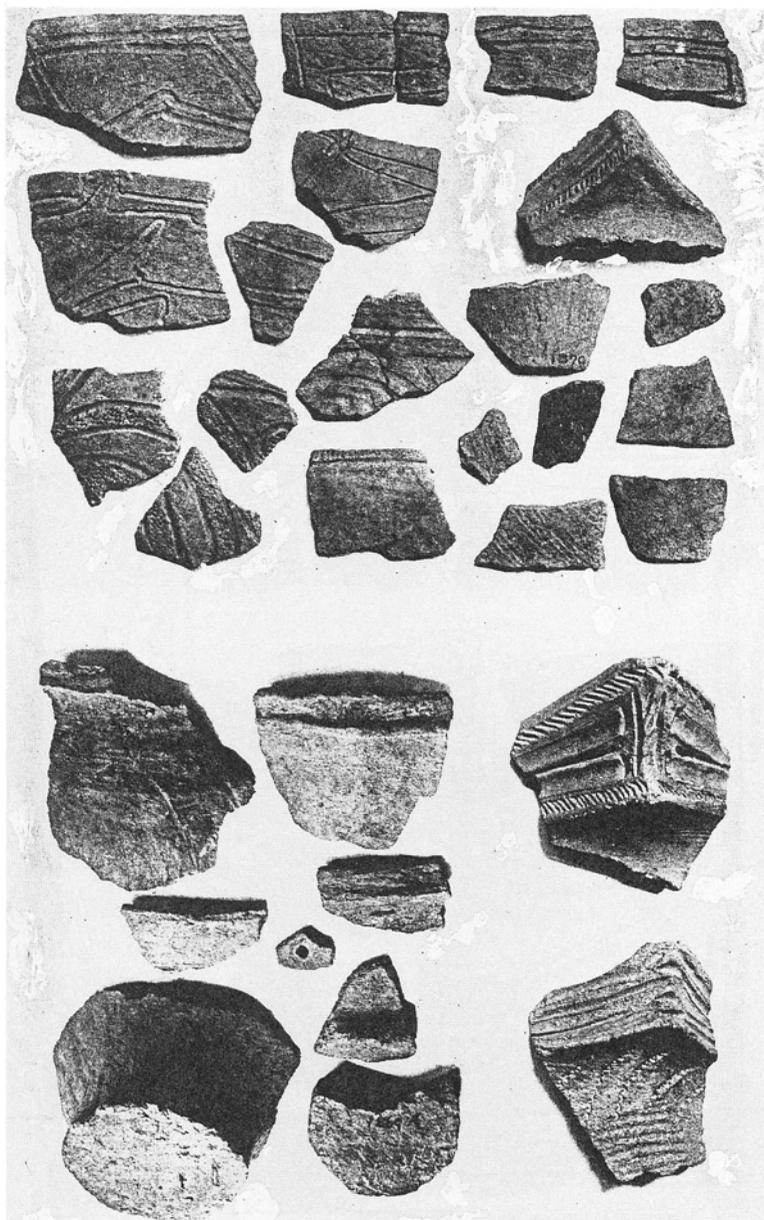


指宿A地点下層土器



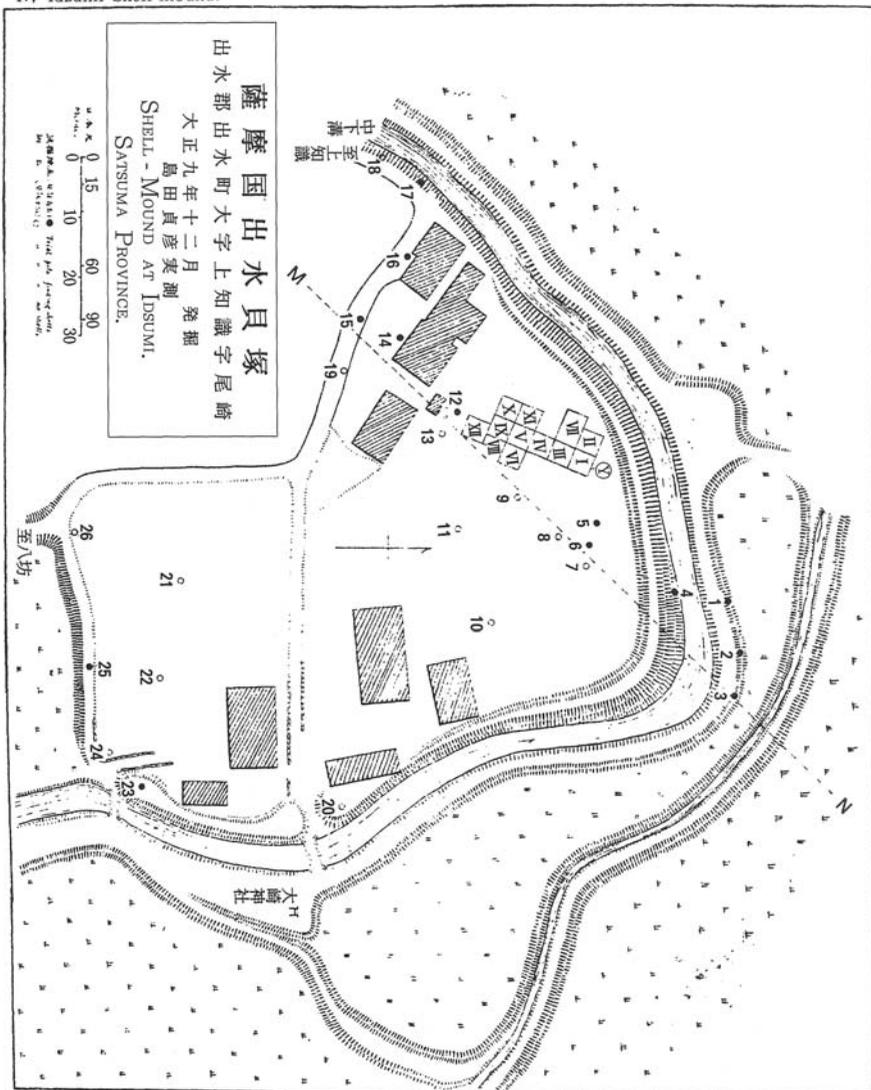
同上裏面

第16図

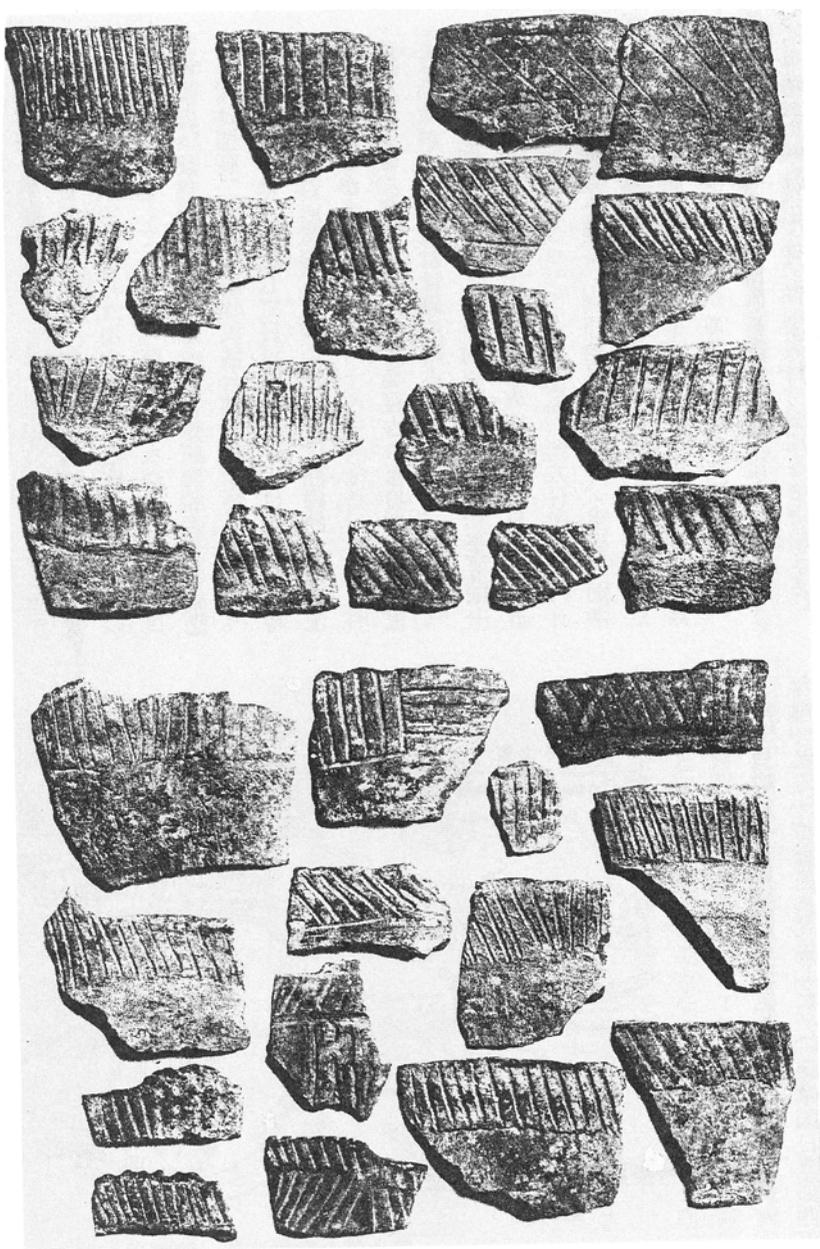


第17図 指宿各地点下層土器

IV, Idzumi Shell-mound.



第18図 出水管貝塚



第19図 出水貝塚土器（縄文後期）

三、橋牟礼川遺跡以後

出水貝塚

浜田耕作・長谷部言人は、橋牟礼川遺跡発掘の後、大正九年（一九二〇）十二月、出水郡出水町字上知識尾崎の出水貝塚を発掘している。（薩摩国出水郡出水町尾崎貝塚報告書『京都帝国大学文学部考古学研究报告書第六冊』）貝塚は標高二五〇、扇状洪積台地の縁に作られている。出水貝塚土器は、主として貝層中にあり、貝塚式石器時代土器に限られ、直線式模様の土器と、曲線的模様の土器との二種類がある。

出水貝塚は、薩摩国で最初に発見された貝塚として重要な価値があり、人骨は破片のみであったが、河内国府、備中津雲、肥後轟等の人骨と同一特質を持ち、全く同一民族とすることが適当で、アイヌ人よりも現日本人に近い（長谷部）。

土器は二種類あるが、層序的区別はなく、土器の面から見ると、出水貝塚住民は、肥後轟貝塚、阿高貝塚に近く、琉球石器時代に近接し、かえって指宿下層の石器時代人とは相隔たるものがある。と述べている。

出水貝塚の報告書の図版に押型文が掲載されており、これが後に「九州では、押型文は、後期まで継続する」という説の根拠とされた。



第20図 市来貝塚断面図及び平面図



市来貝塚土器（縄文後期）
第21図

市来貝塚

市来貝塚は、有村栄助が発見し、山崎五十麿が大正十年（一九二二）三月に発掘した。（『薩摩国日置郡西市来村貝塚について』山崎五十麿、考古学雑誌十一卷十二号、

大正十年八月五日。

有村は洪積台地の北側、階段状に開かれた畑のうち、灌漑用水路より、三段目の桑畑で、台地に接する部分を約半坪試掘した。山崎は、有村の発掘地区に隣接して、四尺四方の発掘を行った。表層若干、貝層二尺三寸（六九・六九寸）、基盤は褐色粘質土層で、貝層からは、土器破片を主とし、獣骨がこれに次ぎ、石器・貝輪が同数の割り合いで出土した。当時は土器の型式分類は行われていなかったから型式の記述はないが、挿図に示された図によると、市来式と、鐘崎式などの磨消縄文土器が出土しており、台付き深鉢形土器もみられる。

当然出土する筈の指宿式土器がほとんど見られないことや、貝層下の粘質土壌についての記述がない点から押して、発掘は貝層のみに限られて行われたものと見られる。

南九州では、英国留学から帰ってきた浜田耕作によって、新しい層位的発掘法によって、橋牟礼川遺跡の発掘が行われた。

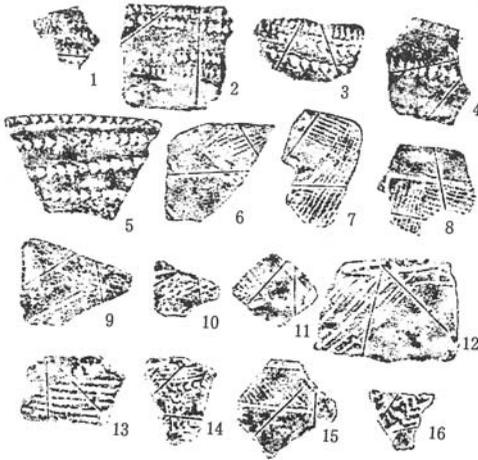
全国に先駆けて行われたこの新しい層位的発掘法は、後継者がなくて定着せず、山崎の市来貝塚の試掘を最後に、この後、発掘調査による考古学研究は見るべきでなくなつた。

四、土器の分類

塞ノ神式・日勝山式

昭和五年（一九三〇）早稲田大学を卒業した木村幹夫は、県立大口中学校教諭として赴任した。同校の校医寺師見国と知り、共に大口地方を中心とした考古学研究に努め、未開拓の同地域の様子を解明した。

塞ノ神式土器は、木村が発見した土器形式である。



第22図 菱刈村塞ノ神土器

〔南九州に於ける縄文土器の一形式〕木村幹夫、考古学、四卷五号、東京考古学会、一九三三

大口盆地に存在する、出水系・指宿系と著しく異なる縄文土器の一形式。菱刈村大字下市山字塞ノ神遺跡等八遺跡から出土し、その中には宮崎県柏田貝塚・城ヶ峯貝塚も含まれている。土器の特色として、色調は、一、褐色乃至暗褐色、二、埴色、三、灰色乃至熏灰色で、文様は、一、連点文、二、網目文、三、平行直線文、四、格子文、五、縄蓆文等である。

器形は口縁部は広く開いた鉢形で、底部は不明。把手や口縁部の突起は見られない。

年代は石器の伴出関係から九州石器時代の盛行期と見られ、土器の面では、京都帝国大学文学部考古学研究報告第六冊図版一一に掲げらるる出水貝塚土器中に網目文を有するこの種土器類似のもの二片あり（註、楕円形押型文）、なお同書図版五（註、図版一五の誤りか）にはこの種土器のうちに屢々発見するところの口縁内側に編物様のものを押し付けたもの（第三図26、27、第四図16、第五図13、14）一片存し（註、山形押型文）、出水貝塚系の土器と大体において等時的小よび対立的関係にあった。とし、九州石器時代において出水貝塚系土器と対立する一文化圏を形成していた。としている。

塞ノ神式の名称は使用していないが、内容的には、塞ノ神式を的確に把握しているので、塞ノ神式の提唱者と見て良い。

日勝山土器

日勝山遺跡出土の土器を、木村が一様式を成すとしてあげている。〔薩摩国伊佐郡日勝山土器に就いて〕木村幹夫、考古学、東京考古学会、一九三六

文様は、六種あり、平行斜線文、平行水平線文、連点文、羽状文、三角組合文、弧文である。

器壁は薄く、胎土に滑石を混ぜたものが半ばに達し、

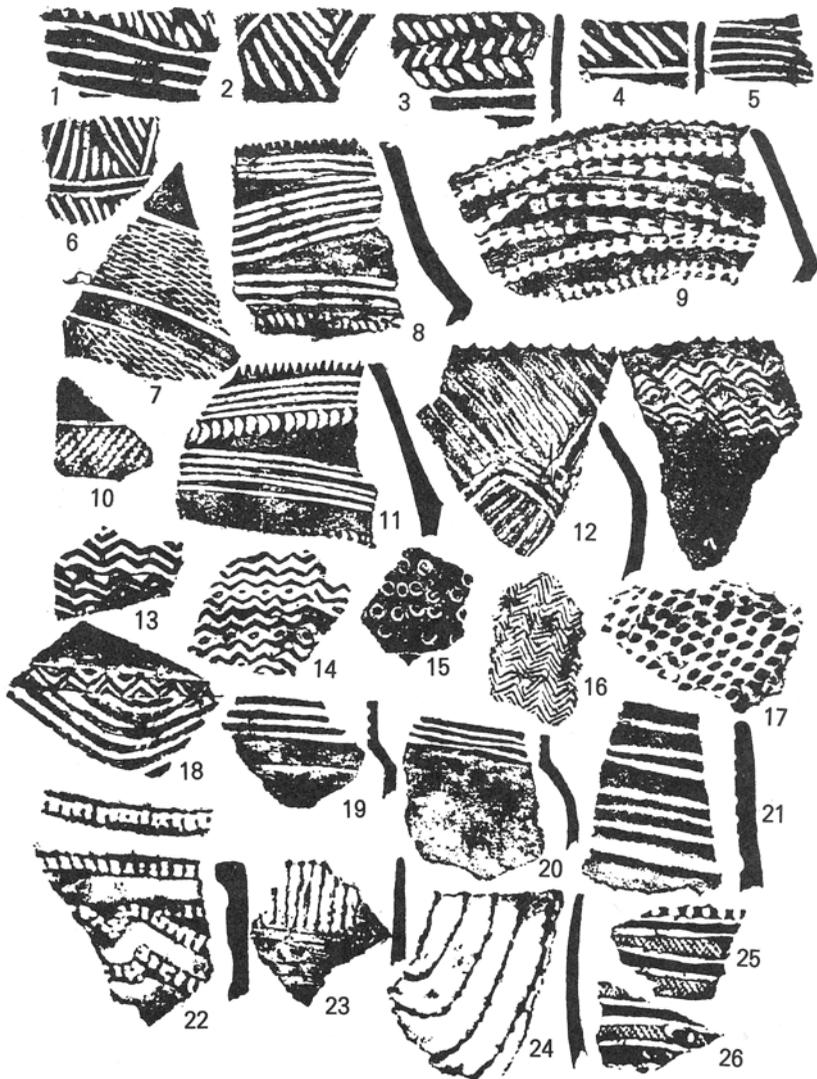


第23図 薩摩国伊佐郡日勝山発見土器



太形凸紋（阿高式）土器

第24図 1 - 2 四郎兵ヶ丘 3 黒岩 4 - 15 並木 16 柳松 17 - 20 小川添



各種繩紋土器

第25圖 1-6日勝山式 7-11寒ノ神式 12-18捺型紋 19-21御領式
 22變形爪型紋 23-24轟式 25-26西平式

深鉢形の器形が多い。

肥後曾畑貝塚出土の土器に類似し、曾畑式とも言うべきものである。日勝山遺跡は昭和七年、寺師見国が発見した遺跡である。ほとんど表面採集の資料だけを使って、よく塞ノ神式・日勝山式（曾畑式）の型式を設定できたものである。ただ網目文と押型文とについて認識が不明の点があり、年代についても触れていない。

五、縄文土器の分類と編年

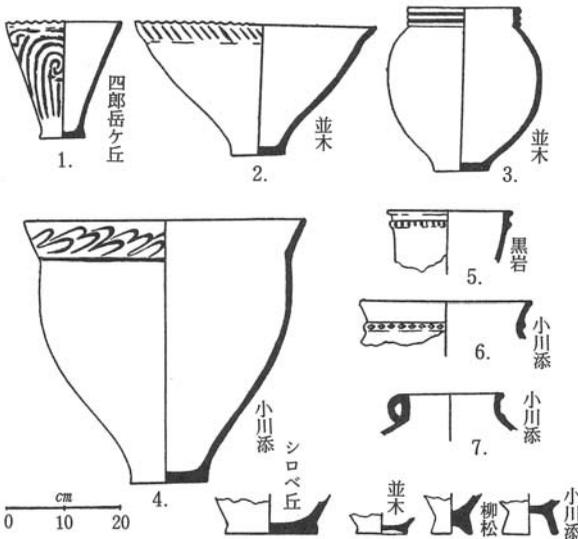
北薩地方の編年

大口地方の資料が増加し、縄文土器の分類も進んで、型式の増加を見るにいたって、寺師見国は縄文土器の編年を試みた。（『北薩（伊佐郡）地方の縄文土器』寺師見国、史前学雑誌八巻六号、一九三六）

縄文土器の種類

この地方の縄文土器は次の種類に分けられる。

- 1 阿高式土器（太形凹紋）遺跡地、羽月村四郎兵ヶ丘・同並木・同タツシ下・大口町黒岩・菱刈村柳松・本城村小川添
- 2 日勝山式土器（滑石入薄手）遺跡地、山野村日勝山・菱刈村鶴田
- 3 塞ノ神式土器（頸部く字形）遺跡地、菱刈村塞ノ神・



第26図 阿高式土器口形図

- 4 大口町星ヶ峯・同木崎原・本城村鳥越鼻
- 5 捺型紋土器（押型文）遺跡地、羽月村手向山・菱刈村白坂
- 6 御領式土器（横平行線紋）遺跡地、羽月村瀬ノ下、固有の遺跡地はなくて、他の型式に少量伴出するもの
- 7 轟式土器（隆起細帯紋）

7 変形爪形文土器（註、並木式）

8 西平式土器（絡縄蓆直線紋）

各種土器の編年

上にあげた型式のうち、阿高式土器は九州全域に分布し、縄文時代の初めから、末期まで存在した特殊な土器と思われる。

本郡の前記六カ所の阿高式遺跡地から出る、各遺跡の阿高式土器を、土質の疎密、焼成の程度、器形・文様の統計的資料について、比較検討すると、それぞれの阿高式土器に新旧時代の相違が認められる。この結果にしたがって、古いほうから四期に分けると、第一期、四郎兵ヶ丘、第二期、並木・黒岩、第三期、柳松・タツシ下、第四期、小川添、と言う時代区分ができる。

上の時代区分を受けて、各遺跡から出土する阿高式以外の型式の新旧を、出土遺跡の属する時代区分によって知ることができる。

- 一 四郎兵ヶ丘遺跡 〓 他の型式なし
- 二 並木遺跡 〓 轟式・変形爪形紋（並木式）
- 三 柳松遺跡 〓 変形爪形紋（並木式）・日勝山式・塞ノ神式・捺型紋（押型文）
- 四 小川添遺跡 〓 変形爪形紋（並木式）・塞ノ神式・捺型紋（押型文）？

寺師見国縄文式土器編年

| 土器型式 | 第一期 (四郎兵ヶ丘) | 第二期 (並木) | 第三期 (柳松) | 第四期 (小川添) |
|------|----------------|-------------|-------------|--------------|
| 阿高式 | 〓 | 〓 | 〓 | 〓 |
| 並木式 | | 〓 | 〓 | 〓 |
| 日勝山式 | | | 〓 | |
| 塞ノ神式 | | | 〓 | 〓 |
| 押型文 | | | 〓 | 〓 |
| 西平式 | | | 〓 | |
| 滑石混入 | | 〓 | | |
| 磨消縄文 | 〓 | 〓 | 〓 | 〓 |
| 絡縄凸帯 | 〓 | 〓 | 〓 | 〓 |

この伴出状態から見て、本郡に於ける各種土器の編年の位置は大体右表のようになる。

寺師は北薩の縄文土器の調査に努め、資料も著しく増加した。木村に続いて土器の分類を更に進め、新しい型式も数を増し、この地域の様相がだいぶ明らかにされてきた。ここで問題となるのは増加した土器型式の序列である。寺師はその編年にとりくんだ。

阿高系統の土器を型式分類して新旧四期に分けた。この四期を基準にして、各期に共伴する他の型式の年代を

導き出したのである。

使用した資料がほとんど表面採集によるものであったために、同一遺跡から採集した遺物は、共伴することになり、問題を残すことになった。

南福寺貝塚

南福寺貝塚は寺師見国が熊本県的小林久雄、大口の木村幹夫らと、昭和十一年・十三年（一九三六・三八）に発掘した。（『肥後水俣南福寺貝塚―南福寺式土器―』寺師見国、考古学、10巻7号、一九三九）

貝層は上下二層に分かれ、上層からは第二類土器（南福寺式・市来式）を出土し、下層からは第一類土器（出水式・阿高式）、第三類土器（鐘崎式）が出土して、層位的に出水式・阿高式・鐘崎式が古く、南福寺式・市来式が新しいことが証明された。

寺師が発掘によって得た貴重な資料である。鹿児島県と関係が深く、後の寺師の編年に関係がある。

県内の縄文土器の分類と編年

寺師見国は研究の対象を県内全体に広げて、縄文土器を分類し、その編年を行った。（『鹿児島県下の縄文式土器及び出土遺跡表』寺師見国、鹿児島県肇国聖蹟調査会、一九四三）

九州縄文土器の分類

寺師は県内の縄文土器を分類して、二十二型式をあげ、各々の型式について、主な出土地、色調、文様、器形等を簡潔に図・写真をもちいて解説し、各型式の内容を明らかにした。鹿児島県の縄文土器についての唯一の研究書として、以後の研究者の拠り所となった。次にその型式名をあげる。

土器分類形式

- 1 阿高式（熊本県の地名による）
- 2 出水式（本県出水郡出水町）
- 3 轟式（熊本県の地名による）
- 4 日勝山式（本県伊佐郡山野町）
- 5 塞ノ神式（本県伊佐郡菱刈町）
- 6 押型式（関東以西）
- 7 指宿式（本県指宿郡指宿町）
- 8 南福寺式（熊本県水俣町）
- 9 市来式（本県日置郡市来町）
- 10 御領式（熊本県）
- 11 西平式（熊本県）
- 12 鐘崎式（福岡県）
- 13 並木式（本県伊佐郡羽月村）
- 14 伊波式（沖縄県）

- 15 日本山式 (本県始良郡加治木町) 仮称
- 16 知覧式 (本県川辺郡知覧町)
- 17 永山式 (本県伊佐郡山野町)
- 18 小川添式 (本県伊佐郡本城村)
- 19 深浦式 (本県川辺郡枕崎町)
- 20 喜念式 (本県大島郡徳島) 九州に存在して本県内には出土明らかならざるもの
- 21 水手洗式 (熊本県)
- 22 綾村B式 (宮崎県)

土器形式の系統

鹿児島県の縄文土器には、三つの系統がある。

- 一 轟式系——押型文系
 - 二 阿高式系
 - 三 御領式系——鐘崎式系
- 第一の轟式系と押型文系とは、両者は多くの遺跡で伴出しており、羽月村手向山では、両型式の文様を合せ持つ土器があつて、近い関係にあり、同一系と見られる。
- 第二の阿高系は、阿高式、出水式、市来式、南福寺式、指宿式等で、いずれも阿高式から派生したもので、同一系統である。南福寺貝塚の層序はその関係の一部を示している。即ち下層に阿高式・出水式、上層に南福寺式・市来式 (鐘崎式) が出土して、その新旧関係を明らかに

している。但しこのうち鐘崎式は異なる系統であり、他の地域より移入したものである。

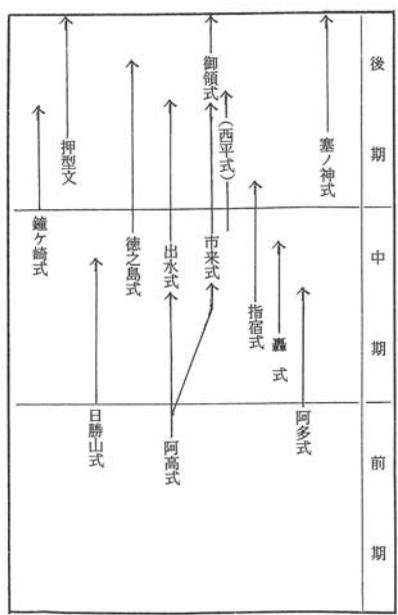
第三は、御領式、鐘崎式、西平式の系統で、制作に共通点があり、磨消縄文も要素の一つである。

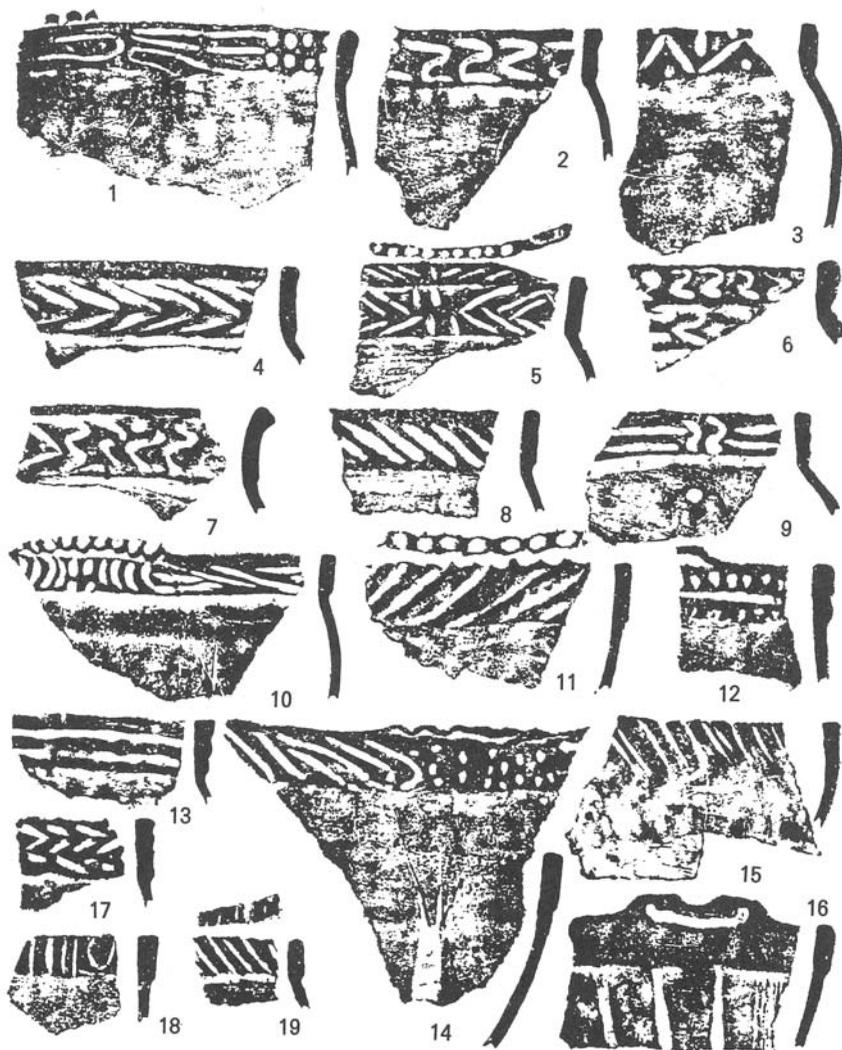
三系統のほかに、日勝山式・塞ノ神式・並木式・伊波式・日本山式があるが、これらにも相互に若干の類似点が見られる。

各形式土器の編年

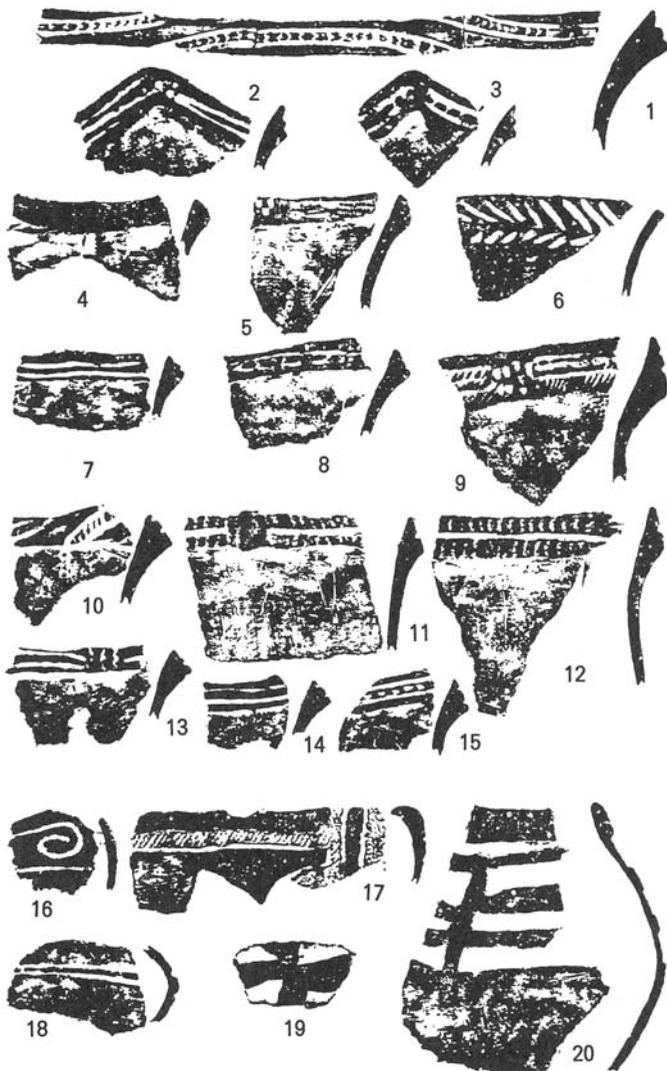
鹿児島県の縄文土器の編年には、木村幹夫の研究がある。(『鹿児島県先史時代の研究』木村幹夫、県教育研究

木村幹夫の鹿児島県縄文式土器編年表





第一類土器（阿高式出水式）
第27図 南福寺貝塚の土器 1



第二類土器（南福寺式市來式）（1-15）及び
 第三類土器（鐘崎式其他）（16-20）

第28図 南福寺貝塚の土器 2

会発表、一九三九)

木村は、当時の阿高式が九州縄文式の古式に属し、御領式が最後期に属すると言う学会の定説と、南福寺貝塚の層序および、遺跡地における土器型式の相互伴出関係によって、次のような編年を行った。(鹿児島県縄文土器編年表五二頁表)

寺師の編年(一九四三)

寺師によれば、夫々の型式の土器は、夫々ある一カ所において生産され、交易によって各地域にもたらされる。従つて土器の波及には到達するまでの時間経過があり、同一型式の土器も、地域によって存在した時期が異なる。と言うのである。

編年については、前の北薩の編年の方法である。阿高式を基準とする編年法をもちい、それに南福寺貝塚発掘の結果による判断を加え、押型文については、従来の後期説を訂正して、前期に現れ後期まで継続するとして、次のような編年を行った。(鹿児島県縄文土器編年表)

両編年に共通するところは、一型式が長期間継続し、二つ以上の数型式が同時に平行して存在する、とする点とである。一つの遺跡で採集した土器を、同時期で、併存関係があると解釈したことによるものである。

山内清男は、型式を年代を示す単位とし、ミネルバ論

寺師鹿児島縄文式土器編年表

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------|------------------|------------------|--------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | | | | | | | | | | 前期 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 中期 | |
| | | | | | | | | | | | | | | 後期 | |
| 日 木 山 式 | 伊 波 式 | 並 木 式 | 鐘 崎 式 | 西 平 式 | 御 領 式 | 市 来 式 | 南 福 寺 式 | 指 宿 式 | 押 型 文 | 塞 ノ 神 式 | 日 勝 山 式 | 轟 式 | 出 水 式 | 阿 高 式 | 各 形 式 |

争（一九三六）では、縄文時代の終末期は地域によって大差はないとした。この考え方に立てば、型式の長期継続、数形式の平行存在は矛盾することになる。

寺師・木村共に、南福寺貝塚では層序による土器の新旧を明確に認めており、発掘調査の積み重ねによって、より正確な編年がもたらされることも良く知っていた。人種論については、木村は『縄文式民衆を旧アイヌ乃至アイヌ的民族、弥生式民衆をツングース的民族であった』（一九三九）と述べているが、木村と共同研究者として研究面ではほとんど同意見であった寺師が、この問題に關しては、医者としての縄文人骨の観察から、『石器時代人の人骨から見ても、知識や体格もそう現代人と違っているとは考えない』（一九四三）。と述べて木村とは意見を異にし、石器時代人を現代人の祖先とする考え方に傾いている。

浜田耕作の橋牟礼川調査によって、石器時代人アイヌ説から開放されたと見られた南九州では、上の記録に見るように、山崎以来、昭和初期に至ってもなお、木村によってアイヌ説は引き継がれていたのである。その後、寺師にいたって漸くアイヌ説からの解放が実現した。

六、発掘による編年

松本彦七郎によって、大正時代に始められた、分層的発掘法によって、昭和初期から、山内清男・八幡一郎・甲野勇らが全国的な縄文土器の編年を作り上げた。

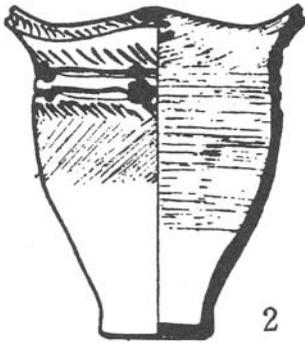
南九州では、京都大学の小林行雄が、昭和二十二年に、鹿児島郡西桜島村武貝塚の発掘を行った。（『鹿児島県桜島武貝塚』小林行雄、日本考古学年報2、日本考古学協会、一九四九）

武貝塚は、桜島の北西部に開けた扇状地の扇端部で、標高八メートルの崖上にある縄文後期の主軸貝塚である。昭和十九年にも京都大学が発掘した。

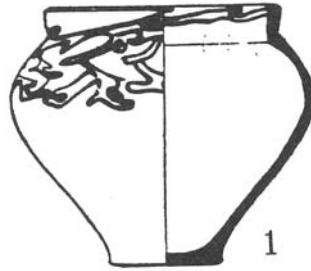
上部土層（五〇〜六〇^モ）は武Ⅲ式（市来式）
中部貝層（五〇〜六〇^モ）は武Ⅱ式（市来式）
下部土層（二〇〜三〇^モ）は武Ⅰ式（指宿式）
を主とし、かつ上部土層には西平式を、中部貝層には鐘ヶ崎式を、下部土層には出水式を、それぞれ少量ずつ含むことが解った。

市来式土器は成形に貝殻条痕を用い、貝殻文・凹線文等の装飾を有する土器で、日置郡西市来村川上貝塚の土器を標式として設定（三森定男）されたものである。頸腹部の文様の構図には、指宿式土器との関係を認めることができるが、連続的に継起したものとするには資料が

武貝塚の土器



2 : 市来式



1 : 指宿式

第29図 (図解 考古学辞典より)

不十分である。

遺跡における土器の層位的研究では、

指宿式(武Ⅰ式)・出水式↓市来式(武Ⅱ式)・鐘崎式

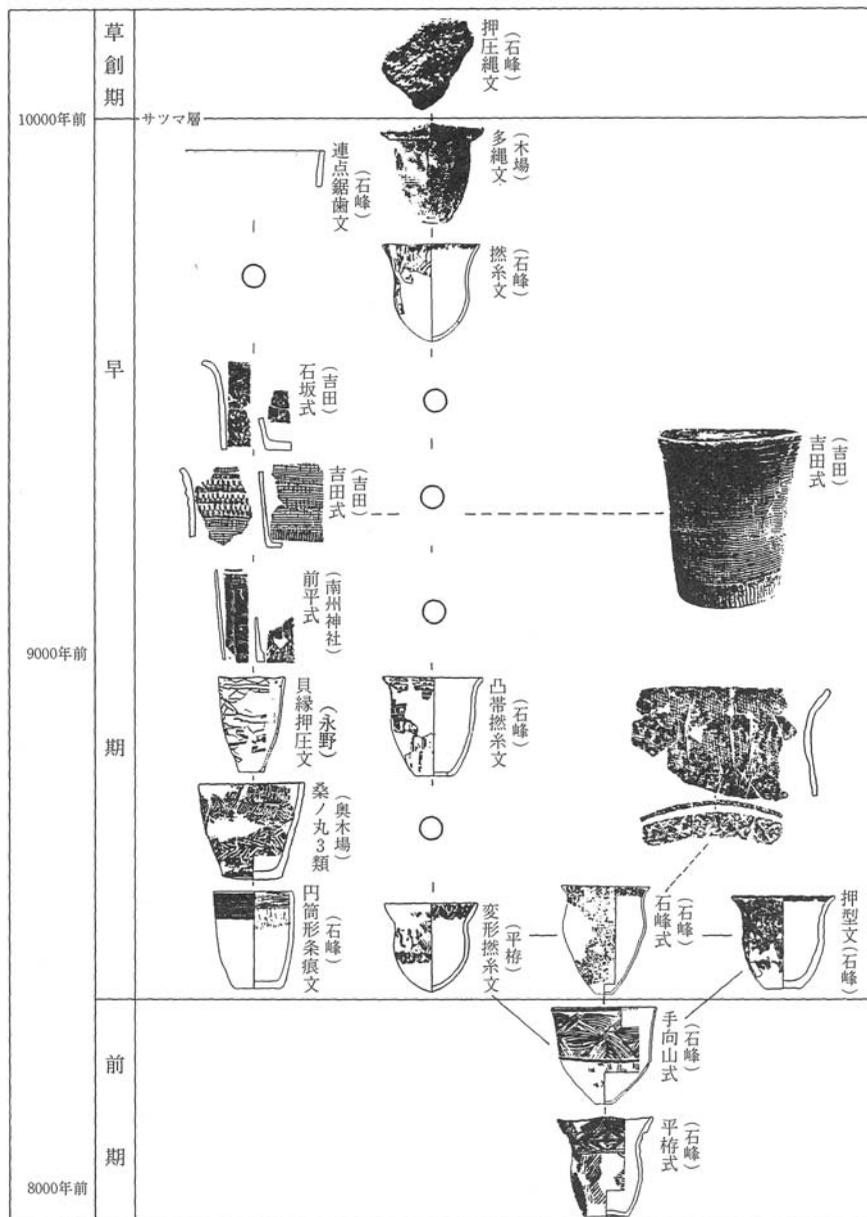
↓市来式(武Ⅲ式)・西平式

という先後関係が発掘の結果によって、初めて解明された。

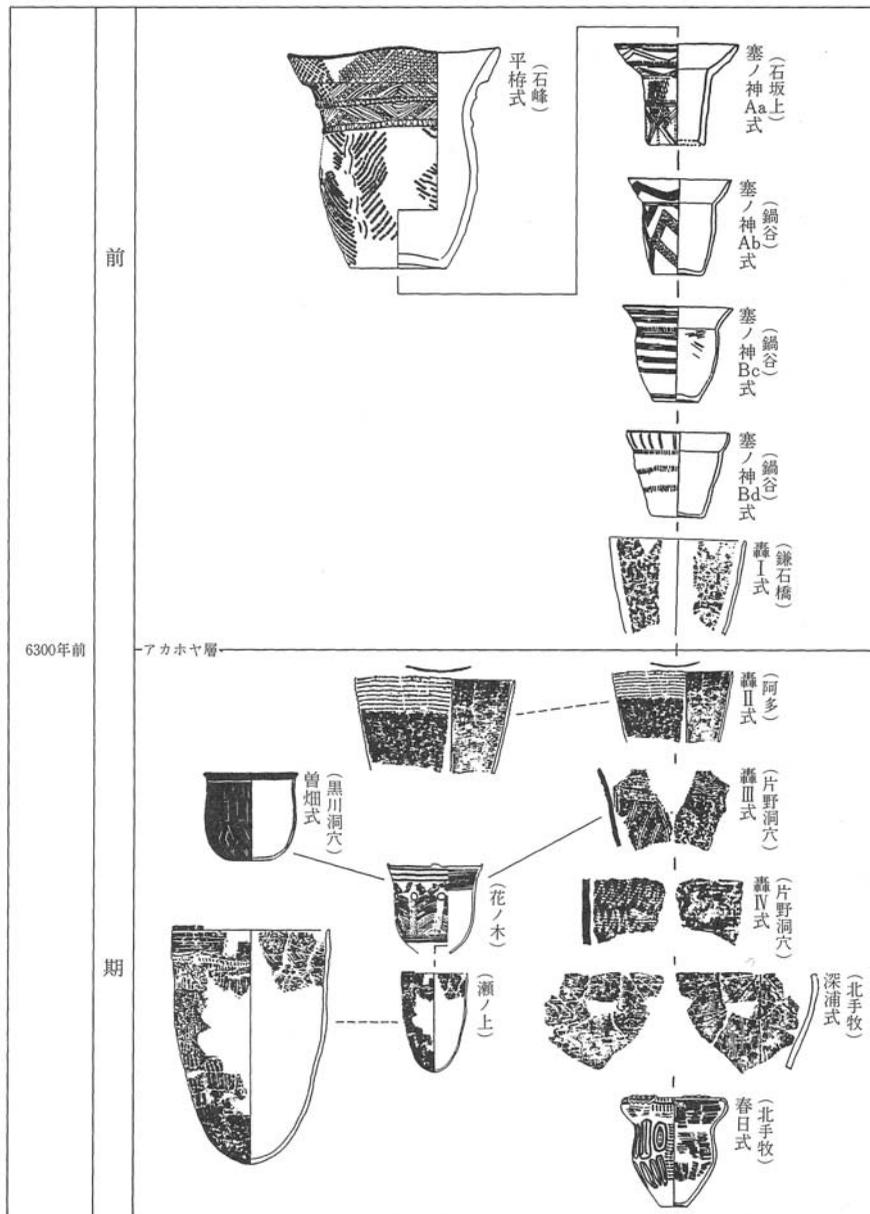
従来木村・寺師によって縄文土器の分類が行われ、十二の型式が明らかにされたが、その編年については、発掘調査によるものでなかったために、確実なものを得ることができなかった。

ここに小林行雄による武貝塚の分層発掘によって、初めて正確な型式編年が確立され、研究史の上に二期を画することになった。

1. 南九州における縄文時代草創期・早期・前期の編年表 I



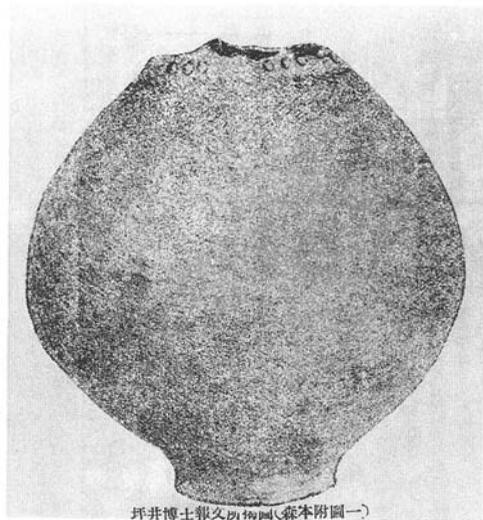
南九州における縄文時代草創期・早期・前期の編年表Ⅱ



第三節 弥生式土器

一、弥生式土器の発見

弥生式土器は、明治十七年（一八八四）東京都文京区本郷の向ヶ岡貝塚において、有坂鋁藏博士しやうぞうによって発見された（人類学雑誌38巻5号、一九二三）。この地は後に弥生町と改められた。その後この土器を『弥生式土器』と称したのは、蒔田鎗次郎である。（東京人類学会雑誌、百二十二号、一八六九）



坪井博士報文所掲圖（従本附圖一）

第30図 向ヶ岡貝塚発見の土器

南九州では、樋口清之博士が弥生式土器を大隅式と薩摩式（又は薩隅式）とに分類したが、成川遺跡の発掘（昭和二十三年文化財保護委員会〔現文化庁〕発掘）後、薩摩式は古墳時代に属することが判明し、成川式と呼ばれるようになった。

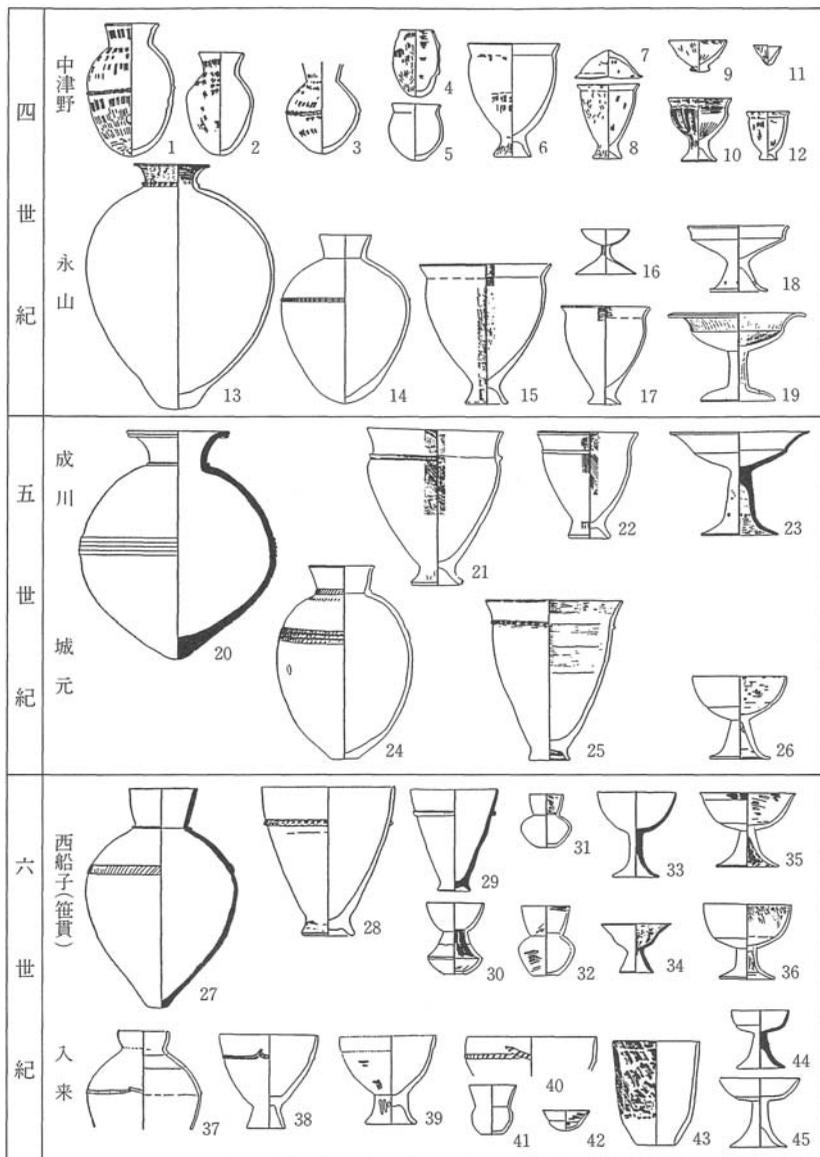
弥生式土器について最も古い記録では、藤田明の「薩摩に発見しました弥生式風の土器と堅穴について」（人類学雑誌一九、一九〇四）がある。万の瀬川沿岸地方に土器の出土地が多いことを述べている。

次は前に述べたマンローの大正四年、垂水市終原貝塚、同濱平貝塚、同サコノヒラ貝塚の調査がある。マンローは中間土器としているが、弥生式土器をさすものである。しかし弥生式ではなく成川様式であることは前に記した通りである。

大正七〜八年（一九一八〜一九）には、橋牟礼川遺跡の山崎五十磨による発見と、浜田耕作らによる発掘が行われ、弥生式土器が出土したが、これらも古墳時代の成川様式土器であった。

山崎五十磨は、大正七年（一九一八）に鹿児島県内の弥生式の遺跡六十カ所を上げている（「鹿児島県下土器分布と民族移住の方向」考古学雑誌、八巻八号）。ここに上がった遺跡を見ると、後に弥生式土器を出土した遺

2. 成川様式の編年



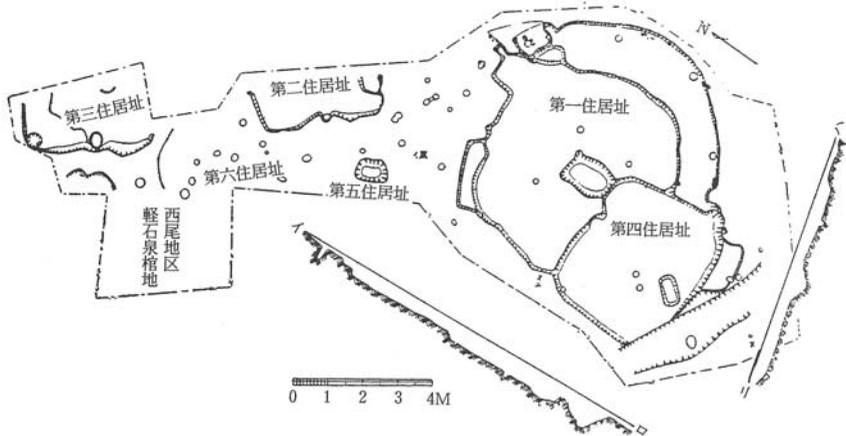
1～12は中津野遺跡, 14・20・23・27・34・44は成川遺跡, 24・26・30～32・35・36は城元遺跡,
21・22・37は辻堂原遺跡, 15・17・18は横瀬遺跡, 38～43・45は入来遺跡, 25・33は千束遺跡,
28は花牟礼遺跡, 29は県立医大遺跡

跡が一、二あるが、他はすべて成川様式の遺跡である。続いて大正八年（一九一九）「弥生式土器遺跡と墳墓との関係」山崎五十麿、考古学雑誌、十巻一号、でとり上げた谷山市不動寺遺跡も成川様式の遺跡であった。

昭和初期に至っても、弥生式土器として発表されるものは、やはり成川様式であり、大口中学校教諭であった隈元静哉が昭和七、八年（一九三二、三）に試掘した郷里の始良郡帖佐村西餅田川原畑（高麗畑）遺跡の土器も成川様式であった（「鹿児島県始良郡帖佐村に於ける遺跡地」隈元静哉、考古学雑誌、二三巻五号、一九三三）。

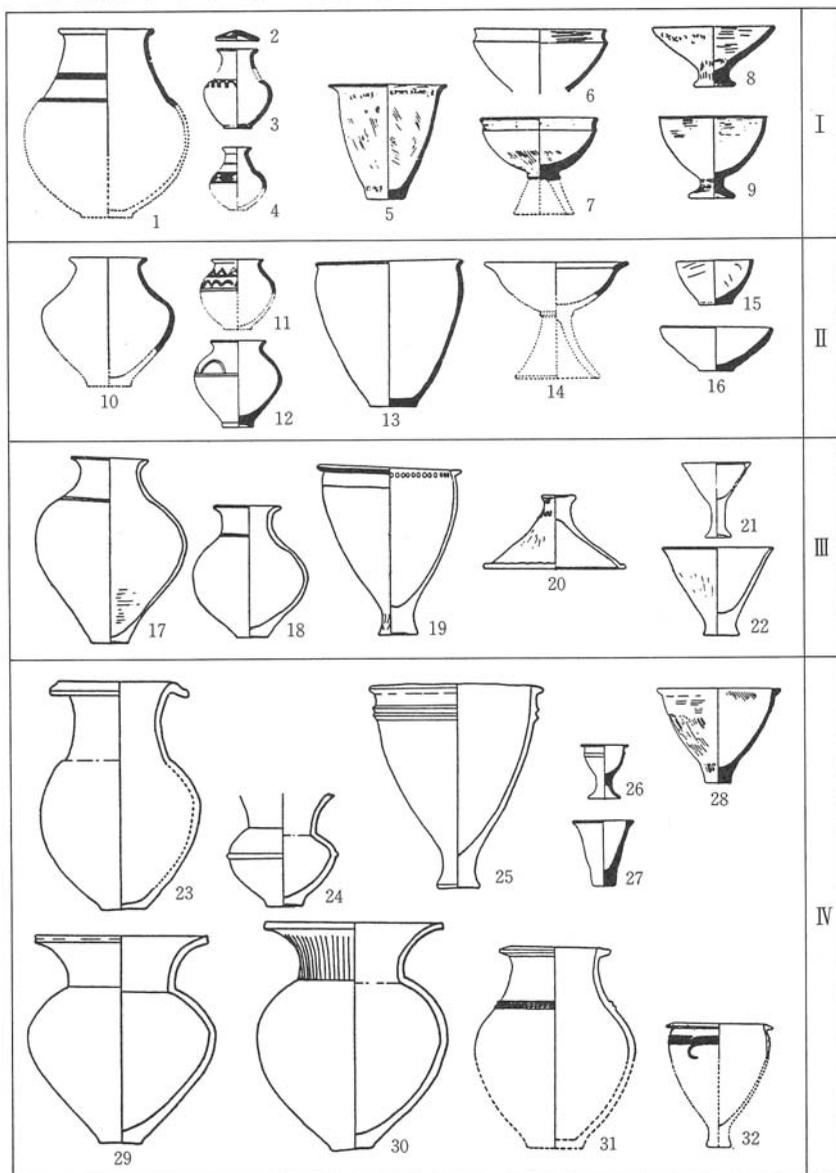
この様な情勢のなかで、昭和十一年（一九三六）に木村幹夫が発表した（「南九州に於ける有文弥生式土器の一型式」史観七、早稲田大学、一九三四）は大口盆地の羽月村浜場、同田ノ上、県立大口女学校北の三遺跡から出土した免田式土器に関する論文であった。初めて弥生後期末の遺跡が明らかになったのである。

昭和十三年（一九八三）に、森本六爾・小林行雄の編著で弥生式土器聚成図録が東京考古学会から発行された。弥生式土器の実測図を十二の地域に別けて記載している。そのうち南九州地方は五葉に収録され、A・B・C・D・Eの五様式に分類されている。A様式は凡そ大隅式に該当し、B様式は免田式が大半を占める。C様式は成川様



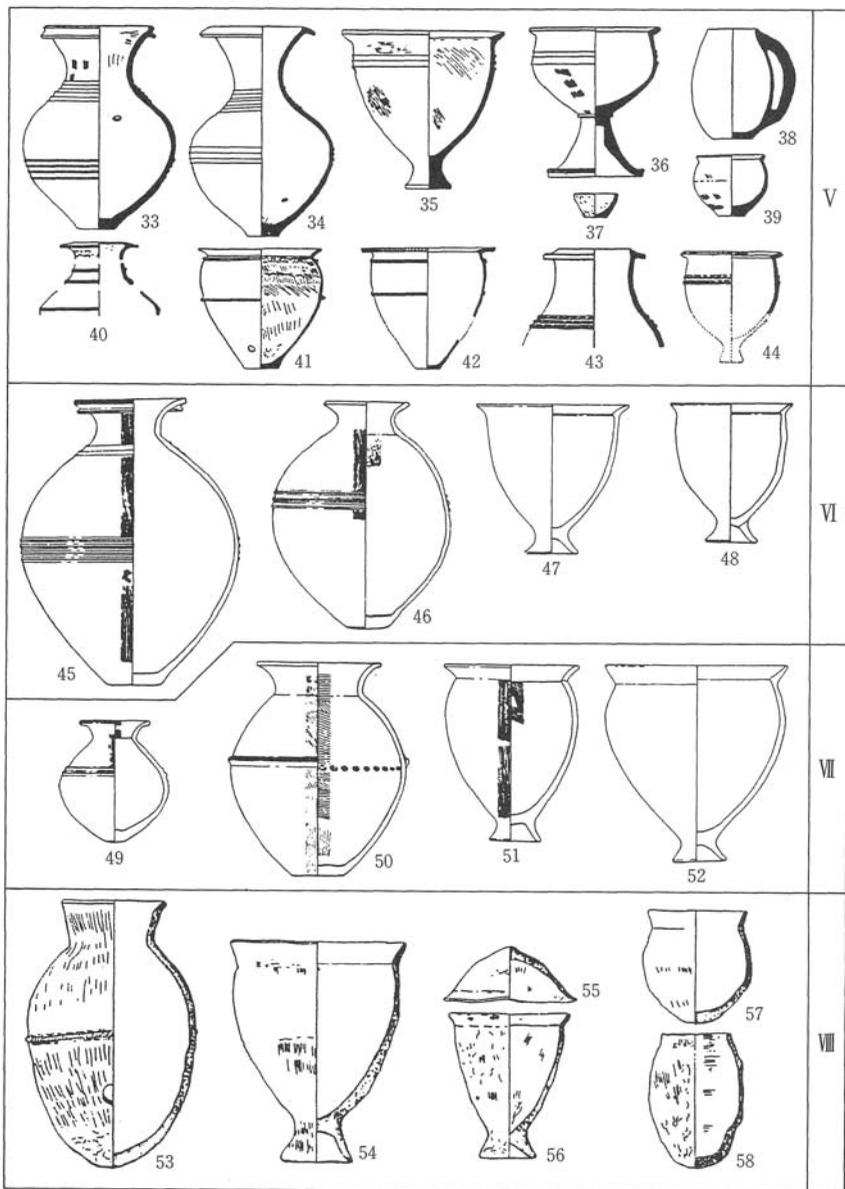
第31図 一の宮遺跡平面

3. 南九州における弥生土器の編年 I



I・IIは前期, III・IV・Vは中期, VI・VII・VIIIは後期。1～11・13～16は高橋貝塚, 12は口輪野遺跡, 17～22・31・32は入来遺跡, 23～25・29・30は吉ヶ崎遺跡, 26～28は山ノ口遺跡

南九州における弥生土器の編年Ⅱ



33～39・43～44は山ノ口遺跡，40～42は成川遺跡，45～52は松木園遺跡，53～58は中津野遺跡

式が大半を占め、D様式には櫛目式土器が含まれ、E様式は最後の時期とされている。

この図録によって鹿児島県の弥生中期の土器が初めて明らかにされた。

二、弥生遺跡最初の発掘（一の宮遺跡）

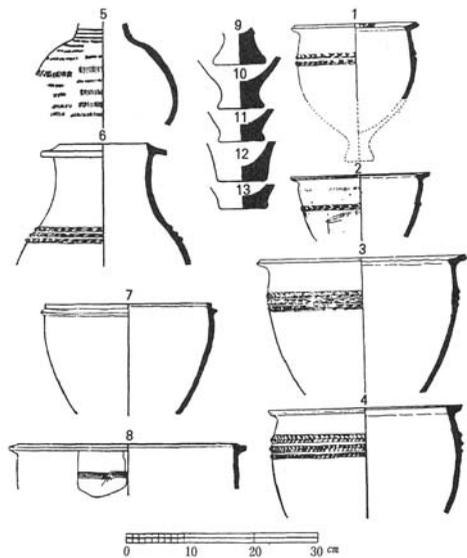
昭和二十五年（一九五〇）に鹿児島市郡元町一の宮遺跡を発掘した（『一の宮遺跡報告』河口貞徳、考古学雑誌、三七巻四号）。鹿児島県における弥生遺跡最初の発掘であった。

遺跡の上層からは当時薩摩式と呼ばれていた成川様式が出土し、下層からは基盤の砂層に掘り込まれた四基の竪穴式住居跡と、軽石礫の集石遺構などが発見された。

下層の時期は弥生中期で、土器は一の宮式と命名した。住居跡は円形の大型竪穴と、方形の小形竪穴の組み合わせからなり、共にベッド状遺構を有するものであった。

大形竪穴住居跡からは、壺形土器・甕形土器、磨製石鏃、磨製片刃石斧、磨製石包丁、軽石製器台等が出土して、共存関係を明らかにした。工房的な意味をもつ遺構と考えられる。他の竪穴、集石遺構と合わせて集落の小単位を成すものである。

遺跡は一の宮神社境内に保存され、鹿児島市の史跡と



第32図 一の宮遺跡出土土器（弥生中期）

して指定されている。

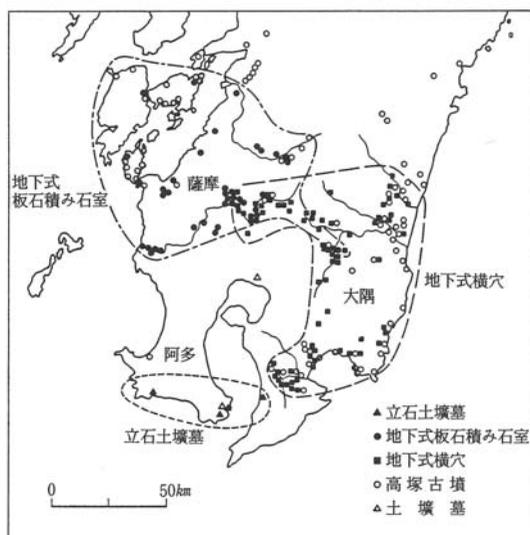
発掘によって層位的に、薩摩式（成川様式）と一の宮式の先後関係を明らかにし、従来ほとんど不明であった、鹿児島県における弥生文化について、中期の一集落とその様相を初めて明らかにし、地域の弥生文化の解明に一歩を踏み出すものとなった。

第四節 古墳

五世紀代には、東南部九州が畿内勢力下に入り、志布志湾沿岸まで畿内型古墳を見ることになった。続いて南九州西海岸では、六世紀代に入って、抵抗の少ない島嶼部を選んで畿内勢力の南漸がみられる。長島の各古墳群が最初の橋頭堡である。続いて本土への足掛かりとなったのは、黒之瀬戸を渡った脇本古墳群である。

ここには、地下式板石積石室と共に、横穴式石室古墳、箱式石棺が見られる。熊襲隼人の埋葬といわれる地下式板石積石室葬が行われていた地域に、畿内型古墳が入り込んできたわけである。しかし、この古墳に象徴される畿内勢力は、内陸部への浸透を果たさず、海路南下して川内川河口にいたり、船間島古墳をつくって終わっている。

南九州では、畿内型古墳のほかに、熊襲・隼人の埋葬といわれる地下式横穴・地下式板石積石室・立石墓といわれる埋葬法が行われている。地下式横穴は、宮崎県中南部、鹿児島県北東部および志布志湾沿岸に分布し、地下式板石積石室は熊本県南部から川内川流域、天草島および長島に広がり、立石墓は薩摩半島南部に見られる。次にそれらの発見の経緯についてみよう。



第33図 南九州における古墳の分布

一、地下式横穴

地下式横穴の発見については瀬之口伝九郎の論文がある。(『九州南部の地下式古墳に就て』瀬之口伝九郎、考古学雑誌九卷八号、一九一九)

寛政庚申五月に桂川忠良が出した桂林漫録中の『古甲胄』をひいて『寛政元年(一七八九)春、日州諸縣群六日町の農夫弥右衛門、田に流れを引かんが為に、溝を掘ること数尺、古塚に当る。穴は横様に掘り、穴の四辺赤

かりしという。中より齒一、鏡三、刀五、鉄製甲冑一、玉数個、その他若干を得たり。鏡は四乳鏡で、純青、翠の如く、鏡背の花紋細きこと髪の如く、甲冑は腐蝕して全貌は不明。』

瀬之口はこの記事によって、蓋し地下式古墳最初の記録たるなり。と述べている。現在の国富町六日町に当たり、他に松原塚、猪の塚などがある。

次に、明治十年（一八七七）、日向国本庄村（現国富町本庄）劍柄神社祠官宮永眞琴は、本庄村古陵墓見聞図説を現して、松原塚、猪塚、轡塚、鈴塚等の付近にある地下式土壙に付いて出土品を上げている。この記事によって関心をもった瀬之口は、現時点（大正八年）での地下式横穴について調査記述している。

地下式横穴の分布地として、宮崎県本庄町、同小林町、同福島町。鹿児島県大崎町、同東串良町、同西串良町、同高山町、同吾平町、同栗野町、同吉松町を上げている。右のうち宮崎県では、本庄町の例を上げている。本庄町稲荷馬場（稲荷町）武井新氏宅地の地下式古墳、羨道は土を以て埋め、玄室は地表面下一・二メートルにあり、高さ一・一メートル、長さ（東西）一・六メートル、幅一・二メートル、東西北面には棚を作り、天井はドーム状、南面は羨道で高さ八〇センチ、幅七〇センチあり、川原石で塞ぐ。玄室には小児骨二

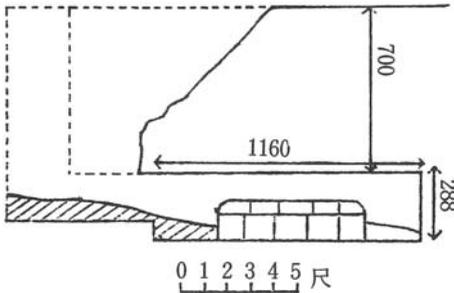
体あり、顔面四肢に夥しい朱が見られる。副葬品としては、東側の棚に鉄族十本、西側の棚に直刀一、刀子一、劍二、三が置かれていた。

鹿児島県では、志布志湾沿岸および北薩の例を上げている。志布志湾沿岸では、西串良村大字岡崎字和田馬場および小塚、始良村（吾平町）大字麓字西原がある。

和田馬場のもものは、玄室の天井は切妻で、花崗岩の平石からなる組合石棺を内蔵するものであった。

小塚のもものは、羨道を三〇センチ浅して切り取られ、玄室

西串良村小塚古墳実測図（縦断面図）

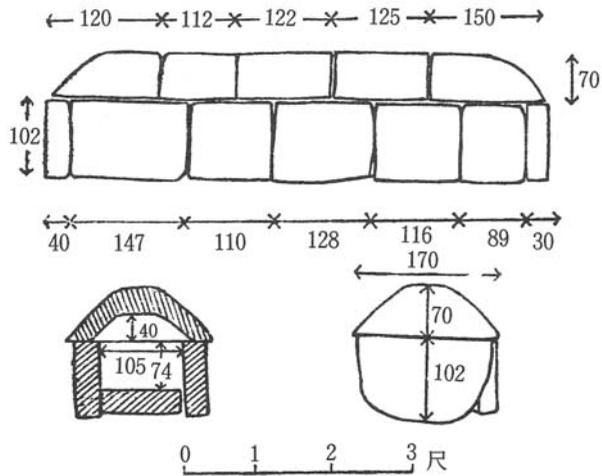


第34図

は三・五×一・七メートルの長方形で、高さ八七センチ、天井は平坦、軽石の板石による組合石棺を内蔵している。人骨二体、副葬品は鉄劍一、刀子一、鉄族一、小刀一であった。

西原は、明治四十四一年（一九〇七・〇八）に

西串良村小塚古墳石棺実測図



第35図

吾平小学校をここに移転し、その開発工事によって数十基の古墳が発見された。小円墳と地下式横穴である。

地下式横穴は、規模が小さく、玄室の天井には切妻型とドーム状の二通りがある。羨道は土塊で閉塞し、玄室

に軽石石棺を内蔵するものも二、三あり、軽石製石枕も発見されている。副葬品としては直刀と鉄族が知られている。

その他、高山村大字野崎字塚崎のものは、円墳・瓢形墳の間にあり、組合石棺を内蔵する。小封土の点在するものは玄室の頂上を示すものではないか？

大崎村大字仮宿字古年のものは、墳底に浜砂を布き、古鏡一面出土す。

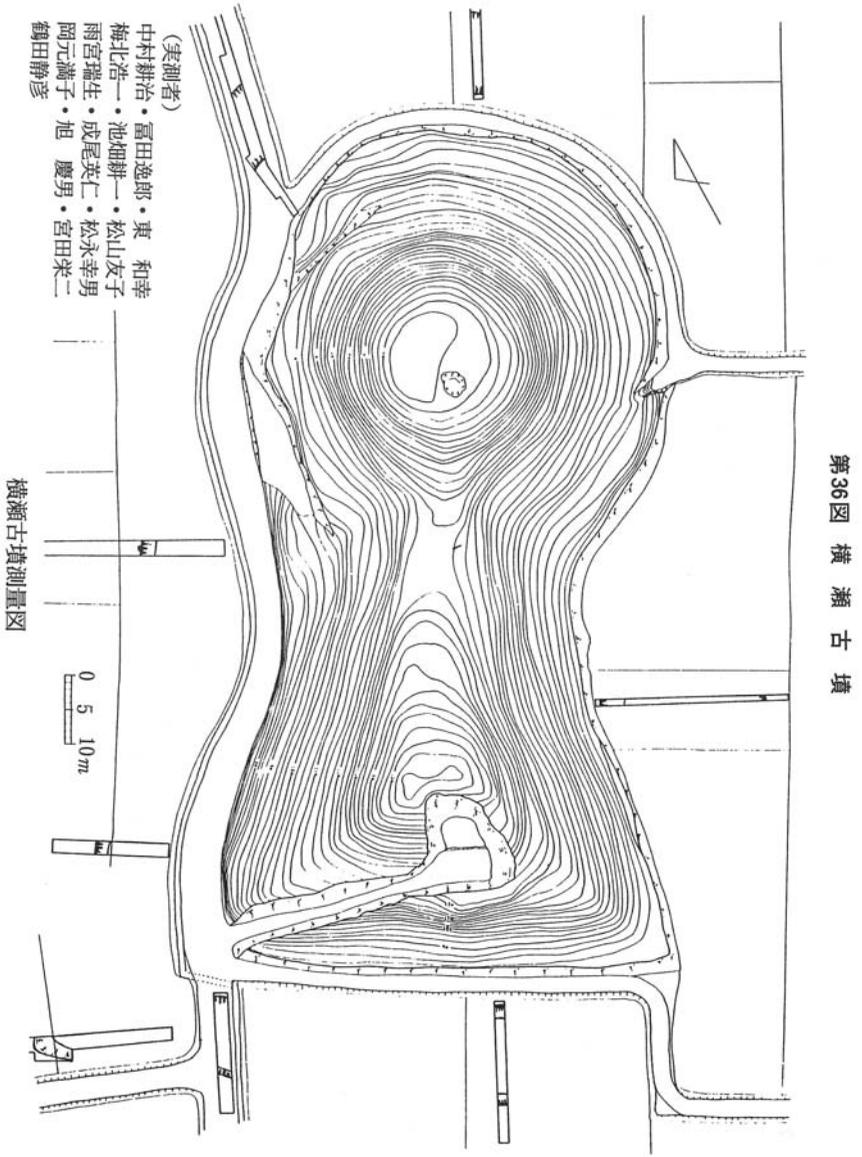
東串良村大字川西字別府原はびよんばる円墳の分布地にあり、玄室の天井はドーム状、副葬品は盤と直刀。等がある。

北薩地域では

始良郡吉松村大字川西字堀ノ原に、明治三十四年（一九〇一）五月と明治四十四年（一九一）八月に鉄道工事によって、面積一反部に亘り、地下式古墳が数十基発見された（鬼塚兼信、吉松古跡考）。

羨道と玄室の間を平石で閉塞するもの。平石による組合石棺を内蔵するものなどあり。四体を埋葬するものもみられ、副葬品には直刀・剣・鉄族・鏡等があった。短甲と見られる鏡板も出土している。

そのほか、始良郡栗野村大字北方字池ノ川台地において、池ノ上清吉が明治三十三年（一九〇〇）に農作業によって地下式古墳を発見した。羨道と玄室の間を平石で



閉塞し、玄室は一・五×一・八の長方形で、人骨一体を埋葬し、直刀、鉄族が副葬されていた。

以上が大正八年（一九一九）までの地下式横穴発見の状況である。この時点での山崎五十磨による、伊佐郡菱刈村、羽月村での地下式横穴の発見もあった。

二、畿内型古墳の発見

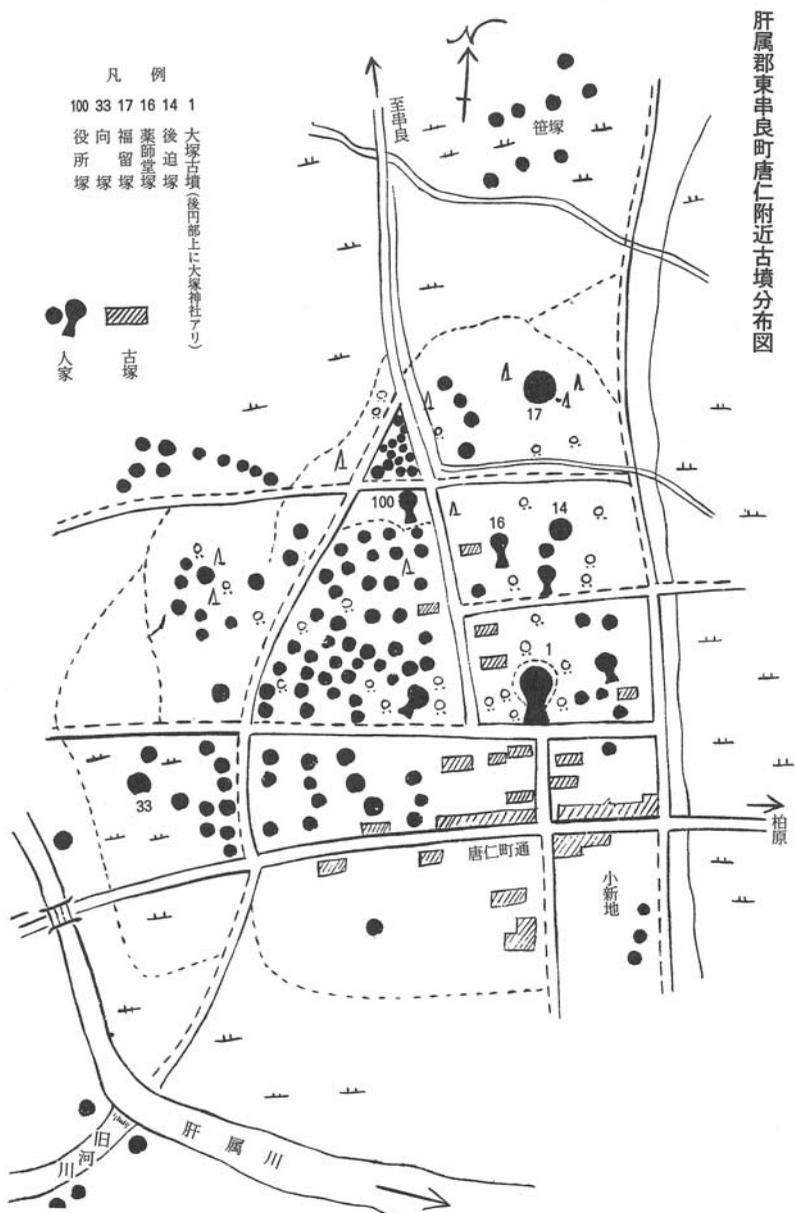
鹿児島県で畿内型古墳が発見されたのは、山崎五十磨が「鹿児島県下に、古墳の存在するを学界に認められるに至ったのは、五、六年前のことであった。当時栗田茂治氏、続いて瀬之口伝九郎氏曾於郡大崎村大塚山古墳を発表せられ、また肝属郡高山村に古墳群あるを発表せられ、以て当鹿児島県内に古墳の存在が初めて認められるに至ったのである」（『鹿児島県の古墳分布に就いて』考古学雑誌十四卷三号、一九二二）。と述べているように、大正五年（一九一六）であった。

瀬之口伝九郎は、この年に曾於郡大崎町の横瀬古墳について発表している（『大隅国大崎村瓢形古墳及び其埴物に就いて』考古学雑誌、六卷十二号、一九一六）。

「大崎村の大字横瀬に、海岸より隔たる十町許の、田圃中に、一小丘大塚山といふがある。これが瓢形古墳（前方後円墳）である。前方部の径は、五八・一八、



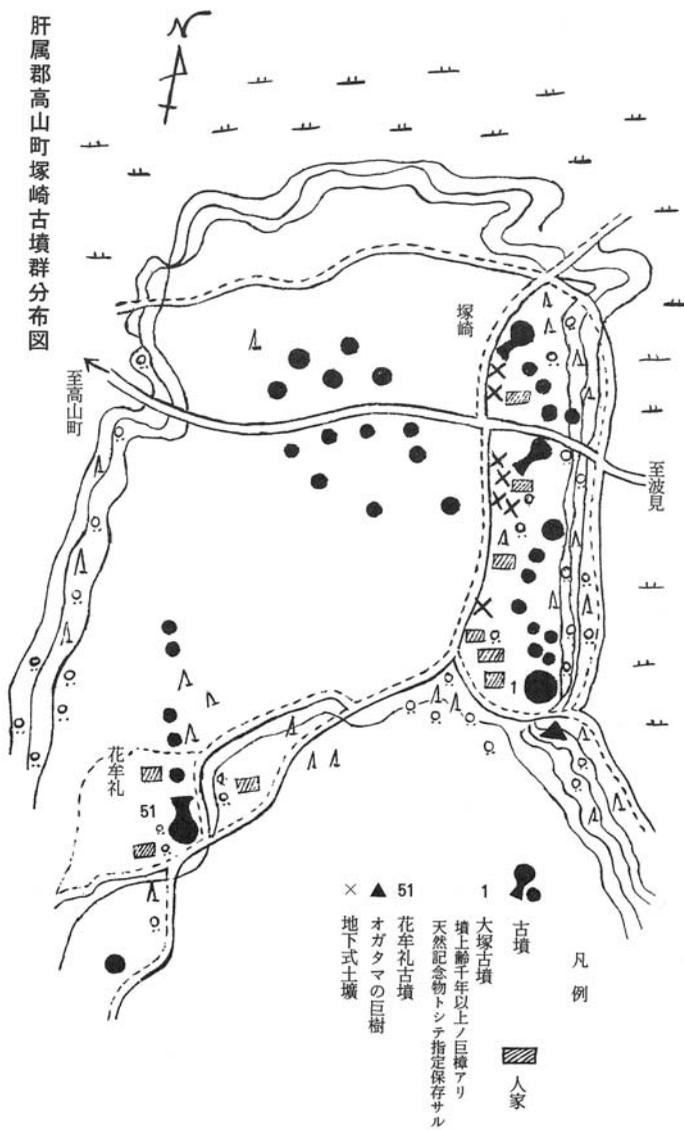
第37図 空から見た横瀬古墳



肝属郡東串良町唐仁附近古墳分布図

第38図

肝属郡高山町塚崎古墳群分布図



第39図

クビレ部の径、約五〇・九センチ、口縁部の径は、二七・七センチ、縦径は、一〇九センチ、後円部の高さは、一四・五四センチで前方部はこれより低い。前方部より二七センチ程隔てて、高さ一・八センチの台地があり、この間を埴址ではないかと推定している（一一～一八センチの周埴が検出されている）。後円部はやや削平されて、縦壙があり、石槨が露出して葺石が現れている状態であった。」

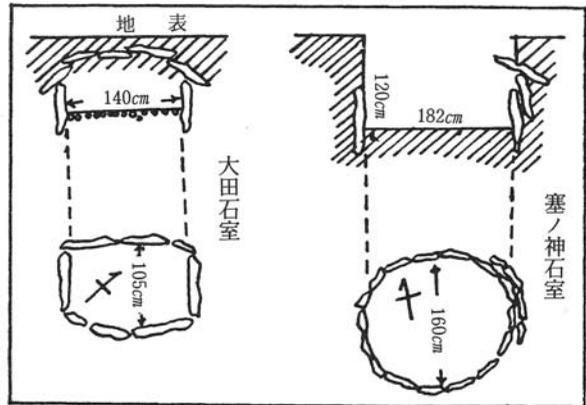
瀬之口は後円部の八号目あたりで出土した埴輪円筒と埴輪の盾について発表している。

この古墳は鹿児島県で最初に発見された前方後円墳で、昭和十八年に、国の史跡に指定されている。

三、地下式板石積石室の発見

最初に発見されたのは、川内市佐目野の横丘古墳である。（『川内地方を中心としたる、郷土資料』松園清兵衛、川内中学校、昭和七年、一九三三）によると、大正十二（十三年（一九二三）二四）に古墳十基が発見され、形は円形で土のみで築造し、石槨は大小の石二百個余りで築造されている（昭和二十九年の調査で方形石室の地下式板石積石室であることが確かめられた）。副葬品には、須恵器（高杯）・金環銀環・兜・刀・剣・鏢・鉄族・轡が上げられている。

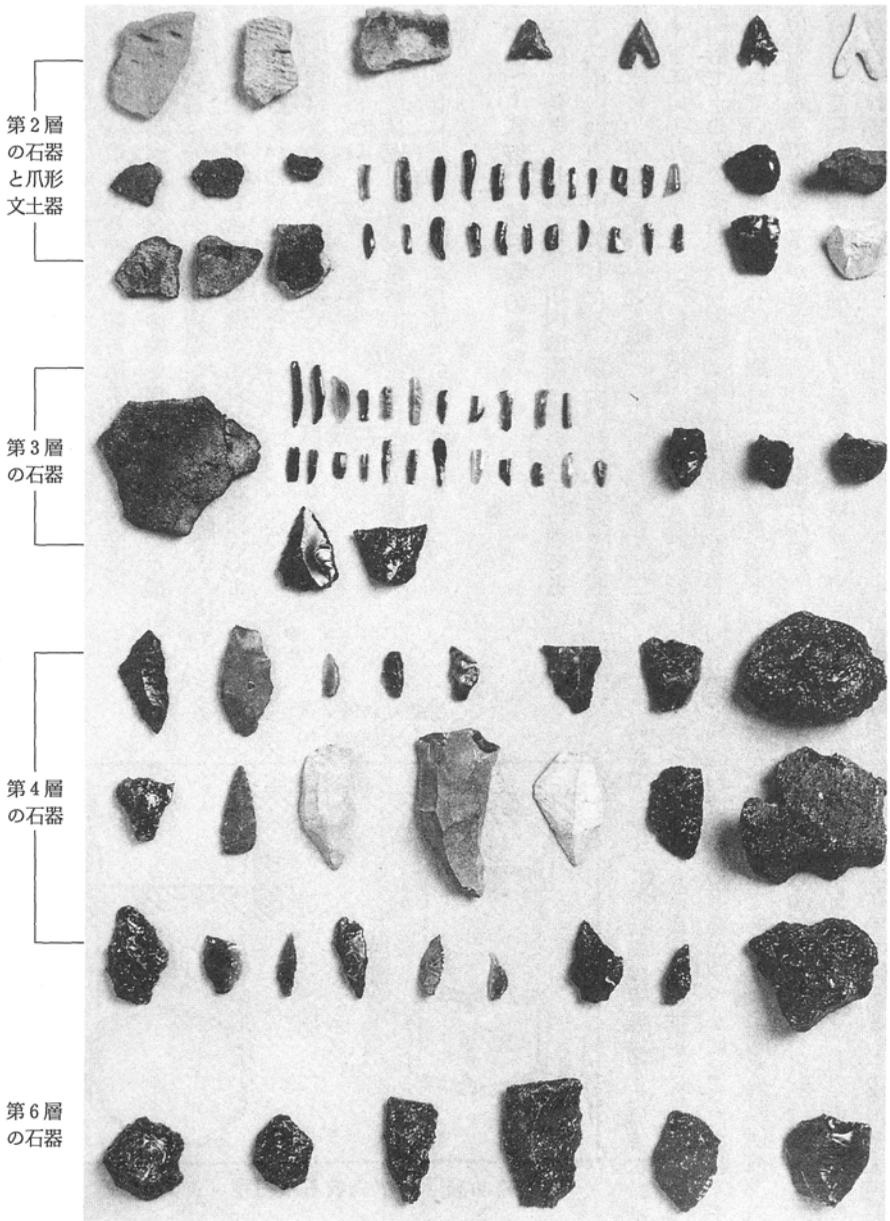
菱刈村塞ノ神石室（右）
大口町大田石室（左）



第40図 地下式板石積石室（古墳時代）

この時点では地下式板石積の実態は未だ確実には把握されておらず、時代も奈良時代と推定されている。

地下式板石積石室の形態が明らかになったのは、その後十年余りたつてからであった（『鹿児島県伊佐郡内の古墳』木村・寺師、考古学雑誌二六卷六号、一九三六）。上記の木村・寺師の論文によると、「石室の構造は板石を一段あるいは二段に立てて周壁として楕円形・円形或



第41図 上場遺跡の石器、旧石器時代後～晩期

いは方形の石室を造り、死体および副葬品を納れて土壌を満し、その上部に多数の板石を並べて蓋としている。底部は土壌のままのもの、拇指頭大の川石を敷いて底とせるもの、或いは大なる板石を敷いて底とせるものなどがある」と述べて地下式板石積石室の実態が既に明らかにされていることが解る。

地下式板石積石室（当時単に石室と呼んでいる）の例として、菱刈村市山墓ノ神遺跡・大口町里字諏訪野遺跡・大口町大田遺跡をあげ、塞ノ神遺跡には楕円形石室三基、諏訪野遺跡は円形石室一基、大田遺跡には楕円形石室三基、方形石室四基があることを述べており、石室の形状まで留意していたことを示している。

四、立石墓の発見

立石墓は昭和三十三年に採土工事によって発見された。（『成川弥生式群集墓』河口貞徳他、考古学雑誌四三巻四号、一九五八）。薩摩半島南端の山川町成川曲り道遺跡は、立石を持つ弥生後期から古墳時代に至る群集墓である。昭和三十三年（一九五八）には文化財保護審議会（現文化庁）が発掘調査を行った（『成川遺跡』、埋蔵文化財発掘調査報告書、第七、文化庁、一九七四）。

第五節 旧石器

昭和二十二年（一九七四）相沢忠洋によって、群馬県の岩宿遺跡が発見され、日本の旧石器時代研究の幕開けとなった。以後全国で旧石器時代の遺跡が次々に発見されていった。

鹿児島県では昭和二十八年（一九五三）に、川内市楠元町中馬立で、竹之隈静雄が尖頭器三個を発見したのが最初である。しかしこの遺跡の発掘調査は行われていない。

その後十四年を経て、旧石器の発見に執念を燃やし続けていた出水高校の美術教師、池水寛治が、遂に出水市上場遺跡を発見し、昭和四十一年（一九六六）に発掘調査を行った（『鹿児島県出水市上場遺跡』池水寛治、考古学集刊三巻四号、一九六七）。

後期旧石器時代になると、中部および東部ヨーロッパでは、平地住居や浅い堅穴住居が、ローム層のなかに掘り込まれて多く残されている。

日本では発見例が少なかったが、昭和四十六年（一九七一）夏、上場遺跡で堅穴住居が発掘された。

上屋は朽ちて見当たらなかったが、赤土のなかに掘込まれた柱穴がはつきりと残っていた。直径約三・七㍓、



第42図 約15,000年前の竪穴住居跡 出水市上場遺跡 旧石器時代後期

深さ〇・七メートルのほぼ円形のもの、長径約七メートル、短径約三・七メートルの楕円形の住居跡二基が発見された。いずれも約一万五千年前のものである。

第六節 自然と先史時代

一、火山活動と先史時代

大隅・薩摩の両半島にかこまれる鹿児島湾は、湾頭の始良カルデラ（約二万二千年前）、および湾口に近い阿多カルデラ（四万年前）の爆発によってできたものである。桜島はその後に噴火した火口丘で、現在も盛んな活動を続け、一部の住民は移住した。

鹿児島湾は急崖となったカルデラ壁に囲まれ、崖下にはその後の堆積によって狭小な沖積平野がつくられているが、ここに人が住むようになったのは六千年前ごろからである。

これらのカルデラの噴火によって生じた火砕流かさいりゅうは県内全域をおおい、火山灰は堆積して不毛のシラス台地をかたちづくり、面積は県全域の半分以上に達している。このシラス台地がその後の人びとの生活に及ぼした影響はきわめて大きく、縄文文化の狩猟・採集には好適地であったが、水稻耕作を主とする弥生文化の発展にとっては大きな障害となった。



第43図 竹島から見た硫黄島

さらに、本県には南に凡そ六〇〇^キにわたって、延々とつらなる薩南諸島がある。これらは、九州山地の断片と火山島からなり、大隅諸島、トカラ列島、奄美諸島が南北に長く連なっている。

このうちトカラ列島は、本土と南島との先史文化圏の境界となっている。

第四紀に、超広域に降下した火山灰で、南九州に起源を持つものが二つある。

その一つは始良・丹沢火山灰（AT）である。

南九州に「シラス台地」をつくった火砕流堆積物（入戸火砕流）と同時に始良カルデラから噴出したもので、C一四年代は二万二千年〜二万二千年前とされている（町田洋・新井房夫、一九七六）。

短期間の火山活動によるもので、ほとんど日本列島全域に分布が見られるため、旧石器編年の指標としての価値がたかい。

いま一つは、アカホヤ火山灰（Ah）である。

佐多岬の南西約四〇^キの海底にある巨大な鬼界カルデラの火砕流（幸屋火砕流）噴出時の火山灰で、C一四年代は約六千三百年前とされている（町田洋・新井房夫、一九七八）。AT火山灰と同様、短期間の爆発によるもので、その分布はほとんど日本列島全域に及んでおり、

縄文土器出土層順の指標となりつつある。

南九州では、中小規模の火山噴火も多く、その中でとくに注意されるのは、桜島火山起源の薄層理軽石質火山灰である。町田洋により「サツマ層」と名付けられたもので昭和五十六年（一九八一）。

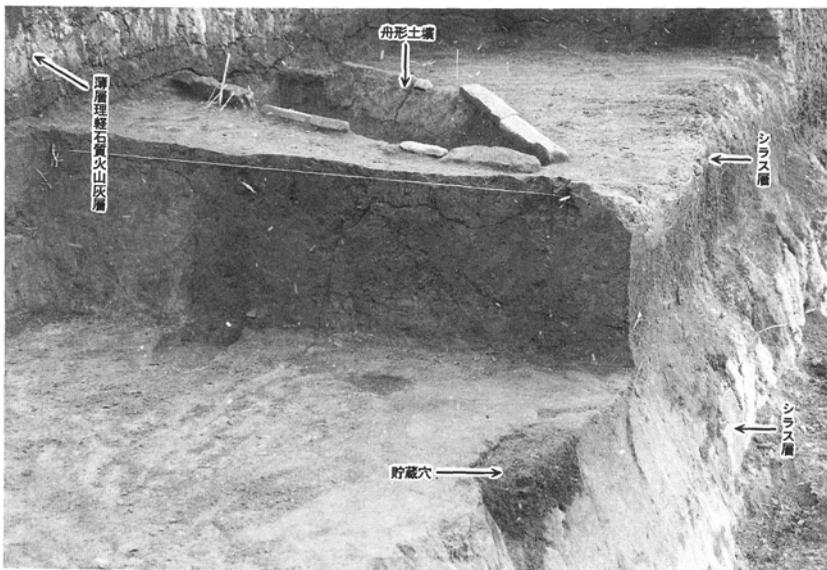
鹿児島県内に広く分布し、C一四年代は約一万年から一万二千年前である。細石器から縄文への移行期を示す重要な指標となっている。

これらの火山灰を発生した火山活動は、南九州の住民に大きな災害を及ぼした。たとえば、鬼界カルデラの火砕流は種子島、屋久島の全域および大隅、薩摩両半島の中部以南をおおい、生物はことごとく死滅したであろうと推定されている。

大隅半島の志布志町帖にある釜石橋遺跡は、この爆発で火砕流の直撃を受け、壊滅した集落の遺跡である。時期は轟I式の時期であった。

二、気候の変化と先史時代

安田喜憲^{やすだのり}の晩氷期（一万一千五百年前頃）森林帯気候分布図（『気候変動』安田喜憲、縄文文化の研究、I、一九八二）によると、晩氷期における南九州の気候は、海岸平野部では照葉樹林気候、内陸山岳部では冷温帯落



第44図 木ノ実貯蔵穴（東黒土田遺跡）

葉広葉樹林気候となっている。

大隅半島南部の志布志町東黒土田遺跡は、海岸より七・六キ、標高一六三メートルの山麓遺跡であるが、シラス層に掘り込まれた堅果の貯蔵穴が発見されている。

C一四年代は一一三〇〇±一三〇Y・B・Pで、出土した堅果は、粉川昭平によると、クヌギ、アベマキ、カシワ、ナラカシワの可能性があるといわれている。

現在では、これらのブナ科植物は、大隅半島では高隈山地の標高八〇〇メートル以上に分布している。したがって、当時の森林帯は現在より六〇〇メートル以上下降していたことになる。

気温の通減率を二〇〇メートルについて〇・五〜〇・六度とすると、年平均気温は現在より三度以上低かったとみら

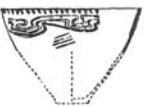
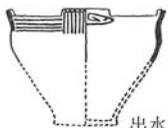
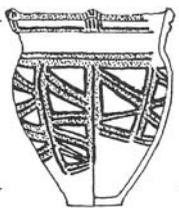
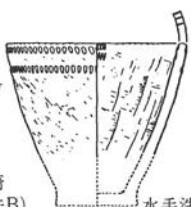
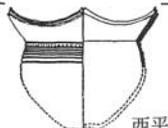
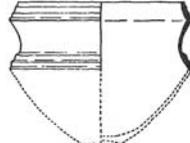
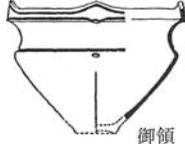
れる。南九州にあつては、この時期に土器の発見があるが、東黒土田をはじめとして、いずれも冷温帯落葉広葉樹林気候に属する地域で発見されている。

晩氷期以後、次第に温暖で乾燥した気候に進むが、四千〜三千年ごろに地球的な規模で、冷涼で湿潤な気候に急変した。

南九州にあつても、この気候の変化は、縄文時代後期の文化に種々の影響を与えている。

たとえば、この時期には、瀬戸内地域の磨消縄文土器文化が盛んに南九州に伝播し、また、気候冷涼化の初期には縄文時代後期の遺跡数が減少し、気候冷涼化の中期になると、逆に遺跡数が増加して文化圏の拡張がみられるというような現象が起こっている。

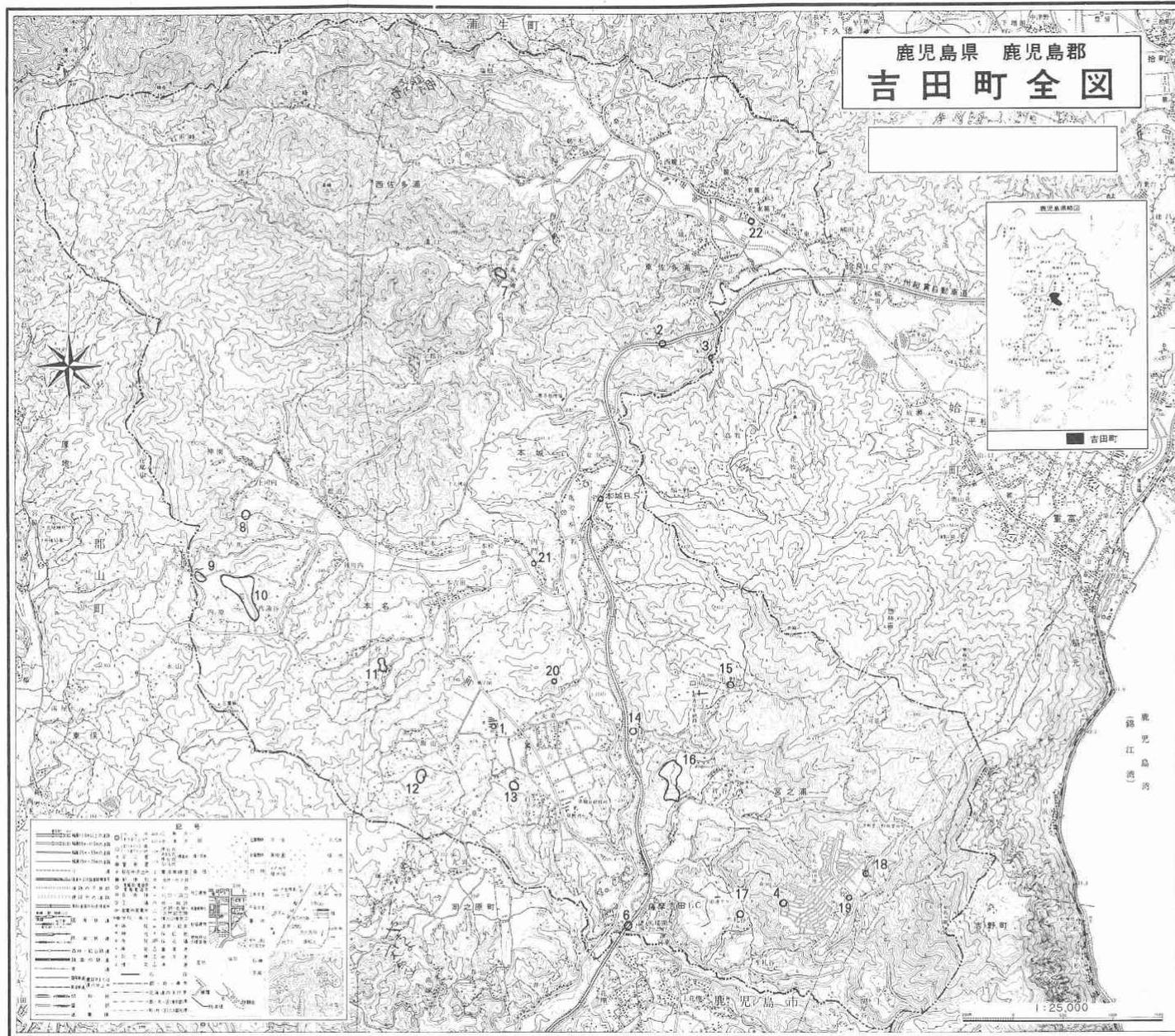
4. 縄文時代後期における磨消縄文土器と地域の土器

| 中 九 州 | | 南 九 州 | |
|---|--|---|--|
| 磨消縄文土器 | 地域の土器 | 磨消縄文土器 | 地域の土器 |
| |  <p>南福寺</p> |  <p>中津</p> |  <p>岩崎上層</p> |
|  <p>福田K II</p> |  <p>出水</p> |  <p>福田K II</p> |  <p>倉園A</p> |
|  <p>小池原IV</p> |  <p>鐘崎 (水手洗B)</p> |  <p>水手洗A</p> |  <p>市来I</p> |
| | |  <p>平城I</p> |  <p>市来II</p> |
| | |  <p>鐘崎</p> |  <p>市来III</p> |
|  <p>西平</p> | |  <p>西平</p> |  <p>草野</p> |
|  <p>三万田</p> | | | |
|  <p>御領</p> | |  <p>御領</p> | |

遺跡地名表

| 番号 | 遺跡名 | 所在地 | 地形 | 編年 | 遺物名 | 備考 |
|----|-----|----------|----|--------------|--|---------------------------------|
| 1 | 大原 | 吉田町ぐんのき迫 | 台地 | 縄文早期 | 石坂式・吉田式・石器 | 昭和二七・八年発掘・石器時代一号 |
| 2 | 小山 | 吉田町小山 | 盆地 | 縄文早〜晚期・古墳・歴史 | 石坂式・吉田式・円筒形条痕文土器・塞ノ神式・轟Ⅰ式・轟Ⅱ式・中期・後期・晚期土器・石器・成川式・土師器・須恵器・青磁・白磁・染付・石鍋・石塔・こうがい・古銭 | 昭和四三・四年発掘・鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(二〇〇) |
| 3 | 鍋谷 | 始良町鍋谷 | 岩棚 | 縄文前期 | 塞ノ神式・轟Ⅱ式・石器・貝・獣骨 | 昭和三五年調査 |
| 4 | 牧 | 吉田町牧 | 山地 | 歴史 | 須恵・土師 | 昭和二八年調査 |
| 5 | 谷ノ口 | 吉田町谷ノ口 | 台地 | 縄文後期・古墳・歴史 | 縄文後期・成川様式・土師・白磁・石鍋 | 鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(二〇〇) |
| 6 | 宮後 | 吉田町宮後 | 台地 | 縄文晚期 | 硬玉製丸玉 | 鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(二〇〇) |
| 7 | 永田 | 吉田町永田 | 台地 | 古墳 | 土師 | 昭和六一年分布調査 |
| 8 | 柚木原 | 吉田町柚木原 | 台地 | 縄文 | 縄文・石器 | 昭和二八年発見・鹿児島県考古学会紀要二号 |
| 9 | 柿平 | 吉田町柿平 | 台地 | 縄文・古墳 | 縄文・成川様式 | 昭和六一年分布調査 |
| 10 | 風穴 | 吉田町風穴 | 台地 | 縄文・古墳 | 縄文・成川様式・土師 | 昭和六一年分布調査 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|---------|------------|------------|------------|-------------|-----------------------|------------|----------------|----------------|------------------------------------|
| 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 |
| 大丸 | 内門 | 狐迫 | 落ノ上 | 崎山 | 山ノ上 | 中原 | 北平野 | 前畑 | 向下堂 | 向得原 | 藺牟田原 |
| 吉田町高峰 | 吉田町内門 | 吉田町狐迫 | 吉田町落ノ上 | 吉田町崎山 | 吉田町山ノ上 | 吉田町中原 | 吉田町北平野 | 吉田町前畑 | 吉田町向下堂 | 吉田町向得原 | 吉田町藺牟田原 |
| 低地 | 台地 | 台地 | 台地 | 台地 | 台地 | 台地 | 台地 | 台地 | 台地 | 台地 | 台地 |
| 古墳 | 縄文・古墳 | 縄文前期 | 古墳 | 古墳 | 古墳 | 古墳 | 中期・古墳 縄文前期・ | 古墳 | 中期・後期 縄文早期・ | 縄文・古墳 | 古墳 |
| 成川様式 | 縄文・成川様式・石器 | 曾畑式 | 成川様式・土師 | 成川様式・土師 | 成川様式 | 成川様式・土師・黒曜石 | 手向山式・塞ノ神式・阿高式・成川様式・土師 | 成川様式・土師・石器 | 阿高式・指宿式 | 縄文・成川様式・土師・黒曜石 | 成川様式・土師・石器 |
| | 昭和二八年重盛・東発見 | 昭和二八年発掘 | 泉昭和六一年分布調査 | 泉昭和六一年分布調査 | 泉昭和六一年分布調査 | 泉昭和六一年分布調査 | 泉昭和六一年分布調査 | 泉昭和六一年分布調査 | 昭和二七年重盛・東発見 | 泉昭和六一年分布調査 | 泉昭和六一年分布調査 昭和二八年発見・鹿児島県考古学会紀要三号 |



第一図 吉田町遺跡分布図

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 21 | 17 | 13 | 9 | 5 | 1 |
| 内門遺跡 | 山ノ上遺跡 | 向下堂遺跡 | 柿平遺跡 | 谷ノ口遺跡 | 大原遺跡 |
| 22 | 18 | 14 | 10 | 6 | 2 |
| 大丸遺跡 | 崎山遺跡 | 前畑遺跡 | 風穴遺跡 | 宮後遺跡 | 小山遺跡 |
| 19 | 15 | 11 | 7 | 3 | |
| 落ノ上遺跡 | 北平野遺跡 | 藺牟田遺跡 | 永田遺跡 | 鍋谷遺跡 | |
| 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| 狐迫遺跡 | 中原遺跡 | 向得原遺跡 | 柚木原遺跡 | 牧遺跡 | |

第二章 吉田町の遺跡

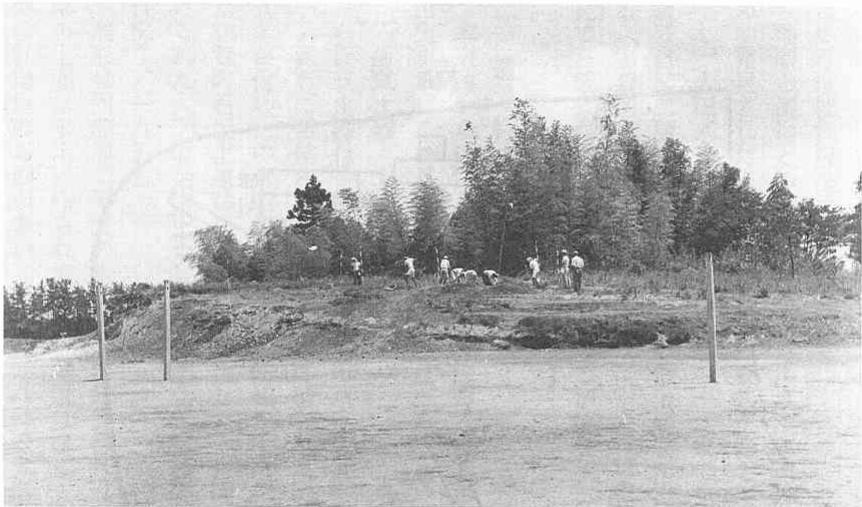
第一節 大原遺跡

一、発見と調査

当初遺跡名を大原遺跡としたが、吉田町の字図によると、「ぐんの木迫」に当たっている。吉田町南中学校の校庭にある遺跡である。昭和二十二年発行の二万五千分の一地形図重富図幅によると、南中学校敷地は、もとは西北から南東に延びた長径一五〇メートル程の楕円形の小丘陵であった。麓を二三五メートルの間曲線、頂上付近を二三七・五メートルの助曲線が巡っているから、標高は二四〇メートル程度であったと思われる。南東の端には杉か松の針葉樹が生えており、その麓に沿って町道から分岐した小径が北へぬけ、小径を境に大窪の凹陥地に望んでいた。今はこの小径が校門に通じている。

遺跡はこの小丘陵の東南端に形成されている。南中学校が作られるとき、丘陵を削って校地を開いたが、丘陵の東南部が一部校庭内に残されていた。

昭和二十七年に、校庭を平坦にする作業が行われ、丘陵の土取り作業をしていた生徒が土器を発見し、遺跡地



第45図 吉田町大原遺跡（発掘時の地形）

であることが判明した（『吉田村先史時代遺跡について』重盛重一・東才二、鹿児島県考古学会紀要、3号、一九五三）。

情報を受けて、河口貞徳は、昭和二十七・二十八年（一九五二・五三）に発掘調査を行った。遺跡地は校庭内の南寄りに残された、東西五一メートル、南北二十七メートル、最高地点三・四メートル（校庭面よりの比高）の略長方形小丘陵である（第46図）。

初年度は、遺跡地の中央および東側に、十二カ所のI～XIIトレンチを設けて発掘を行い、次年度には、西北隅に一カ所のトレンチを設け三方所延長して発掘を行った（第46図）。

遺物の分布状況は北側に多く、中心部は既に失われていることを示唆していた。

地層の堆積状況は、耕作などの人工によってアカホヤ層等は既に失われており、発掘当時の地層は地表から、

第一層 表土（褐色土層）、無遺物層

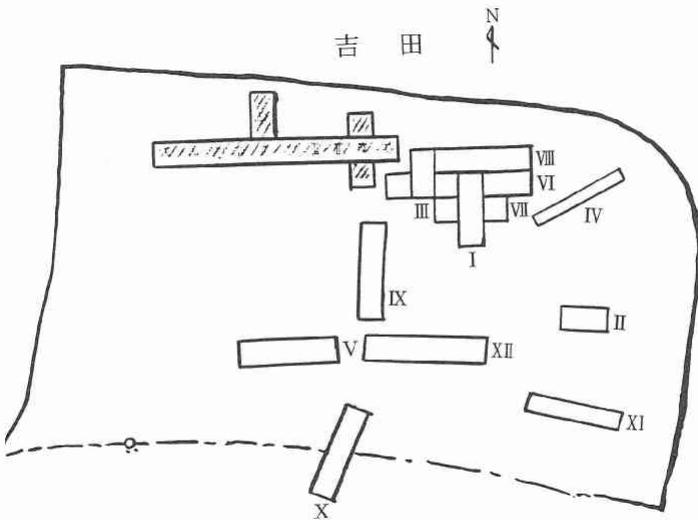
第二層 赭褐色土層、遺物包含層

第三層 黒色粘質土層、遺物包含層

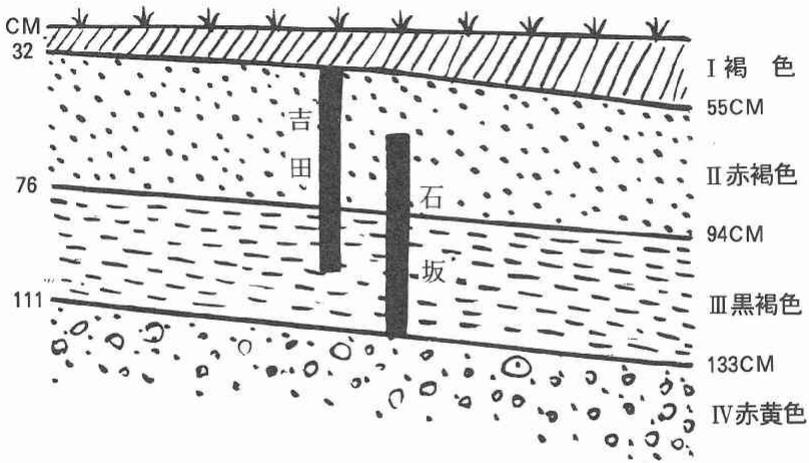
第四層 黄橙色軽石層（サツマ層）桜島火山噴出物（約一万二千年前）、無遺物層

第五層 暗茶褐色粘質土層、（旧石器包含該当層）

第五層 暗茶褐色粘質土層、（旧石器包含該当層）



第46図 吉田町大原遺跡発掘トレンチ図



第47図 大原遺跡の地層と土器の出土状況

第六層 明褐色風化火山灰層（ヌレシラス）無遺物層
という堆積状況を示していた。

地層と遺物との出土関係を述べよう。本遺跡では、初めて発見された吉田式土器と、石坂式土器を主として出土し、吉田式は第二層から第三層の半ばまで出土し、石坂式は第二層の半ばから第三層の最下層まで出土している（第47図）。従って両形式土器の出土層位の関係から見て石坂式が吉田式に先行することが解る。

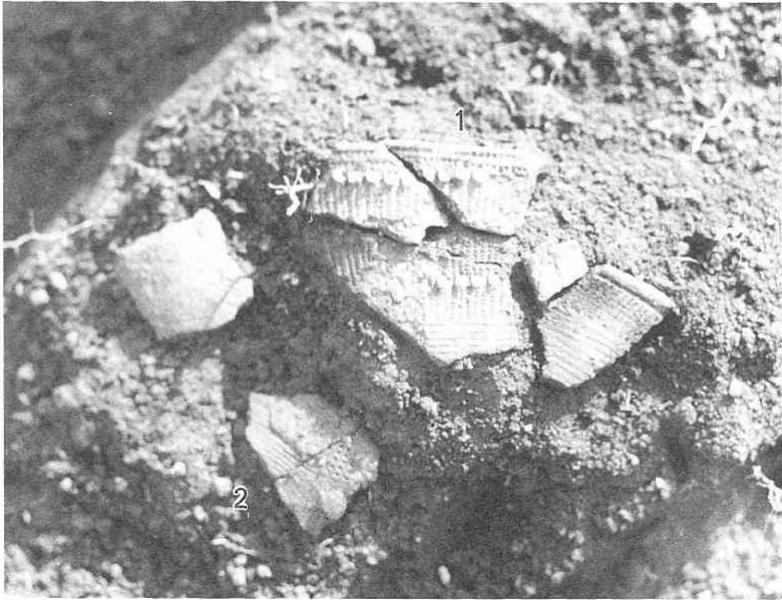
二、遺物

本遺跡からは、石坂式土器と、吉田式土器が主として出土する。これらの土器について述べる

石坂式土器

石坂式土器は、昭和五年に上石川町八木塚北部の畑地で、小浜孫市に発見され、京都大学に寄贈された。しかし型式名が付いたのは昭和三十年で、昭和二十八年に発掘した知覧町石坂上遺跡の下層から出土したのに因んで名付けられた（『南九州出土の条痕土器』河口貞徳、石器時代 No. 1、一九五五）。

器形は円筒形、平底の土器で、口縁部は外反し、口縁部の上面は平坦に作られている。器壁は厚く丈夫で、色調は紅褐色のものが多い。高さは三八センチの大形のものか



第48図

大原遺跡土器出土状況 1…吉田式、2…石坂式
吉田式は石坂式より上層から出土している

ら、一一の小形のものまで各種のものがみられる。

文様は外反した口唇部に浅い篋刻み目を施し、口縁部には、ハイガイ属の貝殻腹縁を施文具として、羽状の連点文を刻み、口縁部以下の胴部には、同じ貝殻の施文具を用いて、綾杉状の条痕文を全面に施し、底部付近にいたって、横位の条痕文に変わっている。胴部下端の底部へ移る角の部分には、ふたたび篋を用いて刻み目を施している。文様に特長があつて、破片でもすぐ石坂式と識別することができる。土器の内面はなで仕上げをして平滑である(第49図)。

器形の変化では、口縁部に山形の隆起部を二カ所持つもの、外へ三角に張り出した把手が二カ所あるものがあるが、本遺跡では見られない。ただ尖底が一個出土しているが、他の遺跡では見られない。

文様での変化としては、口縁部の羽状の連点文の代りに、横位の連点文を二〜三条巡らすものもある。

以前は尖底土器を最も古く考えていたことから、本型式の土器はさほど古く考えられていなかったが、サツマ層直上から出土して、縄文早期でも初頭に位置し、九千年代のなかでも古い方に属している。分布は南九州に広く、円筒形貝殻条痕文土器の系列のなかでも最初に出てくるものである。



第49図 石坂式土器、吉田町大原遺跡出土 (38.5cm)

吉田式土器

吉田式土器は昭和二十七年本遺跡で始めて発見された土器型式で、昭和三十年に石坂式、前平式と同時に型式名が付けられた（石器時代No.1）。

器形は円筒形、平底の土器で、口縁部はやや外反し、口縁部上面（口唇部）は平坦で外へ向かって傾くという特徴がある。器壁は薄く、内面は良く研磨され、出来上がりの精巧なものが多く、胎土に雲母を含むものがある。高さは四〇センチを超える大きなものから一七センチの小さなものまで各種がある。

文様は、古さにも拘らずこみいった華麗なもので驚くほどである。特徴を述べると、口唇部には、篋によって

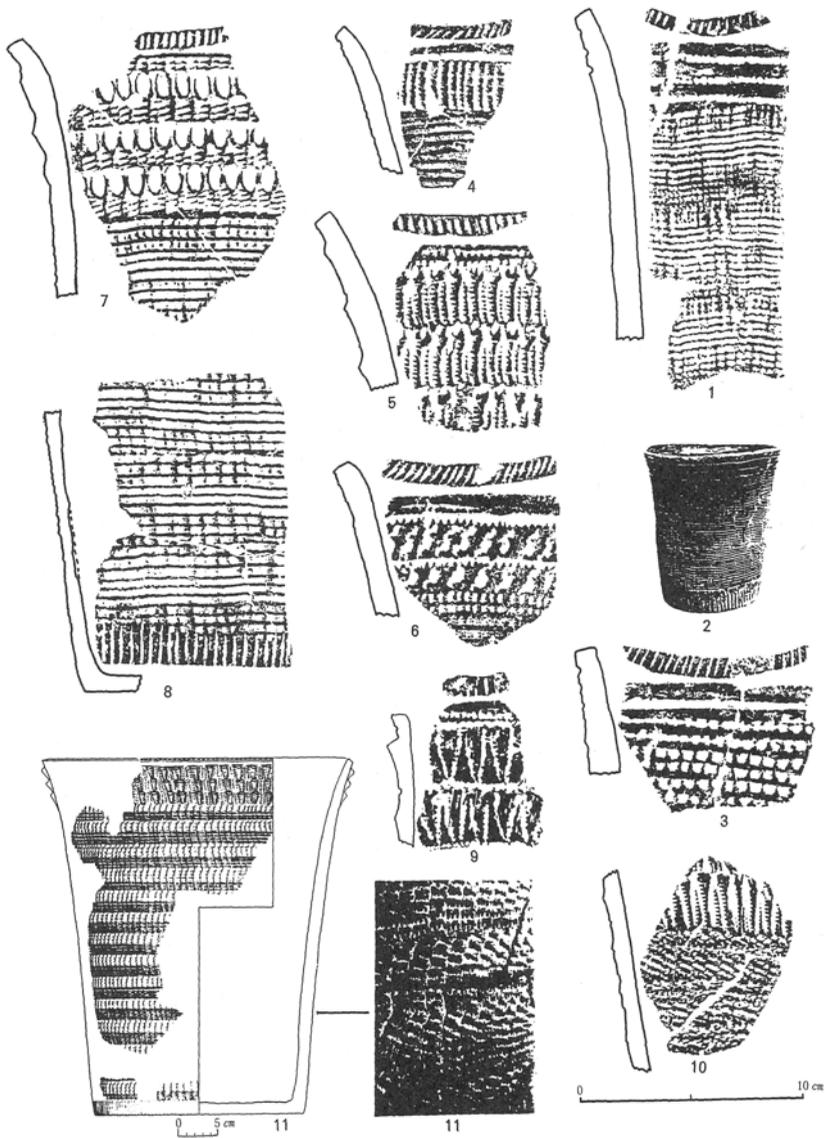
浅く鋭い刻み目を施し、口縁部には（口唇部の下）、貝殻腹縁部を施文具として、一、横位に押圧して連点状の沈線を三条巡らすもの、二、貝殻を縦に保持し、右回りに連続押圧して楔形凸帯を帯状に並列させ、二段または三段に巡らすもの、三、粘土紐を貼付して、上の楔形凸帯と同様の効果を現すものの三種類がある。

口縁部文様帯の下の胴部には、全面に貝殻腹縁を用いて横位の押引文と条痕文を交互に巡らすのが吉田式の特徴で、この施文法によって文様効果を上げている。（ちなみに押引文というのは、施文具の圧力に強弱の加減をしながら引くことによって、出来上がった条線内に、貝殻の腹縁による刻み目が印される、これが押引文であり、一種の条痕文である）

胴部の一番下、底部外側には、ふたたび篋を用いてやや長めの縦刻線を施し、一周している。

吉田式は口縁部の文様によって、さらに三種類に分かれる（『吉田式と前平式のその後について』河口貞徳、鹿児島考古、二三号、一九八九）。その各々について述べる。

第一類は、第50図、1と3の例に示すもので、口縁部に貝殻腹縁を押圧してできた、横位の連点状の沈線を二、三条巡らすものである。胴部の文様は第二類も同じで、



第50图 1~3：吉田Ⅰ式、4~8：吉田Ⅱ式、9~11：吉田Ⅲ式
 (1~10：大原、11：加栗山)



(17.5cm)



(20cm)

第51図 吉田Ⅰ式 (大原出土)

押し文と条痕文を交互に施すものである。最も石坂式に近い。器形の上でも口縁部はほとんど直口か、外反の度合いが小さいと言う特徴がある(第51図)。

第二類は、第50図、4〜8の例に示すもので、口縁部上位に貝殻腹縁の押圧による、連点状の沈線を1〜2条巡らし、その下に貝殻腹縁の内面を下にして連続押圧した文様帯を一段または二段巡らしたものの、4・6。

口縁部の器壁を厚くして段を作り、同様に連続押圧して、柔らかな粘土を押し出す形で楔状凸帯とし、帯状に連なる楔形凸帯を二〜三段に巡らすもの、5。同様な施文法に加えて、堅果を押圧したもの、7。など華麗な文様となっている。胴部の文様は第一類と同様である。

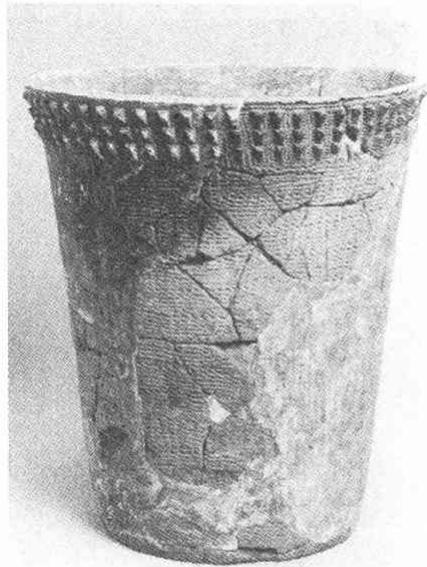
器形の面では、第一類に比べて、口縁部がより大きく外反している。(第52図)

第三類は、第50図、9〜11の例に示すもので、口縁部の楔形凸帯を粘土紐を貼付けて作ったもので、製作過程が形式化したことを示すものである。胴部の文様にも変化がみられ、押し文から連続押圧文にかわっている。

器形の面では、第二類と同様に口縁部の外反の度合いが強い。(第53図) 三種類の土器のうち、製作・層序の点から見て、第一類が最も古く、次が第二類、最後が第三類の編年が考えられる。



第52図 吉田Ⅱ式土器・縄文早期（吉田町大原遺跡）34 cm



第53図 吉田Ⅲ式（加栗山出土）42.8cm

前平式土器

本遺跡からは、破片が一片出ているだけである。

口縁部に近い部分で、器形は明らかでないが、器壁は薄く（五ミミ）、色調は内外ともに紅褐色を呈する。

文様は地文に斜めの貝殻条痕文を施し、その上に楔形の凸帯を貼付し、両側と下に貝殻腹縁による連点を施している。前平式の第一類である（鹿兒島考古二三）。

貝殻腹縁による地文の上に重ねて楔形凸帯などの文様を施文するという前平式の特徴を示しており、吉田式第三類に後続するものと見られる。

石器

石器はほとんど出土がなく、縦八センチ、横五センチ、厚さ三センチの三角柱状の石片（火成岩）に丹塗したものと、黒曜石製のスクレイパー一個が出土したのみであった。丹塗の石片は呪術にでも使用したものであるう。

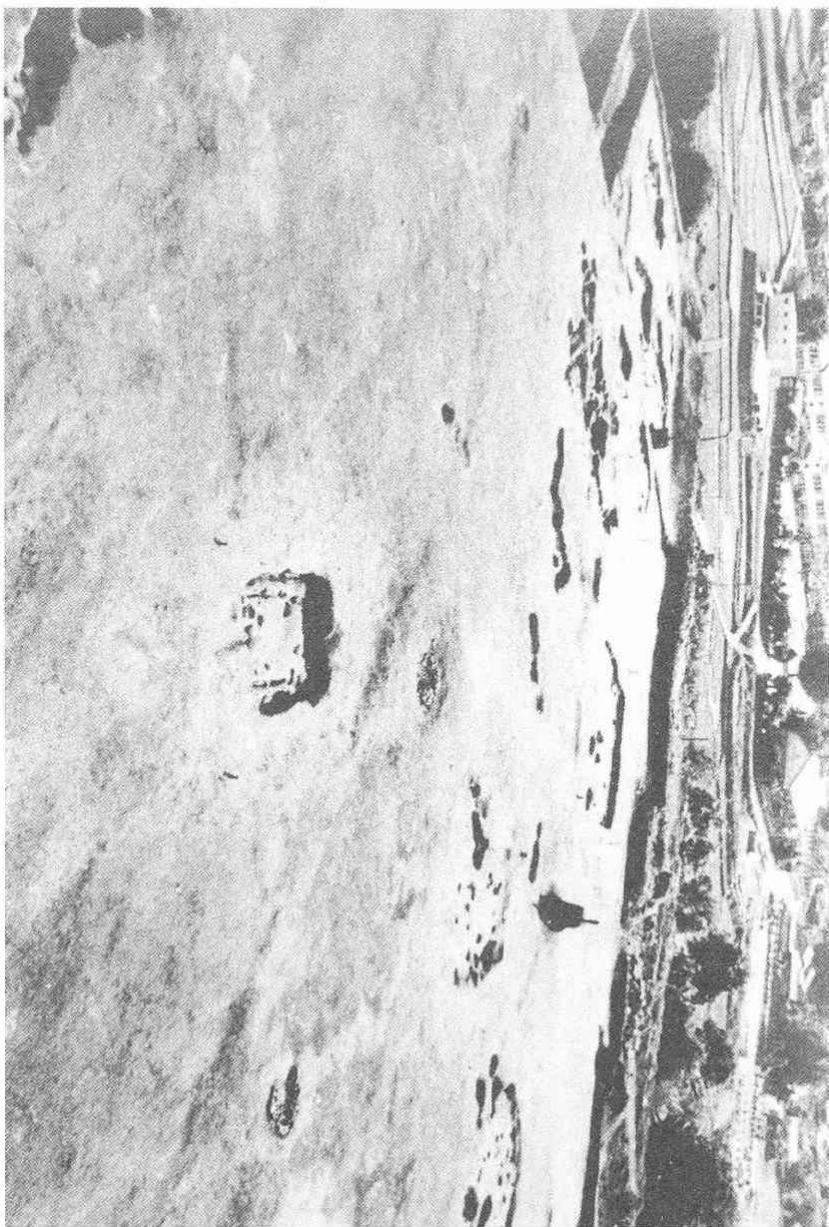
遺構

遺構の中心部を失っているために、炉跡と見られるものが一カ所見られるだけで、当時の生活を知る資料がないが、本遺跡の近くに鹿兒島市川上町加栗山遺跡があり、時期も同じ石坂式、吉田式を出土する遺跡であるので、紹介する。

加栗山遺跡のくらし

加栗山遺跡は径二〇メートルの円形広場をとり囲んで、東南側に十四基の方形竪穴住居跡、西北側を主として一部は南東側にも住居跡と重なって六十二基の連穴土壙が設けられ、さらに西北側には、集石遺構八基が作られている。東側は何らの遺構も設けて無いのは、外部への出入り口として使用されたものであろう。

この遺跡は良く整った古代集落で、竪穴住居と、連穴土壙、集石遺構が中央の広場を囲む形で機能的に作られており、進んだ集落形態をもち、しかも九千年代の驚くべき古さを持つ先史時代集落である（『加栗山遺跡』鹿



第54圖 鹿兒島市加栗山遺跡、繩文時代早期集落

児島県教育委員会、一九八一）。

堅穴住居跡は二、三坪の長方形住居で、深さは三〇、四〇センチあり、床面には柱穴が残されており、屋根のある家であった。

しかし炉は屋内に設けず、西北側に設けた集石炉または集石で共同の調理を行った。男たちが共同の狩猟で得たイノシシやシカ、ウサギなど、また女たちはイチイガシ等の堅果を採集しこれらの食料は共同で処理された。肉類は熱く焼いた礫で蒸焼きされ、或いはイチイガシ等の堅果や煮炊きする料理では、吉田式土器で、集石炉を使って煮炊きした。高さが四〇センチもある大きな円筒形土器は強力な調理道具であった。とくに内面が良く磨研してあるので焦げ付きにくいという便利なものであった。

女たちにはまだ大変な仕事があった。土器作りである。土器を作る粘土や、土器を焼くための薪は男たちが運んで加勢してくれたにちがいない。粘土に混ぜる雲母も遠くから捜してこなくてはならなかった。

どの時代でもそうであるが、吉田式の人々には、吉田式の堅い民族意識があり、それは一人ひとりの個人意識では動かすことの出来ないものであった。

土器作りを始めると、それは必ず円筒形でなければならず、口唇部には篋で刻みをいれ、胴部には貝殻腹縁で

押し引きし、底部外面には篋刻みをいれなくてはならなかった。

吉田式土器が出土する遺跡には、解っているだけでも、吉田町小山遺跡、溝辺町桑ノ丸遺跡、加世田市村原遺跡、指宿市岩本遺跡、鹿屋市岩之上遺跡、鹿屋市上楠原遺跡、鹿屋市榎木原遺跡、鹿屋市打馬平原遺跡、西之表市下刺峯遺跡、栗野町木場A遺跡、栗野町山崎B遺跡、志布志町弓場ケ尾遺跡、志布志町井出平遺跡、志布志町蔵園B遺跡、知覧町永野遺跡などがある。吉田式の社会は大きな広がりを持っていた。この社会に属する女たちは、その属する社会の標章として、各々の遺跡でせつせと吉田式土器を作った。

すっかり乾燥した土器の上に、覆い被せるように薪が積みまれ、火が付けられる。炎が上がって、一〇〇度、三六〇度になると、薪のセルロースが木タールになって、瞬時に土器に染み込み、さらに空気の流通がないまま五〇〇度まで熱が上がると、土器に染み込んだタールは黒煙になって、土器は真っ黒い色に変わる。ここで空気を流通させながらさらに薪を燃やすと、五〇〇度、七〇〇度で黒煙は酸化して昇華し、粘土に含まれた鉄分が酸化して赤褐色になり、土器が出来上がる。土器のわれ口を見ると、芯の部分が黒いのは、黒煙が残っているからで

ある。

加栗山遺跡で沢山見られた連穴土壇は、二つの竪穴を底部でトンネル状に繋いだものである。

長さは一六八〜一〇〇^セで、なかで火を燃やして土壁が赤変したものがあり、すべての連穴土壇の埋土に木炭が混ざっていることから、関東地方と同様、炉穴であろうと推定されている。

さらに進んで、肉類の薫製を行い、保存食を作る遺構（瀬戸口望、鹿児島考古、一二）とする考えもある。

中央の広場では、集落の集会場として、いろいろなことが決められ、行われたであろう。

第二節 小山遺跡

一、発見と調査

九州縦貫自動車道、加治木〜鹿児島間二五^キの建設に先立って、昭和四三〜四四年に、県教育委員会によって、予定路線内の埋蔵文化財の分布調査が行われた。この調査によって小山遺跡など七カ所の遺跡が発見された。

小山遺跡は、吉田町東佐多浦字小山にあり、九州自動車道の「始良八ガード」地点に当たっている。

地形は標高一五〇^ミ以内外の山に囲まれた標高九〇〜八



第55図 小山遺跡全景

五段の盆地で、東西三〇〇段、南北一〇〇段の細長い平地で、遺跡はこの盆地の西北部に位置し、面積は一、五一〇平方段である。

昭和四十六年～四十七年（一九七一・七二）に鹿児島県教育委員会が発掘調査を行った。方法としては遺跡地を、南北三六段、東西三八段の方形に取り込み、一〇段の方眼に区切つてグリッド調査を行った。

地層

遺跡の地層は六層に分かれる。地表からあげると、

I層 灰褐色く黒褐色砂質層、八〇～一四〇段

II層 黒色く暗黒色火山灰層、一〇～三〇段、土師器（椀・坏・皿）、須恵器・青磁・白磁出土

III層 橙色・黄褐色（アカホヤ）、三〇～四〇段、鬼界カルデラ起源、六三〇〇Y・B・P。
縄文前期の春日式・深浦式・轟式・後期の指宿式・岩崎式・晚期土器・その他出土。

IV層 灰褐色・青灰色、四〇～五〇段、

縄文前期の塞ノ神式を主とし、それに伴う集石群、早期の円筒形条痕文土器、少量の前平式・吉田式が出土。

V層 黒褐色粘質層、二〇～四〇段、

縄文早期の吉田式とそれに伴う集石、少量の前平式。

VI層 黄褐色く紅褐色。ピミス層（サツマ層）桜島火山起源、一〇、〇〇〇～一二、〇〇〇Y・B・P。無遺物。

二、V層の遺物と遺構（縄文早期）

本遺跡では、アカホヤ層以下のIV層とV層に遺物が集中し、それぞれの特徴が現れている。従つて層別に記述することにする。

V層出土の土器では、吉田式が主体となり、他に僅かに石坂式・石坂系土器・前平式・円筒形条痕文土器が出土している。

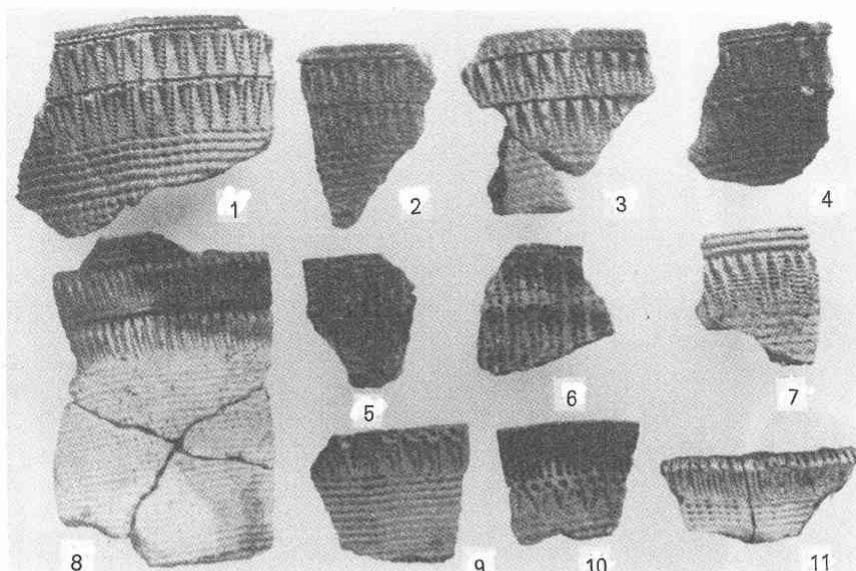
土器

吉田式（第56図）

円筒形平底で口唇部は平坦で外へ傾斜する吉田式の器形の特徴は良く現れており、文様では口唇部の篋刻み、底部外面の篋による縦の刻線も良く施されている。

口縁部の文様で、貝殻腹縁を横位に押しした、連点状の沈線を二条巡らし、その下に貝殻腹縁を縦にして、連続押圧文を二段に巡らすか、或いは削出しの楔形凸帯を一～二段に巡らし、胴部には、押し文を施すという吉田式第二類が見られる。

次に口縁部の、連点状の沈線以下に、直ちに貝殻腹縁



第56図 吉田式（小山遺跡出土）縄文早期



第58図 小山遺跡
円筒形条痕文土器（縄文早期）



第57図 石坂系土器（小山）

による連続押圧文を巡らすもの、または粘土紐の貼付による楔形凸帯を巡らし、以下の胴部に貝殻腹縁による連続押圧文を巡らすものがあり、共に吉田式第三類である。本遺跡では吉田式第二類と吉田式第三類とが多く、吉田式第一類は見られない。

石坂式・前平式

石坂式破片が二点出土し、前平式は数点の出土にすぎない。編年では、石坂式↓吉田式↓前平式の順序となっている。

石坂系土器 (第57図)

器形は円筒形で底部を欠くが、恐らく平底であろう。

口唇部は内側に傾斜している。口縁部には断面蒲鉾状の凸帯四個が、横位と縦位に交互に付けてある。

文様は、貝殻腹縁を施文具として、口唇部から口縁部にかけて押圧による連点文を、横位に数条巡らし、胴部は同じく貝殻腹縁による押圧連点文を綾杉状に施している。胎土は砂粒を含んで粗いが、内面は篋磨きしている。

色調は茶褐色を呈するが、黒班部分もあって、七〇〇度余りの焼成で、普通である。

施文法が貝殻腹縁を使つて、連点文を施す手法が石坂式に一部通ずるところがあるために、石坂系とした。補習孔は円形である。出土は一固体の一部が得られただけ

で、少量である。時期は早期に属する。

円筒形条痕土器 (第58図)

V層とIV層の境から出土した。石峰遺跡の出土例から見て、V層に属すものと見られる。

器形は円筒形平底で、胴部がやや脹らみ、口縁部は僅かに外反する。口唇部は蒲鉾状で、器壁は厚く、内外面に篋磨きされている。

文様は口縁部に貝殻腹縁による横位の条痕を一三〜一四条巡らしている文である。円筒形貝殻条痕土器の系列のなかで終末期で、早期に属している。出土量は一固体分出土にとどまった。

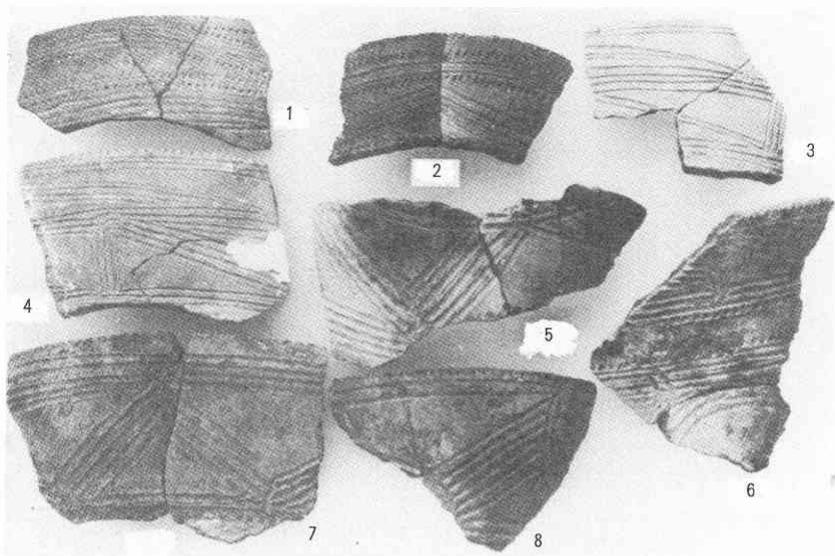
V層の土器について述べてきたが、出土するのは大半が吉田式であり、V層は吉田式の時代と言うことができる。大原遺跡に比較すると、小山遺跡は吉田式第二類から始まっているから、大原遺跡の後半の時期から盛んになった遺跡と言うことができる。

石器

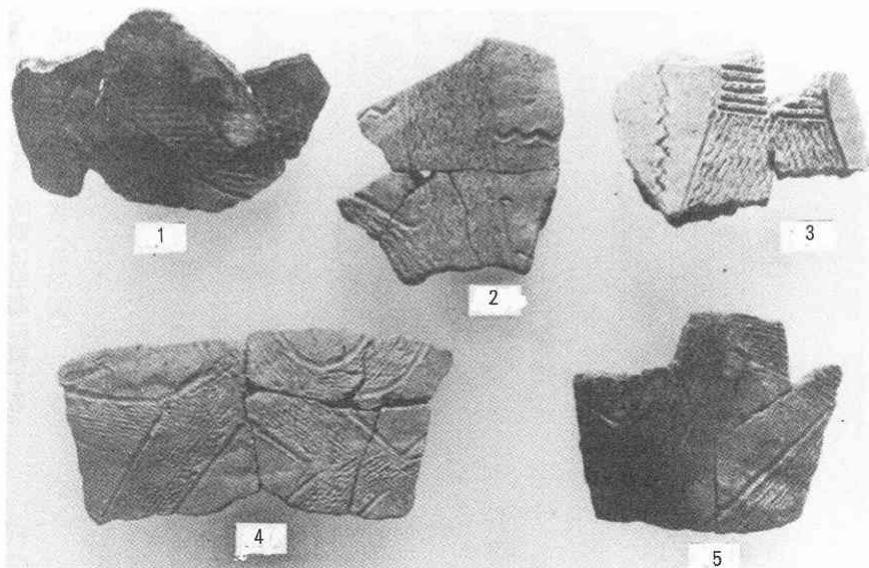
V層では石器の出土は少なく、四点の無茎打製石鏃と一点のスクレイパーが出土しているだけである。鏃は黒曜石製一、他は硅岩製、スクレイパーは黒曜石製である。

遺構

V層の遺構としては集石が十カ所発見された。九カ所



第59図 塞ノ神 Aa式 (小山遺跡出土) 縄文前期



第60図 塞ノ神 Ab式 (小山遺跡出土) 縄文前期

は遺跡の北東部に集中し、吉田式の出土区域と重なり、共伴も確認されており、吉田式の時期の遺構である。一基だけは南西に離れて孤立しているが、これも層から見ても吉田式の時期のものと思われる。

使用された礫は、安山岩の角礫または円礫である。礫は焼けて赤色化して脆くなっており、中には亀裂のはいったものも見られる。一般に、礫の数は少なく、集中の度合いも疎らである。礫は集められただけで、掘り込みもないから、礫を焼いて調理に使用した跡であろう。土器も多く発見されており、土器の型式も吉田式第二類・第三類と二型式を経過しているから、ここで相当期間（少なくとも数十年の間）生活していたことは間違いない。しかし加栗山遺跡のような住居跡はないから、キャンプ生活を行っていたものと見られる。

三、IV層の遺物と遺構（縄文前期）

アカホヤ層直下の層で、かなり古い時期であり、早期とする考え方もある。塞ノ神式を主とし、これに次いで轟I式も相当量出土している。

土器

塞ノ神式（第59図・第60図）

縄文前期は手向山式↓平椀式↓塞ノ神Aa式↓塞ノ神

Ab式↓塞ノ神Bc式↓塞ノ神Bd式の編年が行われている（石峰遺跡、一九〇八）。

本遺跡では平椀式土器が二片出土しているが、IV層の主体となつて出土しているのは、塞ノ神Aa式・塞ノ神Ab式・塞ノ神Bd式である。

塞ノ船舶Aa式（第59図）

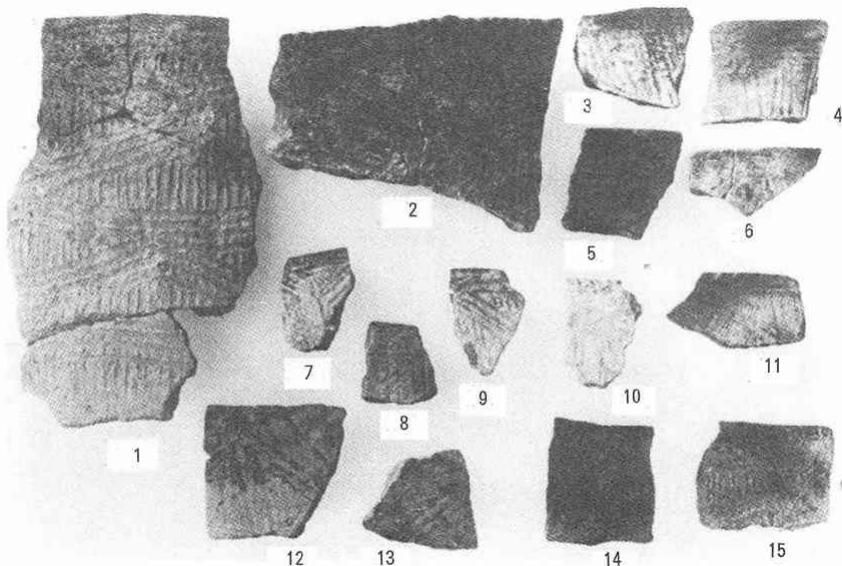
平椀式に後続する土器型式で、塞ノ神式のなかでは最も古い形式である。

器形はやや脹らみのある円筒形の胴部に、ラップ状に開く口縁部が付き、口唇部は平坦である。底部は上げ底気味の平底となっている。

口縁部がさらに屈曲するもの、波状口縁のものは平椀式の要素が残留した古い形態である。内面では口縁部から胴部への屈曲部が、鋭い稜線となつて塞ノ神式に共通な特徴となつている。内面は良く研磨されている。

文様は口縁部と胴部に分かれ、口唇部は篋刻みし、口縁部には篋描きの幾何学文・連点文を施し、口縁部と胴部の境には連点文を巡らしている。

胴部には、縦に間隔をおいて網目文または撚糸文を施文し、さらにその上に幾何学文・連点文を重ねて施している。二種類の文様を重ねる施文法は塞ノ神Aa式で初めて用いられた方法で、平椀式には見られなかったもので



第61図 轟I式土器（小山遺跡出土）縄文前期

ある。口径三五センチが多いが、五〇センチにおよぶ大形のものもある。

塞ノ神Ab式(第60図)

塞ノ神Ab式はAa式に続く型式である。器形はAa式に比べてやや胴部が張るが、総体的には変化はない。文様では、Aa式は口縁部に幾何学文、胴部には縄文系文様に幾何学文を重ねて施文したものであったが、塞ノ神Ab式では縄文系文様と、幾何学文様とが一体化して、幾何学文様で枠を描き、その枠の内側に縄文系の文様を施文している。塞ノ神Ab式の時期に幾何学文様と縄文系文様とが完全に融合したことを示している。

土器の大きさはAa式と変わらない。

塞ノ神Bd式

本遺跡では塞ノ神Bcを欠き、塞ノ神Bd式が僅かに七片出土しただけである。器形は基本的には、塞ノ神Aa式と同じであるが、胴部の張りが強くなるものがみられる。

文様は、縄文系の文様に代わって、貝殻腹縁を施文具とすることが最大の特徴である。Bdの文様は、貝殻腹縁による連続刺突文、格子文、平行線文などを施文する。

この時期には、塞ノ神式は形跡を残すだけになっている。

轟I式(第60図)

小山遺跡の報告書では、『新型式の土器』とされたも

のである。

器形は深鉢形で直口が多く、口縁部が僅かに外反するものもみられ、口縁部に刻み目を施すもの、刻み目のないものなどがある。底部については、尖底または丸底とされている（「轟式の編年」松本雅明、富樫卯三郎、考古学雑誌四七卷三号、一九六二）。

本遺跡では底部は判明していない。文様は、土器の内外面を貝殻腹縁で器面調整を行い、さらにその上に貝殻腹縁を施文具として、格子状文、または曲線文などを施すものである。

塞ノ神Bdと轟I式

轟I式が塞ノ神Bdに後続するものであることは、志布志町鎌石橋遺跡や国分市の平樽遺跡の層序で明らかであるが、形式的には繋がらないようにみられるところがあった。しかし両者を良く比較すると、それが誤りであることに気付くのである。

器形を比較すると、塞ノ神Bd式のラツパ状に開く口縁部の器形に違和感があるが、実は深鉢形直口の器形もあって、轟I式とまったく一致するものがある。また文様の上では、前記の深鉢直口の土器は、口縁部に刻み目があり、土器の内外面を貝殻腹縁で器面調整を行っており、さらにラツパ状に開く器形のものに貝殻腹縁による

格子文を施したものもみられ、轟I式に著しく類似している。

以上の様相から見て塞ノ神Bd式と轟I式とは近縁関係にあり、轟I式は塞ノ神Bd式の系統であり、塞ノ神Bd式に後続するものであることが解かる。

鬼界カルデラの爆発と轟I式

鬼界カルデラの爆発（六千三百年前）によって大隅半島の中部以南はその火砕流（幸屋火砕流）に襲われ、七〇〇度の高温のために生物は死滅したといわれている。

志布志町の鎌石橋遺跡では、轟I式の時に火砕流に襲われており、土器は高温のために赤色に焼けて脆くなっている。集落の人々は死滅したと思われる。その後この遺跡に人々が現れたのは、轟II式をとびこえて轟III式の時期になってからであった。

五十年ほどの間は火砕流の影響で、ここが無住居地帯となっていたことを示している。

小山遺跡でも鬼界カルデラが爆発した時期（轟I式の時期）に遭っている。ここではどんな様子であったろうか？

小山遺跡出土の轟I式土器を見ると、煮炊きによる煤が口縁部付近に厚く付着した土器が多い。これは鎌石橋遺跡の轟I式土器が赤く焼けているのと著しく異なるところである。従って鬼界カルデラの爆発では、火砕流は、



第62図 集石遺構（小山遺跡）

小山遺跡までは届いていなかったことをしめしている。今一つは、鎌石橋遺跡では轟Ⅰ式の次にくる轟Ⅱ式を欠くが、小山遺跡では轟Ⅱ式が健在である。これは、小山遺跡では、轟Ⅰ式の人々は死滅することはなく轟Ⅱ式の時期まで安全に生き続けたことを示している。

石器

石鏃・特殊石器・スクレイパー・剥片石器・剥片・石核・磨石が出土している。

石鏃は、無茎の打製石鏃で二十点出土しており、黒曜石、硅岩製が主で、チャート製もまれに見られる。

特殊石器としたものは硅岩製で、打製の鏃に類似し、先端が平らである。一点出土している。

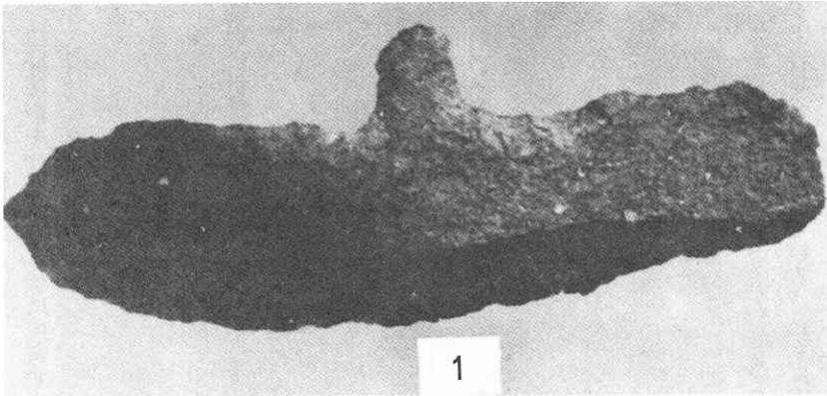
スクレイパーは八点出土している。材質は硅岩、黒曜石、玄武岩である。

剥片石器は十八点出土している。材質には硅岩、黒曜石、フォルンフェルスが使用されている。

剥片、本遺跡では石器の素材に、ほとんど硅岩が使われているために、硅岩の剥片が多い。

磨石は七個出土している。輝石安山岩製で、角閃石安山岩製一個を含んでいる。小形のものには投弾に使われたかもしれない。

Ⅳ層は塞ノ神式が主であり、ここでは大形石鏃、石匙



第63図 石匙（小山遺跡出土）縄文時代

剥片石器を伴うことが判明した。

遺構

集石遺構十ニ基が、遺跡の西南部に分布している。塞ノ神式に伴うものである。遺跡の中央部では吉田式の集石遺構と一部は接している。

一般に吉田

式の集石は、

密度が疎らで

範囲も狭いが、

塞ノ神式の集

石は、礫が密

集しており、

一基の範囲もやや広くできている。掘り込みのない点は吉田式の場合と同様で、機能も同じであろう。

四、III層の遺物と遺構

III層はアカホヤ層である。本来のアカホヤ層は無遺物層であるが、この層からは縄文前期、中期、後期、晩期の遺物が大量ではないが出土している。最下層をアカホヤ層とする二次堆積層であろう。

土器

轟II式（縄文前期）

器形は、深鉢形直口の土器である。内外面を貝殻腹縁で器面調整し、口縁部に副つて数条のみみずばれ凸帯を巡らすものである。轟II式は轟I式に続く型式であり、この土器型式が存在することは、鬼界カルデラの爆発による被害を凌いで、小山遺跡の人々が生き続けたことを示している。

深浦式（縄文前期）

器形は深鉢形で、口縁部はやや内弯している。みみずばれ状の凸帯を放射状に貼付け、その間に篋描きの沈線を施すものである。貝殻腹縁による器面調整がみられ、貝殻腹縁による相交弧文（貝殻腹縁をジグザグに押し付けた文様）が特徴になっている。

春日式（縄文前期）

口縁部がキヤリッパ一状に内弯する部分が出土している。器壁は薄く、貝殻腹縁によって、浅く器面調整し、波形の沈線に副つて連点を施している。

その他の縄文土器

後期の凹線文、沈線文を特徴とする岩崎式、指宿式、晩期の粗製深鉢形土器・席目圧痕文土器などが少量出土している。

石器

Ⅲ層からは、石鏃、特殊石器、石匙、スクレイパー、剥片石器、剥片、削器、砥石、磨石などが出土している。

石鏃は、無茎の打製石鏃が六点出土している。黒曜石・砂岩・頁岩・チャート等を材質としている。

特殊石器は、砂岩製で石鏃の形をしているが、先端部が平らで、大形である。

石匙は、五点出土しているが、すべてⅢ層からである。石質はチャート、硅岩、玄武岩、安山岩とそれぞれ異なっている。縦形四個と、横形一個で、とくに横形は安山岩製で一八センチという大きなものである。

スクレイパーは、三点出土している。硅岩、玄武岩、安山岩が材質となっている。とくに安山岩製のものは大形で、節理面から薄離した板状の石材の一边を加工して

刃部を作り出したものである。

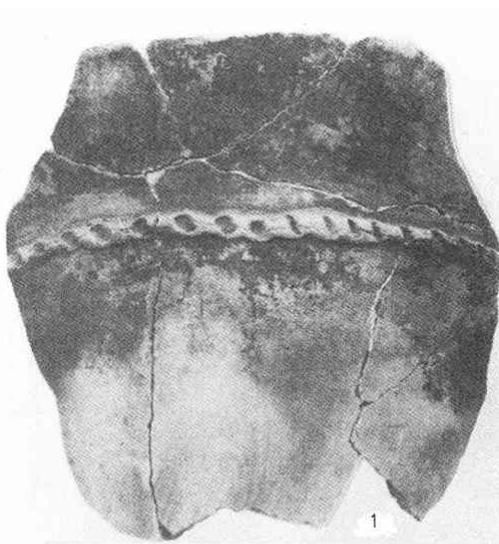
剥片石器は、五点出土し、黒曜石、硅岩を素材としている。

剥片は、二点出土している。硅岩製である。

削器は二点あり、いずれもⅢ層の出土である。硅岩、黒曜石製である。

砥石は一点出土している。砂岩製である。

磨石は、三個出土している。輝石安山岩製である。



第64図 成川式土器（小山遺跡出土）古墳時代



第65図 青磁（小山遺跡出土）

遺構

Ⅲ層は、出土した土器の型式の数は多く、時期も前期から、中期を欠いて、後期、晩期と長期に渡っているが、それぞれの型式に属する土器の量は極めて少ない。遺構も攪乱気味で、検出は困難であった。

土器に比較して石器の量は、遺跡が長期に渡ったためか、Ⅳ層・Ⅴ層が少ないのに比べて、比較的にかかった。このことは各時期の遺跡の性格と関係するものであろう。

五、Ⅱ層の遺物と遺構

Ⅱ層は、歴史時代に属し、成川様式、土師器、青磁、白磁、染付、須恵器、石鍋、石塔、こうがい、古銭などが出土している。

成川様式・土師器・紡錘車・土鍾

成川様式では甕と鉢と高坏が出土している。甕は口縁部がやや外反し、頸部に一条の絡縄凸帯を巡らすもので、底部は上げ底になる形である（城元式）。

土師器には、碗・坏・皿がある。へら切り底、糸切底が見られ、内黒土師二点がある。

他に土師質の紡錘車と土鍾がある。

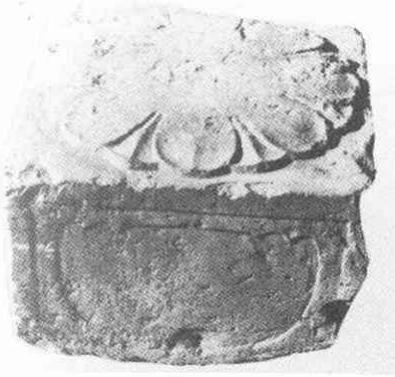
青磁は碗と皿である。碗は削りだし蓮弁を有し、薄い青色で貫入がはいっている。高台裏には軸はかかっている。

ない。竜泉窯系の青磁である。

皿には口縁部で強く外反する段皿と、稜化皿とがあり、釉は厚く、荒い貫入がみられる。高台裏には釉はかかっていない。

白磁は、少量出土している。口縁部のわずかに外反したものの、口唇部に釉のかからないもの、高台裏に釉のかからないものなどがある。

染付には、盤と椀があり、見込に草文、玉取獅子などの文様を描き、底面に「富貴長春」とかいたものもある。須恵器には、甕と鉢がある。甕には外面は、格子目叩きと平行線伏叩きがあり、内面は、平行線状叩きと同心



第66図 台座 (小山遺跡出土)

円叩きがある。いずれも破片で軟質に焼き上がったものが多い。鉢は内外面とも刷毛目仕上げである。石鍋と陶磁器、石鍋は滑石製で鏝状の凸帯を巡らしたものであ

る。他に、備前焼の播鉢と常滑焼の甕が出土している。

台座、礫列遺構のなかから出土したものである。一辺三八センチの方形で、厚さ二六センチの凝灰岩製である。上面には蓮弁文が浮き彫りされ、四面には狹座間が刻まれている。無縫塔の台座である。他に柄突を穿った凝灰岩製の台座が一個出土している。

こうがい、金属製、長さ、一五・六センチ、幅、一・二センチ、厚さ、〇・二五センチ、装飾の剥離痕がある。

古銭、四点出土した。「崇寧重寶」一点、「洪武通寶」二点、不明一点である。

遺構

歴史時代の遺構として、ピット群、集礫、礫列がある。

集礫

遺跡の西南部に、長径、四・二メートル、短径、二・一メートル、深さ、〇・八メートルの楕円形土壙の床面に、五〇センチ大の角石、三〇〜五センチの角礫群が検出されたものである。礫中に石臼、土師器片が伴出した。

ピット群

遺跡の南側を中心に多数のピットが検出された。Ⅱ層から掘り込まれ、Ⅲ層に達するもので、径は二〇〜三〇センチ、深さは、一〇〜四〇センチあり、復元はできなかったが、中世の遺構と考えられる。

礫列

遺跡の西側に、南北の方向に長さ九メートルの礫列が検出された。礫列のなかには台座、土師器、青磁などが出土している。

前にあげた青磁、白磁は一二〜一三世紀を上限とし、一五〜一六世紀に至るもので、台座は室町期ごろの無縫塔のものであるところからII層の遺構は寺院跡かとも考えられる。

遺跡の性格

小山遺跡では、先史時代には、人々の生活の跡が残されているなかで、遺物の量から見ても、早期と前期が最も多く、活動も盛んであったと考えられる。なかでも、早期では吉田式の時期が最盛期で、その期間は一つの土器型式の期間を五十年と仮定すれば、吉田式第二類の時期に始まり、吉田式第三類の時期まで続いているから、相当長期間の生活が営まれたものと思われる。この時期に残された十基の集石遺構はその生活の跡である。

前期では塞ノ神式の時期が最盛期であった。そのなかで、塞ノ神Aa式の時期に始まり、塞ノ神Ab式に続き、この二型式の期間が盛んで、塞ノ神Bd式の時期に終わっている。この期間も相当長い。塞ノ神Aa式の土器は、大形で、口径五〇センチのものがあり、大量の食物が煮炊きされ



第67図 鍋谷遺跡調査状況

しており、人々の数も多かつたと見られる。この時期には十二箇所の集石群がその生活の跡を残している。

本遺跡においては長期に亘る生活が行われていたことは間違いないが、加栗山遺跡のような堅穴住居跡は発見されていない。九州自動車道工事に伴う文化財の調査では、縄文早期の遺跡が数多く調査されているが、堅穴住居跡はほとんど発見されていない。恐らくこの時期では、堅穴住居を持たないのが通常であったと思われる。

縄文後期から晩期にかけては、多くの型式が発見されているが、土器の量は多くない。その割りに石器は比較的に多く出土している。この時期には、各型式の土器を持つ人々が、短期間ここを狩猟の根拠として、活動したものであろう。

歴史時代には、柱穴、石列などがあり、建造物があったことが明らかで、青磁、白磁、多宝塔の台座などが出土しており、一五〜一六世紀の遺構で、寺院址と考えられる。

第三節 その他の遺跡

一、鍋谷遺跡

① 発見と調査

遺跡は始良町大字平松字鍋谷にある。

思川の支流本名川の右岸で、小山遺跡の東五〇〇位の

地点に位置している。

吉田町と始良町との境に接し、岩石の絶壁に出来た岩棚で、本名川の水面より一〇位の高さにある。

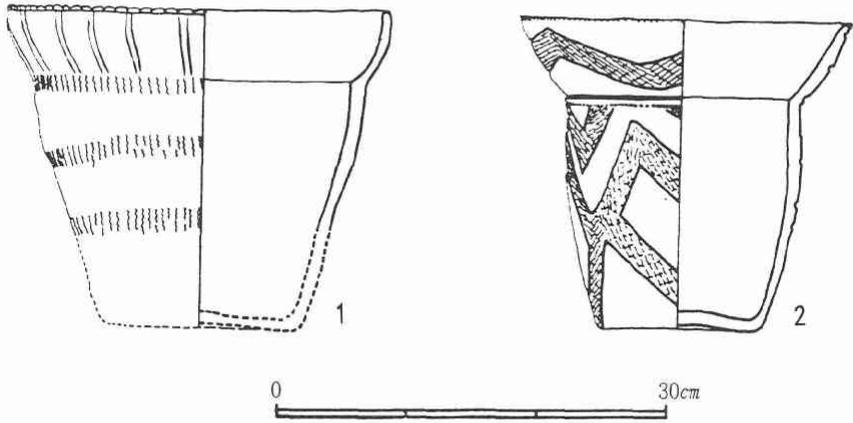
外敵に対する防御の点から見ると屈強の要害であり、恐らくこの利点を生かして住居を構えたものと思われる。

遺跡はカオリン鉾山の鉾区内にあり、鉾山主の通報によつて判明した。知らせを受けて、河口貞徳が昭和三十五年（一九六〇）一月に調査を行った。

遺跡地は入り口幅は、一二位、奥行は、三・五位の浅



第68図 塞ノ神 Ab式（鍋谷出土）23cm



第69図 1：塞ノ神 Bd式、2：塞ノ神 Ab式（鍋谷出土）

い岩棚で、奥へ弧形に入り込んでおり、西に向かつて開口している。天井は岩で、雨露をしのぐには格好の浅い洞窟である。眼下は絶壁で容易に外敵の侵入をゆるさない要害となっている。

地層の堆積は、土の供給がなく、岩石の砕けた白色の粉末（カオリン）が極めて薄く堆積し、遺物は表面に現れているものもあり、わずかに埋まったものもある状態で、先史時代そのままと言える。

岩棚の中央には炉跡があり、南側の端に貝殻と獣骨が僅かに発見された。土器は塞ノ神式と轟Ⅱ式の二種類あり、大半は塞ノ神式で南の端に轟Ⅱ式が数片出土しているが、塞ノ神式と轟式は出る場所が截然と別れており、混ざって出ることにはなかった。

石器としては磨石が数個出ただけであった。

土器

塞ノ神式土器には三種類あり、塞ノ神 Ab式・塞ノ神 Bd式・塞ノ神式の無文土器である。塞ノ神 Ab式では一個、塞ノ神 Bdでは二個復原できた。

塞ノ神 Ab式

塞ノ神 Ab式は小山遺跡でも多く出土している。復原した塞ノ神 Ab式土器は円筒形の胴部にラツパ状に開いた口縁部がつき、底部はやや上げ底気味の平底である。口唇

部に刻み目、頸部に連点文を巡らし、口縁部と胴部には篋刻みの幾何学模様の枠の内側に、縄文（撚糸文・網目文・縄文など）を施している。

塞ノ神Bd式も小山遺跡にもみられるが量は少ない。復原した土器は、やや上部に開き気味の円筒形胴部にラツパ状に開いた口縁部が、内弯する特徴がある。底部は上げ底気味の平底と推定される。口唇部の刻み目と頸部の連点文の代わりに、貝殻腹縁による刺突文を施し、口縁部には篋描の縦線、胴部には貝殻腹縁による刺突文を巡らしている。

無文土器は、塞ノ神Bd式の器形に類似し、塞ノ神式に、無文土器があることが明らかになった。

轟Ⅱ式も小山遺跡で発見されている。出土量が少なく、貝殻腹縁によって器面調整し、みみずばれ凸帯を巡らすもので、轟Ⅰ式に後続する型式である。

遺跡の性格

自然の要害で、外部からは発見され難く、遺物が表面に露出していたにもかかわらず、良好な保存状態が保たれていた。このことが、当時の人がこの岩棚を選んで生活した理由であったろう。

小山遺跡は本遺跡より長く続いているが、鍋谷遺跡に人が住んでいた時期には、同じ型式の土器があるところ

から、小山遺跡にも人が住んでいたことが解る。両遺跡の間には、現在も小径があるが、当ても遺跡間の交流が行われたであろう。

二、牧遺跡

① 発見と調査

吉田町大字宮之浦牟礼谷牧にある。昭和二十八年（一九五三）三月、牟礼谷部落、脇田末熊の開墾地（牧）でイモツボ掘りによって発見された。同年三月四日、吉田南中学校教諭、重盛重二・東才二が調査し、続いて五月十一日、河口貞徳が再調査を行った。

遺跡地は牟礼ヶ岡団地の南西端に当たり、団地の西側山地にある、三八三・五坪の三角点の東南三〇〇坪の地点にある。標高三八〇坪、山の九合目に当たり、当時は極めて眺望の良い山地であった。

遺構は、長径一坪、短径八〇坪、深さ六〇坪の楕円形土壙である。内部には木炭片を混えた黒色の埋土が詰まっており、これを除くと、床面中央に蔵骨器（須恵器壺）が置かれ、周辺には土師器の杯が蓋と実の対となって蔵骨器を巡って六カ所配置されている。

土師器のうち三カ所は残りがよいが、あと三カ所は破損が進んでいた。蔵骨器は倒れて、蓋の杯が落ちて細か



第70図 牧遺跡地形（矢印の人影が遺跡地）

く割れている。中には焼骨が入っていた。

蔵骨器

高さ一二呎、肩の張った壺形の須恵器である。内外ともに刷毛目しあげて、底部は円盤を嵌め込んだもので、

同心円叩きがみられる。口の部分は通例のように打ち欠いである。

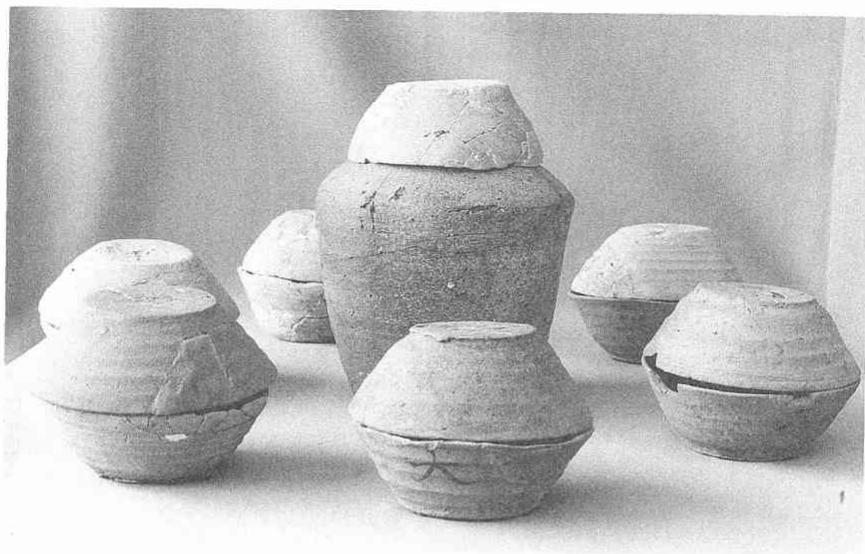
土師器

杯が十三個出土した。うち十二個は実と蓋のセットとして用いられ、供献用である。残り一個は蔵骨器の蓋として用いられている。

口径は一二〜一三・五呎におさまり、底部はヘラ切り底で、器形は直線状に開いたものである。墨書土器が六



第71図 牧遺跡の埋葬土坑



第72図 牧遺跡復原状況



第74図 須恵蔵骨器底（牧遺跡）



第73図 須恵蔵骨器（牧遺跡）18cm

個あり、いずれも表として用いられたものに限られている。四個は「大」の字が書かれ、他の二個のうち一個は「祀」の様にも見えるが確かでない。残りの一個は部分のみで不明である。

実の杯に「大」の字があるのは、なかの供物が量が多く立派であることを示したものであろう。

九世紀のもので、奈良時代以来、須恵器が蔵骨器に用いられているが、本例は須恵器の蔵骨器に土師器を副葬した例で、墨書土器を用いた珍しいものである。

三、谷ノ口遺跡

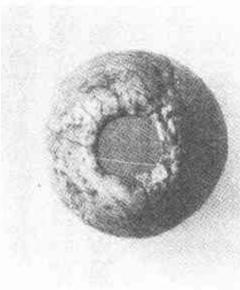
① 発見と調査

九州縦貫自動車道予定地の分布調査で発見された。調査は昭和四十六年（一九七二）十一月十日〜十八日に行われた。

遺跡地は本城谷ノ口で、町役場から東南約四〇〇メートル、標高一三八・六メートルの畑地である。

地層は五層あり、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ層には攪乱が認められた。遺構としては、Ⅲ層から柱穴十四個が発見されたが時代は判明していない。

遺物はⅡ層から、陶器・縄文土器・成川様式の土器・土師器・白磁・滑石製石鍋などが混ざって出土した。



第75図 宮後遺跡出土ヒスイ玉

② 遺跡の性格

本遺跡は、縄文晩期・奈良・平安・現代の遺跡であるが地層の攪乱によって各時代の様子は明らかにできなかった。またⅣ層を基盤と考えて、Ⅲ層までで発掘を止めているために、Ⅴ層以下の状態は解らない。

四、宮後遺跡

① 発見と調査

九州縦貫自動車道予定地の分布調査によって発見され、昭和四十六年（一九七二）十一月十日〜十八日に調査が行われた。

遺跡は吉田町大字宮之浦宮後にある。吉田町農協宮之浦支所前の小台地に八幡神社があり、この神社の東側が遺跡地である。遺跡は三地点に別れ、層は五層あり、Ⅳ層の黄褐色。Ⅱ層を基盤と考えⅢ層以上を発掘している。

一般に攪乱気味であるが、第二地点から縄文晩期の土器と硬玉製丸玉が出土している。

五、永田遺跡

① 発見と調査

吉田町大字西佐多浦字永田にある。昭和六十一年（一九八六）六月二日～六日に行われた県文化課の遺跡分布調査で発見された。

思川の支流が前峰から、諸木、溝口を経て東南流し、北東へ流れを変える辺り、舌状に張り出した永田の台地遺跡地である。土師器の散布地となっている。

六、柚木原遺跡

① 発見と調査

昭和二十七年（一九五二）重盛・東の二教諭によって発見された（鹿児島県考古学会紀要第3号）。

遺跡は本名河内部落の台地にあり、南中学校の北西四^{*}の地点である。枅満松市の耕作する畑地で、縄文土器片と多量の石鏃および破片が出土している。石鏃の材質は石英で発見者は石器生産所と考えている。

七、柿平遺跡

① 発見と調査

昭和六十一年に行われた県の遺跡分布調査で発見された。遺跡は吉田町大字本名字柿平にある。吉田町の西端、

郡山町との境に位置し、甲突川と本名川水系の分水界にある畑地である。

縄文土器・成川様式土器の分布地である。

八、風穴遺跡

① 発見と調査

昭和六十一年に行われた県の遺跡分布調査で発見された。遺跡は吉田町大字本名字風穴にある。前述の柿平遺跡と同じ台地上西側に広がる遺跡で、この台地の中央部を占めている。現在畑地・畜舎・鶏舎として利用されている。

縄文土器・成川様式土器・土師器の分布地である。

九、藺牟田原遺跡

① 発見と調査

遺跡は吉田町大字本名字藺牟田原にある。昭和六十一年の県遺跡分布調査で発見された。本名川の支流が作った谷（谷上他）に挟まれた台地に立地している。

成川様式・土師器の分布地、重盛・東の分布図（鹿児島県考古学会紀要3号記載）では石斧の散布地となっている。

十、向得原遺跡

① 発見と調査

遺跡は吉田町大字本名字向得原にある。昭和六十一年度県遺跡分布調査で判明した。吉田南中学校より西南八八〇㊦の台地上にある。

縄文土器・成川様式土器・土師器・黒曜石の分布地である。

十一、向下堂遺跡

① 発見と調査

遺跡は吉田町大字本名字大塚にある。昭和二十七年、重盛・東によって発見された。吉田南中学校の東南約七〇〇㊦地点である。

大原部落と石下谷部落の境に周囲四〇㊦程の土饅頭形の小丘があり、丘には老松が茂り、中央には祠がある。この小丘の南側は断崖となつて下だり、北は大原台地に続いている。遺跡は小丘の西に続く畑地である。

出土する遺物には大原遺跡出土の円筒形土器に類似する土器、指宿式・阿高式系統の土器・口縁部が肥厚した無文土器などがあり、重要な遺跡と考えられる。分布調査で上げられた大塚遺跡は同一遺跡である。

十二、前畑遺跡

① 発見と調査

遺跡は、吉田町大字宮之浦字前畑にある。昭和六十一年の遺跡分布調査で判明。青少年研修センターの南西七五〇㊦の地点に当たり、吉水地区の台地の東端に位置している。

成川様式土器・土師器・石器の散布地である。

十三、北平野遺跡

① 発見と調査

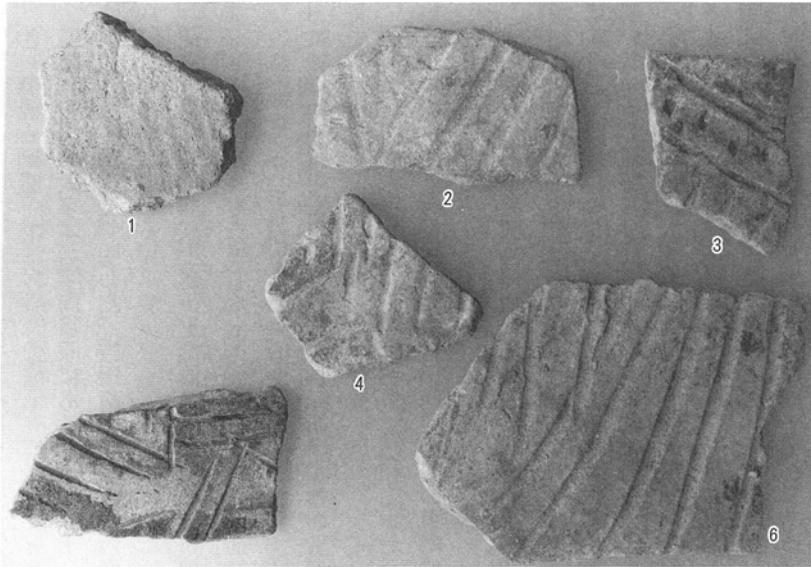
遺跡は、吉田町大字宮之浦字北平野にある。昭和六十一年の遺跡分布調査で判明した。青少年研修センターの東に隣接する地点である。

遺跡の地層は堆積が良好で、アカホヤ層、サツマ層を確認できる。手向山式・塞ノ神式・阿高式・成川様式・土師器の分布地で、有望な遺跡といえる。

十四、中原遺跡

① 発見と調査

遺跡は、吉田町大字宮之浦字中原を中心として広がる台地である。あべ木川の支流がさらに一つに分かれ、作つた谷に挟まれた台地である。



第76図 狐迫遺跡 出土、1：条痕文、2～6：曾畑式土器（縄文前期）

成川様式・土師器・黒曜石の分布地である。

十五、山ノ上遺跡

① 発見と調査

遺跡は、吉田町大字宮之浦字山ノ上・小舞床にある。昭和六十一年の遺跡分布調査で発見された。県連グリーンセンターの東南五〇〇メートルにある台地が遺跡地である。成川様式の分布地である。

十六、崎山遺跡、十七、落ノ上遺跡

① 発見と調査

遺跡は、吉田町大字宮之浦字崎山・落ノ上にある。昭和六十一年の遺跡分布調査で発見された。牟礼ヶ丘団地と牧集落の間にある緩やかな起伏の畑地である。成川様式・土師器の分布地である。

十八、狐迫遺跡

① 発見と調査

遺跡は、吉田町大字本名字狐迫、川畑兼雄の所有する畑地である。昭和二十八年（一九五八）八月十日に試掘を行った。曾畑式の包含地である。



第77図 成川式土器（内門）
古墳時代 37.5cm

十九、内門遺跡

① 発見と調査

遺跡は、吉田町大字本名字内門にある。昭和二十八年、重盛重二・東才二によって発見された。縄文土器・成川様式土器・石器を出土する。

第四節 むすび

始良カルデラの爆発（二万二千年前）によって、南九州の人々はほとんど壊滅的な打撃を受けて、一部出水市上場遺跡などを除いて、死滅したものと思われる。

今の吉田町に当たる地域に住んでいた人々も例外ではなかった。その後この地に人々が住むようになったのは、

九千数百年前からであった。

最初に人が住んだのは、今の吉田南中学校の地で、大原遺跡であった。続いて東佐多浦の小山遺跡であった。

ここでは九千年以上も前であるというのに、石坂式や吉田式のような今見ても驚くほど精巧な大変立派なしかも大きな土器を作って、生活していた。これらの土器は貝殻で文様を施した南九州独特のものであった。

その後、八千年ほど前には、小山遺跡や鍋谷遺跡では関東地方で発生した縄文の文様を取り入れた、塞ノ神式土器を作って生活した。塞ノ神式土器の文化は南九州を中心に、九州全域に広がって、その文化が活気に満ちたものであったことを示している。

小山では礫を焼いて調理するという、当時の生活の跡が立派に残されて、生活の様子を示しており、鍋谷では断崖の上の岩棚で生活を続け、当時の社会が厳しいもので、たえず防衛に心を用いなければならなかったことを示している。

小山遺跡では先史時代から歴史時代まで長い生活が続いているが、この遺跡が経験した最大の危機は鬼界カルデラの爆発（六千三百年前）であった。

この頃小山の人々は、轟Ⅰ式（六千数百年前）土器を作っていた。この土器は塞ノ神式の後に続く土器で、貝

殻で器面調整をするという地域色の強い土器であった。

鬼界カルデラの爆発で発生した火砕流（幸屋火砕流）は種子島・屋久島、の全域、薩摩半島・大隅半島の中部以南を襲い、生物は死滅したといわれている。幸い小山は火砕流には襲われなかったものの、その被害は甚大であった。

鬼界カルデラが爆発するまで、小山の人々は活発な活動をしていたことは、その人々が使った轟Ⅰ式土器が多量に残されていることで良くわかる。しかし爆発後の轟Ⅱ式土器は僅か数片にすぎない。爆発によって如何に大きな被害を受け、小山の人口が激減したかが良くわかる。

縄文時代には、日本の気候は温暖乾燥化が進んでいくが、世界的規模で、四千年程前から急に湿潤冷涼の気候に変化し、三千年程前まで湿潤冷涼の気候が続いている。この影響で南九州では、気候が湿潤冷涼化した初期には、その時期に当たる指宿式の遺跡数は少なく、かつ内陸部に多く分布するが、湿潤冷涼化した中ごろは、市来式の時期に当たり、遺跡数は増え、かつ海辺への移動が見られ、貝塚を作るようになる。

またこの湿潤冷涼化の時期には瀬戸内の磨消縄文文化が九州へ盛んに伝播してくるが、当時の主要な土器である指宿式や市来式の遺跡が、多分存在するものと思われる

るが、吉田町では指宿式や市来式の遺跡の発掘が未だ行われたことがない。従って、前に述べたような現象を確認することができない。しかし、吉田町でも同様のことが起こっているに違いない。将来の発掘調査によって明らかになるであろう。

弥生時代になると、不思議なことに、吉田町では一カ所の遺跡すらも発見されていない。前に吉田町から出土した土器で、弥生式土器とされたものがあつたが、これは間違いで成川様式であつた。農耕文化時代になつて、縄文時代の人々が一人もいなくなつたとは思われないが不思議なことである。

やがて弥生の遺跡も発見されるであろう。

古墳時代になると、須恵器・土師器・成川様式がでる。吉田町では主として成川様式が出土するが、町全域に遺跡が広がって、人々の活動も盛んになり、人口も増えていったようである。しかし古墳や埋葬跡は発見されていない。

県北の吉松町永山遺跡では、成川様式の土器を供献した地下式板石積石室があり、薩摩半島の南部、山川町成川遺跡では、成川様式の土器を供献した立石墓がある。しかしこの地域一帯は、古墳時代の埋葬遺構が皆目見当たらないのである。

【参考文献】

- 1 『大森貝塚』 E・S・モース著、近藤義郎・佐原真編訳、岩波書店、一九八三
- 2 『大森貝塚発掘百年記念特集』考古学研究二四号二五号、考古学研究会、一九七七
- 3 『日本の考古学』Ⅱ、縄文時代、鎌木義昌、河出書房、一九六五
- 4 『日本の古代遺跡、宮城』工藤雅樹著、保育社、一九八四
- 5 『鳥居龍藏集』日本考古学選集六・七、築地書館、一九七四
- 6 『長谷部言人集』日本考古学選集一五、築地書館、一九七五
- 7 『浜田耕作集』日本考古学選集一三、一四、築地書館、一九七五
- 8 『山内清男集』日本考古学選集二、築地書館、一九七四
- 9 『坪井正五郎集』日本考古学選集二、三、築地書館、一九七二
- 10 『甲野勇集』日本考古学選集一〇、築地書館、一九七一
- 11 『縄文土器大成』第二卷、後期、講談社、一九八一
- 12 『肥後南福寺貝塚』寺師見国、考古学一〇巻七号、東京考古学会、一九三九
- 13 『天馬塚』韓国文化財普及協会、一九七五
- 14 『考古学雑誌九巻八号』考古学六、一九一九
- 15 『考古学雑誌六巻四号』考古学六、一九一五
- 16 『考古学雑誌八巻七号』考古学六、一九一六
- 17 『考古学通論』浜田耕作、全国書房、一九四七
- 18 『薩摩国揖宿郡指宿村土器包含層調査報告』浜田耕作、京都帝国大学文学部考古学研究報告、第六冊、京都帝国大学、一九二二
- 19 『考古学雑誌一一巻二二号』考古学六、一九二二
- 20 『考古学四巻五号』東京考古学六、一九三三
- 21 『史前学雑誌八巻六号』史前学六、一九三六
- 22 『木村幹夫考古学論文集』木村婦美、一九八〇
- 23 『鹿児島県古墳と当時の文化』山崎五十鷹、鹿児島県国聖跡調査会、一九四三
- 24 『鹿児島県下の縄文土器分類及び出土遺跡表』寺師見国、鹿児島県国聖跡調査会、一九四三
- 25 『考古学一〇巻七号』東京考古学六、一九三九
- 26 『鹿児島県先史時代の研究』木村幹夫、鹿児島県教育研究会発表、一九三九
- 27 『日本の古代遺跡、鹿児島』河口貞徳、保育社、一九八八
- 28 『人類学雑誌三八巻五号』一九三三
- 29 『考古学雑誌八巻八号』考古学六、一九一八
- 30 『考古学雑誌一〇巻一号』考古学六、一九一九
- 31 『弥生式土器聚成図録』東京考古学六、一九三八
- 32 『考古学雑誌三七巻四号』考古学六、一九五〇
- 33 『郷土史編纂資料』国富町教育委員会、一九六九
- 34 『考古学雑誌六巻二二号』考古学六、一九一六
- 35 『鹿児島考古三号』鹿児島県考古学六、一九八九
- 36 『川内地方を中心とした、郷土資料』松園清兵衛、川内中学校、一九三二
- 37 『成川遺跡』埋蔵文化財発掘調査報告書、第七、文化庁、一九七四

第三章 古代

第一節 先史から古代へ

一、古代の人々

第二章では、現在の吉田町の地域には、かなり古くから相当数の人々が生活していたことが明らかにされている。

これはこの地域に存在する二十カ所を超える遺跡についての考古学的発掘調査によって確認されたもので、通常先史時代とか原始時代といわれている時代以来、この地域で生活していた人が多数いたことを意味している。

従って特別な事態が発生していない限り、その後の「古代」と通常いわれている時代にも、この地域に人々が生活していたと推定してよいのである。

古代とは、古墳時代から平安時代まで、即ち四世紀ごろから十二世紀ごろまで（今から一千六百年位前から、八百年位前まで）を指しているが、この時代の吉田町の地域の遺跡は、まだ十分に調査が進んでいない。そのためだと考えられるのであるが、現在のところ古代の遺跡

は少なく、古代の前期のこの地域の様子は、はっきりしていない。

ところで、先に触れたところであるが、古代になってこの地域が特別な事態、例えば火山噴火、大陥没、大地震等の発生という事態に遭遇したとは考えられていないので、当然ながらこの地域でも人々が生活していたものと推定してよいのである。

二、古代の社会

しかしその当時、吉田町の地域ばかりでなく日本列島全体に関しても、その時代に作成された記録はまったく無いので、いずれにせよ考古学的発掘調査を待たないかぎり古代前期の様子は分からないのである。

当然これはこの地域のみではなく、近隣の地域にも、また大部分の地域にもあてはまることである。

さてそこで古代成初期の二、三世紀から、前期の四、五世紀にかけての南九州について、現在までに考古学で明らかにされているところを大略まとめてみたい。

南九州の古代の遺跡で多く出土する成川式土器の命名に貢献した成川遺跡は、四世紀ごろの南九州を考える上で重要な位置を占めている。

昭和三十三年の発掘調査の報告書『成川遺跡』による

と、古墳時代の成川人は男性の平均身長が一六八センチで北部九州人と比べてかなり低く、真上からみた頭の形は前後より左右がはるかに長く、古墳時代でありながら、縄文時代人の様相に近い者だった。

そればかりでなく、すでに北九州地方や近畿地方では、クニ（分国ともいい、現在の日本列島内にくつももの小国家があった）が成立していたのに対し、この遺跡では墓地遺構は全て簡単な造りの土壙（土穴）で、副葬品は装身具が少なく、特別な埋葬事例が無かった。成川遺跡の人々はほぼ平等に富を分けあっていたのであり、家共同体でもいうのがふさわしい大家族のような集団として生活していたと考えられている。

この遺跡の付近は、他の南九州各地と同様火山噴出物の厚く降り積もった土質で、水田に向いていなかったの

で、狩猟や漁撈と畑作を主な生業としていたと思われる。いわば自然の恵をもとめて、平穏に暮らしていたのである。

といつても既に、王子遺跡や釘田遺跡をはじめ南九州の河川の流域等では、原始時代の末期である弥生時代から水稲耕作が行われていたことは明白で、南九州全域で狩猟や漁撈と畑作のみが行われていたということではない。しかし吉田町の地域はどちらかといえば、火山噴出

物の積もった土質の地域であった。

『埋蔵文化財発掘調査報告書・萩原遺跡Ⅱ』によれば、萩原遺跡では、一基で三、四人が生活できる一五平方メートル程度の方形堅穴住居跡が、少ないときで二基、多いときで十数基がまとまって存在していた。

その期間は古代の成立期から前期に当たる、二世紀～六世紀にかけての四百年間で、七、八人から五、六十人が集落を作っていたのである。

小出修三氏によれば、古代成立期の九州の人口は十万六千三百人とされており、それは当時の日本列島の総人口六十万一千五百人の一七％になり（『国立民族学博物館研究紀要』）、九州は先進地帯として人口の数が多く、全人口に占める割合は、他の時代と比べると驚く程高かった。

もつともその九州の中心は北部地域であったから、この吉田町を含む南九州（現在の鹿児島県に相当する地域としてよい）の人口は五千人程度と予想されるので、この人口が南九州各地に均等に分布していたと仮定すれば、現在の各市町村の地域に、それぞれ百人程度が存在していたことになる。

先程述べた七、八人から五、六十人の集団で考えると、二つから十まで、実際はせいぜい五つ位が存在していた

表1 日本の人口：縄文時代～明治初期

| 年 代 | 総人口 (千人) | 地 域 人 口 (構成比%) | | | | | | | | | | | |
|----------------|------------------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|
| | | 北海道 (蝦夷) | 東 北 | 関 東 | 北 陸 | 中 部 (東山) | 東 海 | 近 畿 | 中 国 | 四 国 | 九 州 | 沖 繩 | |
| 縄文早期 | 21.9 | | 2.1 (9.6) | 10.3 (47.0) | 0.4 (1.8) | 3.2 (14.6) | 2.4 (11.0) | 0.3 (1.4) | 0.5 (2.3) | 0.6 (2.7) | 2.1 (9.6) | | |
| 縄文前期 | 106.0 | | 19.2 (18.1) | 43.3 (40.8) | 4.2 (4.0) | 25.3 (23.9) | 5.0 (4.7) | 1.7 (1.6) | 1.3 (1.2) | 0.4 (0.4) | 5.6 (5.3) | | |
| 縄文中期 | 262.5 | | 46.7 (17.8) | 96.9 (36.8) | 24.6 (9.4) | 71.9 (27.4) | 13.2 (5.0) | 2.8 (1.1) | 1.2 (0.5) | 0.2 (0.1) | 5.3 (2.0) | | |
| 縄文後期 | 161.0 | | 43.8 (27.2) | 52.1 (32.4) | 15.7 (9.8) | 22.0 (13.7) | 7.6 (4.7) | 4.4 (2.7) | 2.7 (1.7) | 2.7 (1.7) | 10.0 (6.2) | | |
| 弥 生 | 601.5 | | 33.8 (5.6) | 100.1 (16.6) | 21.0 (3.5) | 85.1 (14.1) | 55.9 (9.3) | 109.4 (18.2) | 59.4 (9.9) | 30.5 (5.1) | 106.3 (17.7) | | |
| 750 | 5,589.1 | | 266.3 (4.8) | 970.9 (17.4) | 461.5 (8.3) | 299.6 (5.4) | 298.7 (5.3) | 1,405.6 (25.1) | 851.9 (15.2) | 335.0 (6.0) | 699.6 (12.5) | | |
| 900 | 6,437.6 | | 562.2 (8.7) | 1,461.4 (22.7) | 536.4 (8.3) | 468.3 (7.3) | 315.7 (4.9) | 1,398.0 (21.7) | 685.2 (10.6) | 304.6 (4.7) | 705.8 (11.0) | | |
| 1150 | 6,916.9 | | 606.9 (8.8) | 1,602.3 (23.2) | 708.6 (10.2) | 436.6 (6.3) | 323.1 (4.7) | 1,426.6 (20.6) | 705.0 (10.2) | 320.3 (4.6) | 787.5 (11.4) | | |
| 1600 | 12,273.0 | 7.1 (0.1) | 1,072.9 (8.7) | 2,018.9 (16.4) | 864.2 (7.0) | 728.7 (5.9) | 780.7 (6.4) | 3,798.5 (31.0) | 1,110.9 (9.1) | 625.0 (5.1) | 1,266.1 (10.3) | | |
| 1721 | 31,277.9 | 18.7 (0.1) | 3,408.6 (10.9) | 6,148.5 (19.7) | 2,586.7 (8.3) | 1,917.6 (6.1) | 1,987.1 (6.4) | 6,409.8 (20.5) | 3,727.6 (10.5) | 1,838.5 (5.9) | 3,689.8 (11.8) | | |
| 1786 | 30,104.0 | 31.6 (0.1) | 2,842.3 (9.4) | 5,250.9 (17.4) | 2,530.0 (8.4) | 1,996.0 (6.6) | 2,051.4 (6.8) | 6,023.4 (20.0) | 3,512.8 (11.7) | 1,994.0 (6.6) | 3,871.6 (12.9) | | |
| 1792 | 29,869.7 | | | | | | | | | | | | |
| 1846 | 32,423.8 | 85.1 (0.3) | 3,024.5 (9.3) | 5,326.4 (16.4) | 3,047.5 (9.4) | 2,129.3 (6.6) | 2,221.2 (6.9) | 5,998.6 (18.5) | 4,097.7 (12.6) | 2,331.8 (7.2) | 4,161.7 (12.8) | | |
| 1875 (1873) | 36,527.6 (33,568.5) | | 85.1 (0.4) | 3,024.5 (10.4) | 5,326.4 (16.0) | 3,047.5 (9.7) | 2,129.3 (6.1) | 2,221.2 (6.5) | 5,998.6 (16.2) | 4,097.7 (11.6) | 2,331.8 (7.3) | 4,161.7 (15.2) | 0.5 (0.5) |

(出典『日本の人口2千年』)

ことになる。

三、古代の生活

従って、吉田町の地域には、合わせて百人程というごく少数の人々が五つ位の場所に分散して、生活していたことになる。彼らは、現在の様相とはまったく異なつて広々とした自然に抱かれた生活をしていたのである。

その人々は、睡眠以外の生活時間の大部分を食料を確保するための作業に使つていたので、余暇はほとんど無く、教育活動は限られていたので、長期にわたつて何世代も平穏な生活を繰り返したのであり、乳幼児の死亡率も高く平均年齢も低く、集団（即ち集落）が消滅することも決して稀ではなかった。

そのため、人々はしばしば集団で移動したものと考えられており、現在の様にある地域の住民という意識はまったく無かった。全ての人は、自己の力で生きていかねばならなかつたから、そのかぎりでは平等であり、現在からみて学ばべきところもあるが、後代の者が

第二節 律令制国家の成立

一、熊襲・隼人

理想とする時代とはいえない。しかしこの時代の人々は、原始時代の人々と同様に、実用的な器具・道具を工夫し創造し、その器具・道具に独自の装飾をほどこして、現在の感性にも訴える力を持つていたことは明瞭である。

なお、当時の住居跡についての調査に依れば、その数からみて、南九州では古代の成立期から前期にかけて人口は大幅に増加したものと考えられている。

第一章で述べた通り、四世紀以後にも地下に穴を掘って埋葬する地下式墳墓制度をとっていたことは、北九州地区や近畿地区と大いに異なっているが、これを単純に先進地帯の北九州・近畿より遅れていたとのみ評価してはならない。

いわば南九州の人々は当時の技術によってこの土質にふさわしい生活様式を生み出していたのであり、当時南九州の人々は、それなりに平穏な生活を満喫していたのである。それ故に、人口も大幅に増加したのであった。

この間、近畿地区の勢力は、高塚式の墳墓制度を取り入れ前方後円墳をシンボルとする政権を造りあげて五世紀の半ばには、南九州にもその技術をもって来ている。

この政権が後述する大和朝廷といわれる日本の最初の古代国家である。

ところでこの日本の古代国家は、七世紀には現在の吉田町を含む南九州をその影響下に置くこととなった。その古代国家に関する記録はかなりたくさん残っており、古くから調査研究も進んでいる。そこで吉田町の地域の古代の中期、後期の様子をみるために、古代国家の動向を大略まとめてみたい。

日本の最初の古代国家は、近畿地区の中でも畿内から始まったので当時の地域名をかぶせて大和朝廷と呼んでいる。大和朝廷はその後畿内を中心とする政権で、時代とともにほぼ現在の東北から九州を包含する統一国家になった。

この大和朝廷が日本列島の各地を包含する際に、最も強力に抵抗したのは、東北地方と、吉田町を含む南九州地方であった。「日本書紀」・「古事記」等の古代国家の公式の歴史書は、東北地方の人々を蝦夷と呼び、南九州地方の人々を熊襲・隼人と呼んでいる。

二、日本書記の隼人

日本書紀に「大足忍代別おほあしからしこれしわかひけ（景行天皇 自ら熊襲八十梟やそたける」

古事記上巻 形序
 臣安萬侶曰夫混沌初既凝氣象未效無名無為難
 如其形然乾坤初分參神作造化之首階陽所開
 二靈為群品之祖既出入出顯日月敏於洗日
 治流海水神祇呈於潛身太素古實固本教而
 誠合土產地之時元始綿邈賴先聖而崇主神
 立人之世定知懸鏡吐珠而百王相續史叙劫地以
 方神蕃恩歎誠安河而平天下輪小窟而清國土
 是以蕃仁破命初降于高千嶺神倭天皇經歷于

天地初開之時於高天原成神君又作神
 立神下世於下天月為次神神皇祖神
 虛算日神此三柱神有並德神或並德身
 也 次國繼和浮相和久下那加多能浦
 筆流之符實皇上帝尊牙而羽勝之物向或
 神石川原志阿麻理備比古近神 皇古又天
 帝立神皇古皇此二神柱本場神或立而
 信男也上件在柱神者列大神 又及神石
 川人常立神神皇古皇立並靈上野神此二也
 神亦魂神以坐而德身也或神石川比地
 近上神天妹須代智速 各神皇古皇
 次妹治秋神皇古皇皇古皇神皇古皇
 乃弟神皇古皇皇古皇皇古皇皇古皇
 列志古皇神皇古皇皇古皇皇古皇
 耶耶皇神皇古皇皇古皇皇古皇皇古皇
 任耶及神皇古皇皇古皇皇古皇皇古皇

伊勢本『古事記』

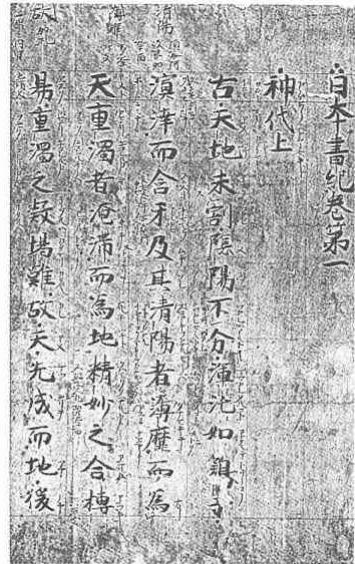
『古事記』序

帥を討った、また日向の子湯へ行きその地を日向と名付
 けた、続いて日本武尊が川上臯帥を討った、そして足仲彦
 (仲哀天皇) 自ら熊襲を討つたためその地へ行きそこで亡
 くなった」と書かれている。

これは四世紀後半から五世紀前半の頃大和朝廷の勢力
 が南九州へ伸びてきたが、南九州の人々がそれに従わな
 かったことを朝廷側に立って記録したものである。

また同書に「去来穗別(履中天皇)の即位前の時に
 墨江中王の「近習隼人」の刺領布が主人を殺したため
 水歯別王に討たれた。白髪広国押稚日本根子(清寧天皇)
 の時に大泊瀬幼武(雄略天皇)の陵で断食した隼人が殉
 死した、その後隼人がやって来て朝廷に従った。淳中倉
 全たましき
 太珠敷(敏達天皇)の陵で殯宮にあつた炊屋姫皇后を
 あなほへのおうじ
 穴穗部皇子が襲おうとした際、三輪君逆が隼人に命じて
 これを防いだ。天淳中原瀛真人(天武天皇)の時隼人が
 あまのぬなほらおきまひと
 集団でやって来て貢物を出した。更にその後隼人がやっ
 て来て貢物を出し大隅隼人と阿多隼人とが朝廷で相撲し、
 前者が勝った」と書かれている。

これは、五世紀半ばから七世紀には南九州の人々の中
 から大和朝廷に仕える者があり、特に陵墓と関係が深い
 者が目立っているし、南九州からしばしば朝廷に貢物を
 出す者があったことを朝廷側から記したものである。



日本書紀卷第一 夏自兼本

三、大隅隼人

この様に五世紀半ばを境に、南九州の人々と朝廷との関係は大きく変わっている。図式的に言えば、五世紀前半までは、南九州は朝廷の勢力下には入っていないかったが、その後即ち記録に隼人と書かれるようになった時期には、南九州の人々の中には朝廷に朝貢する者があり、また朝廷に奉仕する者が見られ、朝廷の勢力下に入ったのである。

朝廷で奉仕する隼人は、品部とよべに属したり、隼人司に属して特有の武力を以って守衛をし、特有の靈力を以って鎮魂たまふりの儀礼をした。隼人の吠声はいせいや相撲は、彼らが俳優わざおぎのたみとして朝廷に服属したことを意味している。

前述の通り、熊襲、隼人という語は、朝廷の側から南九州を見たことに発しており、勇猛果敢という意味とともに、朝廷に服属しない未開の異民族という蔑視観を含んでいたが、後に徐々にその意味を転換して、特に隼人という語は、今では南九州の「鬪争心を失わない勇者」を意味する尊称として用いられている。同一の単語が時代とともに、その意味を大きく変えることが少なくないが、この場合はその極端な例である。

当時、隼人は一般に大隅、阿多、日向、薩摩、甌等の地域名を付けて呼ばれており、いくつかのグループに別れて行動していたものと考えられている。

その中で有力なものは、大隅隼人と阿多隼人とであった。後者の阿多隼人は、後には薩摩全地域の隼人のことを指すようになっていた。

七世紀後半には、大隅隼人は、朝廷と結び付きの強い者に与えられる直姓と、八色姓やくさのなの忌寸姓いみきを貰っており、阿多隼人は、朝廷とは独立的な国造や県主に与えられる君姓を貰っており、両者は共通面を持つと共に、ある意味では自立した面があった。

四、奈良時代の南九州

八世紀ごろになると、隼人の地域へ大和の中央政権の

力が及んでくるようになった。これにたいして地元の隼人は、今までとは異なりかなり激しく抵抗している。

まず、七〇〇年には阿多隼人が派遣された使者を攻撃し、大宝二年(七〇二)には中央からの命令を認めなかった。そのために、中央から軍隊が派遣され、彼らが柵を建てて軍隊を常時駐留させている。

隼人に対して朝廷が軍隊を以って服従させようとしていることは明らかであり、それは成功している。その結果隼人の地域にも地方行政組織が成立している。その七年後の和銅二年(七〇九)には、隼人の郡司等以下百八十八人が上京し朝廷に従い、朝廷は五百人の騎兵を出して威儀を整え、翌和銅三年(七一〇)には大極殿の朝賀の儀式に左將軍大伴宿禰旅人等が隼人を率いたり、阿多隼人に位を与えている。朝廷が隼人に気を遣っている様子が表れている。

一方和銅六年(七一一)朝廷は大隅隼人を討った將軍等を表彰しており、和銅七年(七一二)には大隅隼人の地域に、豊前の二百戸を移しており、養老元年(七二七)には大隅隼人等に位を与えている。

だが養老四年(七三〇)隼人が大隅国司陽侯麻呂やこのかみまろを殺したので、中納言正四位下大伴宿禰旅人を征隼人持節大將軍に任じ筈朝臣御室と巨勢朝臣真人を副將軍とし、隼

人千四百人を討って、翌年凱旋している。大隅隼人は大規模な反乱をおこし激しく戦ったが、朝廷からの軍隊に敗北したことが読み取れる。

その後養老七年(七三三)以降は、隼人の朝貢と叙位の記録ばかりとなるので、隼人の反抗もここまでであったと考えられる。

隼人は、このように七〇〇年から七二〇年にかけて二十余年も朝廷に抵抗したが、この抵抗も朝廷の軍事力には及ばなかったのである。

以上の古代国家と南九州の関係の変遷を述べてきたがこの南九州の人々には、当時、吉田町の地域にいた人々が含まれているとみるべきであり、前述の変遷は吉田町の地域と関連があつたのである。

五、律令制

さて、古代国家そのものについて見れば、天皇を中心とする中央集権国家の形成を目指し、中国大陆の唐の律と令とを利用しながら大和朝廷以来の実情を基に、七世紀後半に飛鳥浄見原律令あすかきよみはらりつりょうを施行した。

この、人々を一定の秩序のもとに置き、教諭論す「令」と、それに従わない者を罰する「律」とにより、中央と地方の制度を確立し、公地公民制度を基礎とする律令制

を採用した古代国家は、その後大宝元年（七〇一）には大宝律令、養老二年（七二八）には養老律令を施行し完備され、奈良の平城京を首都とした強大な中央集権国家になった。従ってそれを律令制国家と呼んでいる。日本の古代国家の完成である。この律令制国家の基礎は、身分制度と公地公民制度に基づく班田制と租庸調制であった。これらについては、関連する資料もその研究も多々あるので、その大略をまとめていきたい。

律令制国家は、身分制度を基本としていた。それは、天皇を頂点とし、畿内の諸豪族が支配身分を構成するものであった。一般に天皇の意思は詔勅によって伝えられるが、国政の重要事項は、有力豪族によって構成される左右大臣、大納言などの太政官によって審議され、その上で天皇の裁許によって実施されることになっていた。この様に、上級官吏の任免、軍隊の発動、刑罰の発令などの権限は、最終的に天皇に属していた。

律令制国家の支配身分は、官位の制度として政治、経済の面に特別の権益を持っていた。有位者は官位相当制度によって位階に相当する官職に任命され、一定の年数が経つと功勞によって官位を進められ上級の官職に昇進した。官人はその位階・官職に応じて食封禄、田、資人などを支給され、課役を免除された。

一方、被支配身分は、支配身分に属していない一般の人々から構成されていた。律令の規定では、これら一般の人々は「人民」と表現されていた。その人民は、良・賤に二大別される。賤民には公有の官戸・陵戸・官奴婢、民間所有の家人・私奴婢があった。このほか、律令制成立期以前の品部の一部が品部・雑戸という特殊な身分とされ、技能をもつて朝廷に奉仕した。しかし賤民の全人口に対する比率は一〇%以下と思われ、寺院や中央地方の豪族、有力農民に集中的に所有されていた。したがって当時の農業生産の主たるにない手は良民である一般農民であった。

この律令制国家が基礎としたのは、公地公民制度であった。大和朝廷は豪族の私有地、私有民を基礎としていたが、唐（中国）の均田制を手本とした律令制では全ての土地と人民は公のものとして、事実は支配身分である豪族の共有ともいえるべきものであったが、最終的には天皇の所有となっていた。

公地の中核は水田であり、それ以外の地目である畑、宅地、山林原野等とは異なり厳しく規制され口分田という名称を付けられていた。公民の中核は良民であり、口分田を給与され、戸籍に登録され、租庸調を納める義務を負った。

律令制国家は、口分田を一元的に統括し、六歳以上の男女に一定基準で配布し、耕作させ、六年に一度、戸籍に基づいて死亡者のものを回収し、新たに六歳になった者に配布した。これを班田收授制といい、配布を班給、回収を收公といった。この他公田（剩田ともいい、班田してのこった田）は農民に貸与し耕作させ地子を取った。また職田、位田、功田、神田、寺田等があった。山林原野は、公私共利とされその占有が禁止され、畑地（当時は園地といった）や宅地はそれを使用している限り、他から妨げられることはなかった。

人民は、戸に編成され、五戸を保とし、納入の連帯責任を負った。戸籍によれば一戸は平均二十五人程で、最大は百人を超えた。戸籍は、六年に一度作成され、班田のための台帳とされた。更に毎年計帳が作成され租庸調雑徭等課税の基準となった。

租は、水田の面積に応じて課税され、一段（三〇〇歩、約九九〇平方尺）に七十二把（二束二把）であった。一束の稲から籾で約一升、精米にして約五合とれる。古代の一升は今の約四合だから〇・七リットルの米となる。従って、その課税率は、収穫の三〇程であった。九月中旬から十一月までに国衙に輸され、所定の国が一部を嘗米として都に送るほかはすべて国郡の正倉に納めら

れた。その大部分は備荒用の不動穀として太政官に管理され蓄えられたが、一部分は賑給などに用い、また出挙し、その利稲を国衙の諸経費にあてるなどした。もし水旱虫霜の害にあつて五割以上損耗すれば免除される規定だが、天平十二年（七四〇）遠江国浜名郡輪租帳では四割以下の損耗でも程度に応じて半輪などの処置がとられている。なお租額は慶雲三年（七〇六）に至り白雉三年（六五二）の段別一束五把制に改めているが、これはおのおの上田段別穫稻不成斤七十二束に対する二束二把、成斤五十束に対する一束五把であり、実際の租率は収穫の三〇でそれ以前と変らなかつた。

庸は、ちからしろと読み、労働奉仕の代納で、物納した。最初は、仕丁の衣食料に当てるため戸別に布と米を納めたが、後に十日間の労働奉仕分を代納するとして、正丁が布二丈六尺（約七・九メートル）、次丁は正丁の半分で、少丁（中男）および畿内は庸を免除された。庸の品目は布にかぎらず、米、塩、綿、鉄など郷土所出の物を納めることになっており、中央で衙士、仕丁、采女、女丁の食料および雇役丁の食料、賃銀にあてられた。のち負担量については、慶雲三年（七〇六）正丁が一丈三尺（約四メートル）に減ぜられ、養老元年（七一一）一丈四尺（約四・三メートル）と改められた。

すしんてんのう

調は、みつぎと読み、古く崇神天皇の時、男性は弭調ゆはつとして狩猟による産物、女性の手末調たなすえとして手工業による生産物を貢納させたことがあったと言われており、初期は、水田面積別および戸別に布製品を課したが、後には男性の人頭税となり、品目では麻布正丁一人長二丈六尺（約七・八ト）幅二尺二寸（約六七センチ）をはじめ、郷土の所産に従い絹、藍、糸、綿、鉄、鋳、塩、魚介類、海藻類などを負担量を定めて課した。次丁は正丁の半分、中男は四分の一で、京畿内の調は諸国の半額と定められた。また正丁には他に紫、茜あかね、木綿ゆう、油、紙、寶す、薦などを納める副物があった。調物および庸物の納入にあたっては、その品目数量を記した調帳、庸帳が作成され、八月中旬より近国なら十月、中国なら十一月、遠国なら十二月までに貢調使に従つて庸調を負担する家が運脚うんきやくをだし自費で都まで輸送した。養老元年（七一七）正丁の調副物は中男の正調とともに廃され、中男作物にうけつがれた。

雑徭は、「令」の規定にある歳役十日以外の労役をいい、国司の指示で国内の水利、土木工事、官衙修理、寺塔造営、国衙雑用などの公役に食料自弁で駆使されるものである。正丁は年六十日、次丁は三十日、少丁（中男）は十五日を限度として使われる定めであつた。必要がな

ければ使われないはずであつたが、国司の私用に期限いっぱいまで駆使されたことが早くから指摘され、天平宝字元年（七五七）三十日、その後旧に復し、延暦十四年（七九五）三十日、貞観四年（八六二）京畿のみ十日、貞観六年（八六四）すべて二十日と軽減にむかい、他方大同三年（八〇八）国司の徭帳の提出が定められ賦課権を政府の監督下におくこととなつた。

なお、三位以上の子孫、五位以上の子、内外初位の長上、勳位八等以上、舍人とねり、雑戸ざつこ、品部しなべなどは調、庸、雑徭を、諸学生、里長、勳位九等以下、初位、殘疾などは庸、雑徭を、坊長、佃長は雑徭をそれぞれ免除されて

第三節 租庸調

一、郷戸

律令制国家の基礎となる諸制度について、法の規定をもとにしてみたが、この時代の各地域の人々の様子は、この様な規定では捕らえ切れない要素が多い。しかしこの時代の地方の人々に関する史料は豊富で、多くの研究成果もあり、各地の人々の暮らしはかなり詳細に明らかにされている。が吉田の地域については、その様子を知らせてくれる史料に恵まれてはいない。そこで

主に門脇禎二氏と鬼頭清明氏の成果によって、律令制国家の時代即ち古代の中期における地方での人々の暮らしの大略をまとめてみたい。これによって、吉田の地域の人々の暮らしを類推することが充分に可能だと考えられる。

律令制国家の時代の堅穴住居には、一基当たり三、四人から多い場合には十数人が住んでいたとされている。それは世帯を形成していたとは考えられるが、生業や社会生活の単位としての家族ではなかった。一族ということができるのは、通常三基から五基ぐらいの堅穴住居に住んでいる人々をまとめたときであった。

古代の中期には、一族は平均二十五人程で構成されていたので、大家族といつてよいだろう。この家族は各堅穴住居(家)に住む世帯が幾つか結びついている大家族で、その家族は強い権限を持つ戸主によって統率されていた。この家族は血縁の者のみで、いずれも対等の立場に立っていたとはいえなかった。

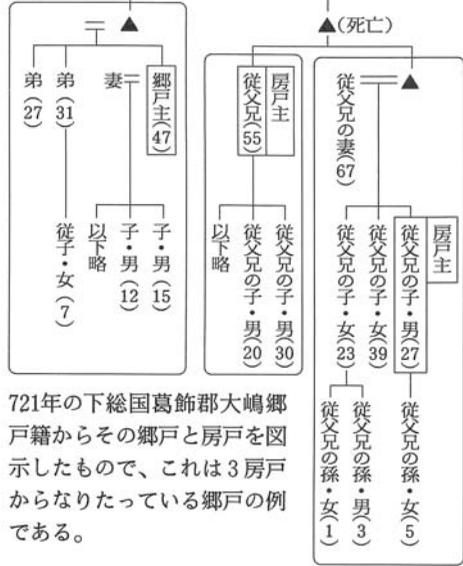
戸主とその血縁者、オジ・オバ・イトコなどの傍系親族、寄口きぐちとされた非血縁の家族員などを含んでおり、これらが戸主の強い家父長権のもとにまとめられていた。そして、数少ない有力な戸では、さらに多数の奴(男奴隷)・婢(女奴隷)をもっていた。このような家族の数

戸あるいは十数戸が集まり住んでいたのがムラ(自然集落)であった。

前述した戸籍のなかで、戸とよばれるのは、この大家族のことで、後になりこの戸が郷戸と呼ばれ、その構成単位が房戸と呼ばれるようになった。しかし、その際にも律令制国家が基礎としたのは郷戸であった。けれどもこのような郷戸の戸籍への登記は、ムラごとになされたのではなく、郷ごとにまとめて登録された。古代の基本的生産である農業を行ううえでは、人々はムラ(自然集落)ごとに耕地を確保していたのではなく、幾つかのムラが共同して灌漑土木事業を行い、それによって保全できる耕地を、それら幾つかのムラの人々が共有していたのである。したがって、土地は幾つかのムラの人々すべての共有地であり、それぞれの家族は、その共有地を一時的、個別的に占有して耕作するにすぎない。このような、幾つかのムラの人々が形成した集団的秩序を保っていたのが郷(あるいは、それに相当するもの)なのである。

たとえば、養老五年(七二二)の戸籍が現存している下総国葛飾郡大嶋郷は、甲和かわわ、仲村なかむら、嶋俣しままたの三つの里から成立していた。このあたりは海抜三呎内外でこの低湿な沖積平野を耕地として、近辺の自然堤防の上にそれぞ

表2 郷戸と房戸



れ営まれた甲和、仲村、嶋侯の三つのムラであった。この三つのムラは、それぞれ江戸川と中川から水を引きながら、同時に耕地をその氾濫による壊滅と荒廃から守らねばならないという共通の課題をもっていた。そのため耕地は個々のムラごとの灌漑・治水によってでなく、より大きい大嶋郷という単位の人々の共同作業で維持された。郷の土地共有権は、律令制のもとでは、そのまま国有に移されていたのであるが、ここに実例としてみた大嶋郷のような結合体が、古代の人々の直接の生活圏でもあった。

二、口分田の生活

穫り入れもそのあとの村祭りもおわり、班田が行われる年の場合、十一月から翌年初めにかけて、ムラじゅうの戸主は、郷長の家の近くに集められた。班田のためである。郷長は、集まった戸主たちを前にして、来年の戸ごとの口分田の広さと場所をいわたすのであった。初期には、年ごとに割り当てられる田が替わったもので、お互いにそれぞれのいい分も出し合ったこともあったという。けれども、中期にはどの戸主も黙っていい渡しを聞くだけであった。その場には、国の役所(国衙)や郡の役所(郡衙)からきた役人衆もたちあっていた。

郷長や有力戸主たちは、自分の戸の口分田をほかと替えることはなかった。だいいち、口だしができるまでもなく、班田は、戸籍を基にし、戸令こりょうにしたがって行われることになっていた。口分田が満六歳以上のすべての男女について、男性は二段(約二〇%)、女性はその三分の二の一段百二歩、賤民の奴婢は良民男女各々の三分の一ずつに計算された口分田を総計して、郷戸の単位に班田された。計算の基礎は、本人の死亡によって収公されるまで変えられなかった。もともとこの法定額どおり授田されたかどうか、疑問もあるようである。それは国司が、現在の小作にあたる賃租に出す公田(剩田)を一定

額だけわざと先に確保しておき、残りの土地でもって班田した可能性が強いからである。また班田を受ける年齢も、実際はずっと遅れていたようである。この口分田の売買は絶対に禁止されていたが、一年の期間を限つての賃租は認められていた。このほか性別や年齢とは関係なしに、桑漆を植えたり、畠作を行う園地が与えられた。

郷長や有力戸主たちは、自分のうちの口分田ばかりか逃亡民の口分田をもあわせ、それらを近くに拓いた開墾田と一つにして経営しはじめていった。溝池をつくるのにそれなりに要した財力も労力も少なからぬものであつたし、その代耕・代輸の規定も定められていたので、逃亡民の口分田を全部、各戸に割り替えてほしいとはいへなかつた。開墾田の私有も、天平十五年（七四三）以降は公認されていた。郷の田を郷長・有力戸たちが多く占めてしまうために、八世紀中ごろになると、時には、口分田が隣の郡や隣国はおろか、遠く離れた他国に与えるといいわたされることさえも珍しくなくなってきたのである。

班田がおわると、冬の農閑期の間課される力役がいわたされることも少なくなかつた。八世紀はもとより、九世紀中ごろに至るまで、池や大河の築堤や補修は、その水を用いる郷ごとに力役の人夫が課された（宮継令、

雑令）。昔、郷ごとに行っていたというこつた労働は、律令制下では国司、郡司を通じて国家の命令というかたちで課されつづけていた。しかし、大池や大河からひき込んだ水をそれぞれの田へ導く作業は、もう戸ごとの仕事であつた。春になると、戸はそれぞれの家族ごとに、——多くの鉄製農具や労働力を動かせる戸も、鉄農具が乏しくほとんど木製農具しかもたない少人数の家族も——それぞれに、種籾をまく田をととのえ、初夏には田植えをする田圃を造成していったのであつた。

種籾といつても、すべての戸が食いしるから別にして残しておく余裕はなかつた。一部の戸は、郡役所の倉から、あるいは郷長や有力戸主から借りた。秋には二倍、三倍の籾を出^{すいこ}率の利息としてとられるのがわかつていて、背に腹はかえられなかつたのである。

三、収 穫

稲の育成にしたがい、農民には除草、施肥の作業がつづいた。先述の通り収量は、田一段につき上田で五十束、中田四十束、下田三十束であつた。しかし、それは順調に収穫した場合であつて、『続日本紀』『日本後紀』などにみるように、旱天や暴風、飢饉の例は実に多い。たとえば、それらの本には、八、九世紀に甚大な被害を与え



横山由清校本『続日本記』

た台風例だけで九十四回も記されている。また天平十二年（七四〇）の遠江国浜名郡の輪租帳によると、同郡の百姓のほとんどが暴風雨の損害をうけ、その程度に比べて田租が免除された様子をなまなましく伝えているのである。ほぼ順調に収穫できたのは約十五年に一回ぐらいいであつたというが、それだけに、そのような年には、春先の打植祭りや秋の穫り入れ後の祭りや歌垣は、とりわけ楽しいものであつたろう。

人々は米を粥や雑炊にして煮たり（姫飯）、蒸したり（強飯）して食べた。食法が定まっていたわけではない。都の下級役人に出たものは、貴族のように朝夕の二回食の給与が定まっていたらしいが、激しい労働に従った庶

民はそれでは不足だった。その点では、各地においては、飯を主食にするいわゆる米食が固定していたのではないことに留意する必要がある。古い時代からの食用植物もとりつづけたし、狩猟・漁撈も盛んに行っていたのである。

たとえば、東歌に「柵越しに麦食む子馬」などと詠まれているように、麦が作られたし、そして麦は調物として納めさせられた醬や味噌の原料にもなった。また粟も、非常に備えた義倉に納めたり食用として「春日の野辺に粟蒔か」なども詠まれている。ほかに蒔・わらび・水葱・芋・蓮根・芹なども多くとられたらしい。また、各地の集落跡の近くからは、鹿や猪をはじめ各種の獣や鴨・雁・雉などの鳥類の骨が見いだされるし、海辺や川辺の村では蛤・かき・うに・しじみなどの貝塚もしばしば見いだされる。

四、貢納の負担

人々は口分田を耕作して、先述したように、一段あたりでは、穂刈りした稲で約五十束から三十束の収穫量をえたが、それは米に春くと、現在の一石から六斗にあたる。これに対し段当り一束五把（米三升）の田租が課せられた。前述したような凶作や飢饉がなければ、この授

田面積に応じて賦課される田租の負担は軽かった。

班田の台帳とされた戸籍だけでなく、古代の人々はすべて、調・庸の税の台帳である計帳にも登録された。戸ごとに、戸主のあとに、たとえば男性なら「六人部犬麻呂 年四十 正丁」、女性なら「孔王部刀良売 年廿九 正女」などというように列記された。六人部とか孔王部とかが今でいう姓であり、犬麻呂・刀良売というのが今でいう名前である。犬麻呂とか刀良売などという名は、成年や寅年の生まれ年に因んだ名前らしく、きわめて多様な名も、青、白、赤、黒など四神の色や農作物や魚、仕事等に因んだ名があるので、必ずしも本名とは限らない。ムラの生活での通称と別に、役人が登録時に適当につけた形跡がある。正丁・正女などは、税の一人前の負担能力のあることを示している。

先述の通り、調・庸は、ふつう織布で納めさせた。成年男性の人頭税としての調布は長二丈六尺幅二尺四寸の規定であり、庸布の長さも調布と同じだが、政府のがわでは調布二十日、庸布十日の労働量と考えていたらしい。調は正丁（二十一歳から六十歳までの男性）、次丁（六十一歳から六十五歳、及び軽度の身体障害の正丁）、少丁（十七歳から二十歳、養老令では中男とよぶ）によって量に違いがあった。ただし、手末調といって、布を織

るのは女性の労働と考えられがちだが、正倉院に現存するものからみれば織幅がとも女性では織りにくいほど広幅のものがあるから、調布・庸布をととのえる機織の労働には男性も従ったとみられている。

成年男性の人頭税として課された調・庸は、布ばかりではない。とくに調は、各地の産物で納めさせる規定もあつて、実際、平城宮跡から続々と発見されている荷作りされた調の送り札をみても、鉄や塩、海産物、綿など、各地各様の調が納めさせられている。さらに正丁は、調の副物という付加税によって染料等を一定量納めなければならなかった。

五、諸役の負担

先述の通り物納の税ばかりではない。さまざまの力役も農民の負担であつた。だいたい正丁四人に一人の割合（実際は一戸から一人の割合であつたといわれる）で徴発された兵士役があり、大宝二年（七〇二）の美濃国の戸籍の壮年の者にめだつて身体を傷つたものは、六七二年の壬申の乱に徴発された青年たちであつたと考えられるなまなましい例もある。また、防人にされる場合にも多くの東歌が示すように、かれらは行先も知らず、父母に別れを告げるいとまもなく、あるいは母のない子供た

ちをおいたままで出発したりしたものが多かった。彼らは、軍団で訓練をうけるとともに、後述する雑徭と同様、国司の使役にも供された。その中から宮城警備の衛士として京へ一年間、北九州防衛の防人として三年間派遣されたが、もちろんこのような期間は守られることなく、衛士の場合、白髪になって帰郷している実態を国家も認めており役夫と同様に逃亡する者もあった。

兵役のほか、さらに正丁は年に十日、次丁は五日、京で無報酬の労役に服する義務（歳役）を負っていたが、それを庸という布の納付で代替できる規定であった。ところが、この歳役を実際に課した資料は見当たらないので、庸として徴収した布でもって役夫を雇ったと考えられている。さらに、国司による土木工事（その中には当然私的な性格の場合も含まれている）には、正丁を年間六十日、次丁はその二分の一、少丁は四分の一まで、雑徭として徴発、使役してもよいことが認められていた。中央においても、宮城の建設等に国別に人数をわりあてて役夫を徴発した。この場合、賃金や食料を庸から支給する雇役の形をとったが、往還の食料は調・庸の運搬同様に自弁であったため、調・庸の運搬の場合もそうであったが、帰途の食料が無く、餓死や病死する者が続出した。そうでなくても、最高六十日の雇役から逃亡を企てる者

が多かったのである。

このほか、官庁の雑役をする三年間勤務の仕丁として、全国から五十戸単位に二人ずつ正丁も徴発された。けれどもその実情をみると、八世紀の半ばには、正丁は六〇%にすぎず、平城宮にいた仕丁は、十七〜二十歳の少丁が二一%、他は十〜十六歳の少年たちまでが徴発されて使役に従ったことが知られる。

六、農業暦

ムラの人々の生活の年ごとの流れは、いわば農業暦によっていたことは、すでに前期いらいのことである。つまり、春先の苗床作りに先だつ山口の神迎えは、地主の神霊である山の神が、稲の耕作にかかると田の神になっておてくる。この祭りと、秋のとり入れ後のいわゆる新嘗祭りとが、一年を区切る二つの節であった。前者について、郷飲酒礼が行われるようになり、後者では、一年で最大の歌垣が行われつづけたのは、そのためであった。もちろん、戸ごとに生活を維持する面がしだいにふえていき、たとえば「宅神」なども祭られるようにはなっていたが、それは戸ごとの祖先を祭るというより、カマドの火を祭ったり戸内の安穩無事を祈るものであったらしい。いきおい、時期もしつらえもムラの祭りとして深くか

かわっていたと考えられる。

けれども、村びとの生活の、農業の営みからくる右の二つの節に幾つかの節が加わってきたのが、この時代の特色であった。新しく加わった幾つかの節は、律令にもとづくものであった。すなわち、班田を行う年には、班田を完了するのが十一月から翌年二月まで、年ごとにくられる計帳の作成のもことになる手実しゅじつの提出が六月まで、調・庸を六月までに納める納期が決められたのである。要は、春・秋の農業暦による区切りのほかに、二月、六月、十一月という法の強制する区切りが、年どしのムラの人々の生活暦に加わったのであった。

農村の、このような集団的な生活暦のなかに、生死をはじめとする個人の一生の生活の折り目はどうかかわったのであろうか。当時は、子供の誕生祝いなどはない。むしろ新生児が計帳に登録される時が、生の確認であった。子は、生母のもとで育てられたが、のちに母が夫の戸へ嫁入り婚をするか、あるいは母のもとを自立したりほかの戸への転居で離れるときが、それぞれの第二の折り目になる。それよりも、人々に共通に生じた折り目は、むしろ十七歳であった。一人前の税が課されてくるのは、二十一歳からだが、その正丁の四分の一を十七歳から課される。先述のように、平城宮の雑役に従う仕丁は成

年の男性がかり出される規定であったが、実際には未成年のものが少なくなかった。中には一九%ほどは十〜十六歳のものもあつた。十〜十六歳は小子（女性）とされたが、十七歳からは成年の四分の一の税が課せられる定めであり、実際には、子供から大人への転機は納税物をととのえる労働や、力役にかかわりははじめるころにあつたと思ふ。

また、人々には後世のように結婚が人生の一つの折り目となるようなことはなかった。庶民社会では多くは妻問婚であり、妻が夫の家に嫁入りする場合は、子を幾人も生んだのちのことであつたから、男性も女性も、結婚よりも先述のように夫婦同居となつたときのほうが大切な折り目であつた。いきおい、戸令には、結婚の繁雑な手続きや、妻を離縁するについて儒教的なイデオロギーにもとづく「七出」の規定などもあるが、それらは、人々の生活にとつてはいわば空文に等しかつたのである。それに、人々の死に際しての葬制も墓地も、この時代については前後の時代に比べてかえつて明らかでないが、近時幾つかの発掘例で、二〜三の棟と一つの倉をもつ戸の宅地の隅に死者を埋葬しているのが確認された。ほかに火葬も行われはじめたが、それはむしろ貴族や僧侶についての特例的なものであつた。

人々の生涯を通じる生活暦は、まだ内実と形式に統一あるものが定立しなかったのだが、むしろ慣習的な農業暦にともなうものに、律令制にともなう折り目が加わってきたのが、この時期の特色であった。

第四節 大隅国の成立

一、国郡制

律令制国家の地方行政制度は国郡制で、その基礎となる単位は郷であった。郷は七一五年までは里と言われていたもので、五十戸ごとに一郷が設定された。

各戸は先述の通り平均二十五人程度で、郷戸と言われた。後になると十人前後の小単位を房戸とし、これを課税のための最小単位とした。郷の責任者は、もとの名称である里からとった里長と呼び、地元の農民の中から選ばれた。この郷を十六から二十含む郡を大郡とし、十二から十五を上郡、八から十一を中郡、四から七を下郡、二から三を小郡とした。郡の責任者を郡司といい、大領、小領、主政、主帳の四等級に分け、いずれも地元の豪族が担当した。郡司は終身官であった。

国は大、上、中、下の区分があり、初期には全部で十六カ国と二島であった。国司は守、介、掾、目の四等級で、いずれも中央の者が任命され、各地に派遣された。

各国には外に史生、博士、医師等が置かれた。国ごとに政庁として国衙が定められた。全国は五畿七道に分かれ、九州は七道のひとつ西海道に属した。

二、大隅国の成立

南九州は、前述の通り、律令制以前に日向と呼ばれていたもので、大宝律令の制定時にはそのまま「国名」に採用され、同時にその一部を薩摩国とされたから、まず日向と薩摩の二カ国に編成されたことになる。その頃種子島が一つの国とされたので、南九州は日向、薩摩、種子島の三カ国に再編された。

その後和銅六年（七一二）日向国の肝属・曾於・大隅・始良の四郡を以って、新たに大隅国が創設された。従って、天長元年（八二四）に種子島が廃止されるまでは南九州は四カ国に編成されていたことになる。

吉田町の地域が、どこに所属したかを考えるに際して考慮すべきは、現在吉田町が鹿児島郡に属し、その鹿児島郡はかつて薩摩国に入っていたので、薩摩国に入っていたように見えるがこれは天正十五年（一五八七）に大隅国始良郡から薩摩国鹿児島郡に編成替えされた結果であってそれ以前は当町は大隅国始良郡に属していたので、古代の吉田町の地域の検討には、大隅国について見る必

要があることである。

三、桑原郡

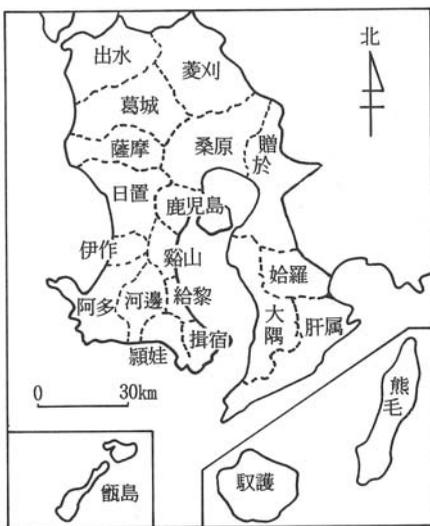
大隅国は、まず前述の四郡で編成されたが、直ぐに菱刈・桑原の二郡を増やし、種子島が廃止され大隅国に加えられたため馭謨・熊毛の二郡を加え、弘仁十四年（八二二）以後は八郡から成っていた。

このうち桑原郡は、南は鹿児島湾即ち錦江湾に面し、東は曾於郡に、北は菱刈郡に、西は薩摩国薩摩郡、鹿児島郡にそれぞれ接している。即ち、現在の鹿児島県始良郡の大部分とその周辺の地域を桑原郡と呼んでいたのである。なお、その周辺の地域という中には、現在の鹿児島郡の一部が含まれていた。

ところで『続日本紀』によると、天平宝字八年（七六四）大隅薩摩の境で海底噴火があり、二つの島ができた。この島は鹿児島島の信爾しにに属していた。この鹿児島島は鹿児島郡を意味していたと思われる。

その二年後天平神護二年（七六六）にはこの島は大隅国に属したといわれている。即ちこの島は、初め薩摩国鹿児島郡に属し後に大隅国に属することとなったことになる。しかるにこの島は、現在の新川の河口の小島であり、八世紀末以後は大隅国桑原郡に属していたことにな

図1 古代の大隅国と薩摩国



り、現在は隼人町に属している。ということから、前記の大隅国に属することになったというのは、大隅国桑原郡に属することになったことを意味している。

また「延喜式」の神名帳は鹿児島神社は桑原郡にあつたとしている。この鹿児島神社は鹿児島神社宮のことであり、この神社の名称は地名から生まれたものとみられるので、鹿児島神社は現在の隼人町にあつたが、当時はこの地域が鹿児島郡であつたとみることができる。

とすれば、隼人町の鹿児島神社宮や新川の河口地域即ち隼人町の臨海地域は、大隅国桑原郡に属す前には薩摩国鹿児島郡に属していたことになり、大隅薩摩の国境付近

ことも考えられなくはない。もっとも、その中間で一部は大隅に属しており、一部は薩摩国に属していたことも考えられなくはない。とはいえ、他国の一部を含めて新たに郡を創設するということは、土地を提供する国の国司からみると、自分の管轄範囲を減らすことであり、当時簡単に進行することではなかった。然るに当時薩摩国

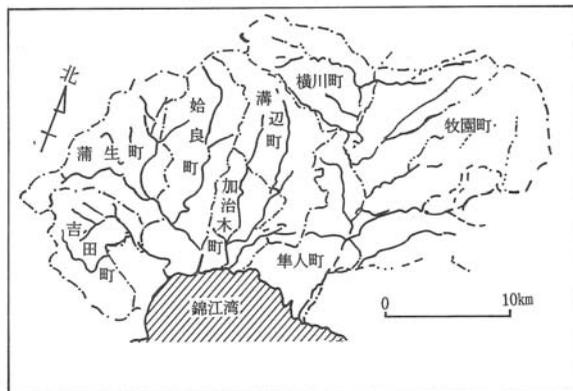


吉田町大字大原付近

ことも考えられるがその可能性は極めて少ない。さてこの桑原郡が和銅六年（七一三）に大隅国に属していたとすれば、曾於郡が大隅郡に属していたことになり、大隅国に属していないとすれば、薩摩国に属していた

ことも考えられるがその可能性は極めて少ない。さてこの桑原郡が和銅六年（七一三）に大隅国に属していたとすれば、曾於郡が大隅郡に属していたことになり、大隅国に属していないとすれば、薩摩国に属していた

図2 桑原郡の範囲



と大隅国との間でこの新郡を創設するに際してやり取りがあったという記録は見当たらないので、この地域は既に大隅国に属していたものと判断しておきたい。もちろんこのように理解すれば、前記の鹿児島郡の一部の桑原郡への編成替えというようなことは、ますます考えにくいことにはなる。

さて、桑原郡には、九世紀にできた「和名抄」によると大原、大分、豊国、答西、稲積、広田、桑葺、仲川の八の郷があった。このうち大原郷は、吉田町本名に小宇大原があることからみて、現在の吉田町と其の北東部に当たる蒲生町とを含む地域を呼んでいたものと考えられる。なお現在

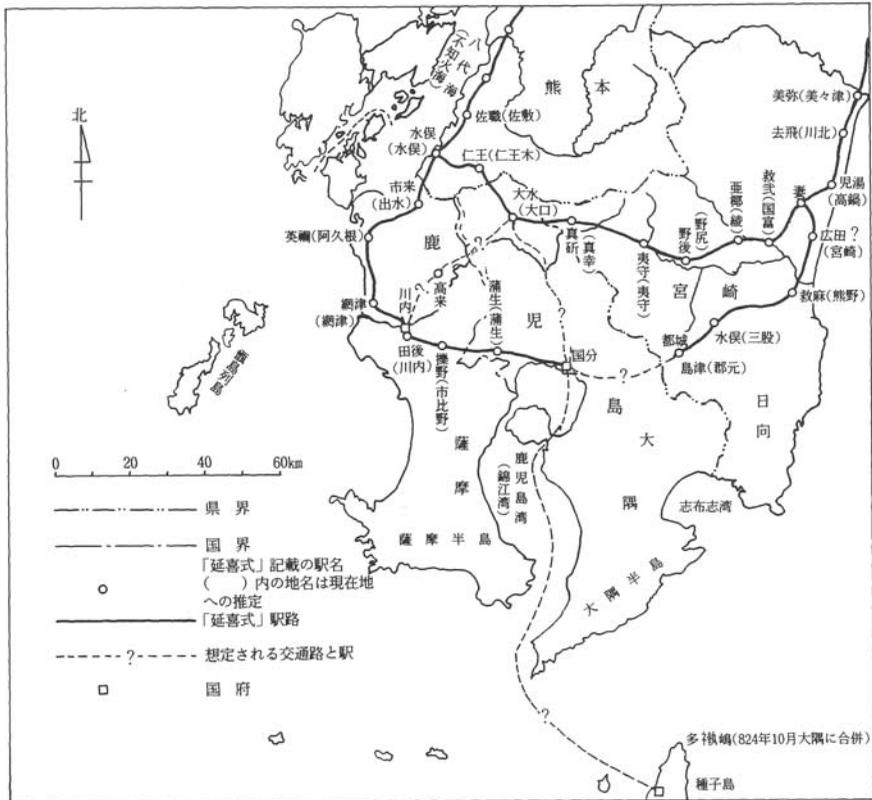
の始良町の思川下流域地域に相当する地域も、当時の郷が川筋をましまりとしてとらえることが多いことから大原郷の内に含まれていたのではないかといわれている。

この様に大原郷の範囲については明確にしたとはいえないにしても、吉田町の地域が大原郷であったという事については異存が無い。従って吉田町の地域は、律令制国家の下では最初は大隅国曾於郡か大隅郡（いずれも現在の同一郡とは地域が異なっているところがあつた）かに編成され、後には桑原郡大原郷に編成されていたことになる。

四、国衙・官道

当時の吉田の地域の人々にとって関係の深い施設といえば、郡衙と国衙であるが、桑原郡の場合は郡衙は国衙と近い位置にあつたであろうから、国衙が大切である。大隅の国衙

図3 古代南九州の交通路



は、現在の国分市府中付近と推定される。次に大きな施設は大隅国分寺で、これも国分市の国衙付近にあったと推定されている。また大隅の一宮は、現在の隼人町宮内に位置する鹿児島神社であった。

当時南九州で最も重要な交通路は各国衙を結ぶ官道で、そこには駅通制が採られ、三十里（約一二〇キ）ごとに駅が建てられ、駅・長が置かれ、駅馬・伝馬が配置されていた。吉田町の北を大隅国と薩摩国を結ぶ官道が通っており、蒲生には大隅の二駅内の一つが置かれていた。

五、大隅国の実情

かくして、吉田の地域を含む大隅国は、和銅六年（七一三）以後は、律令制国家の一地方になったのであるが、国としての実態を形作るには時間が必要であった。

まず、大隅国は、薩摩国と同じく班田制をすぐに採用することができなかった。それは、この国が貧しく国政を維持し難く、人口も少なかったこと等にも理由があった。天平十七年（七四五）に諸国の公廩の数を定めたときも大隅国は、下国の十方束をはるかに下回る四万束で、中国としての標準二十万束には遠く及ばなかった。『弘仁式』には、薩摩国の国分寺料二万束を肥後国より、大隅国の国分寺料二万束を日向国よりそれぞれ援助を受け

ていたことがみえている。

人口の不足を補う目的もあつて（それ以外の理由も当然あつたが）先に述べた様に、『続日本紀』によると和銅七年（七一四）豊前国から二百戸の移民を入れている。これらの移民の移住地は、「和名抄」にみえる大隅国桑原郡の豊国・大分郷であるろうと考えられる。

なお、『続日本紀』には、延暦十年（七九一）に大隅国で飢饉が発生しており、その後にも大隅国では先に述べた様に、火山の噴火、蝗害、風水害等があつたと記録があり、しばしば災害に見舞われたことも、班田制の採用の遅れた要因に入れざるを得ない。

班田制が行われない代わりに、毎年大隅の隼人が、朝廷に貢物を捧げるといふ関係を創設した。この関係を『鹿児島島の歴史』によってみると次のようなものであつた。

隼人の朝貢は大隅と薩摩とが独立して行う建前であつたが、実際は両国が一緒で、多い場合は六百人以上もの隼人が上京し、調を貢上し、続いて天皇の御前で隼人の風俗舞を演じた。この後、引率者に授位、賜祿があつた。靈龜二年（七一六）までは上京した隼人は、一度上京すると、そのまま在京し六年間朝廷に奉仕した。その後は、終わると帰路についた。この六年に一度というのは、

班田が六年ごとというのに応じたものである。

この間、造籍が進み、水田の造成もみだし、朝廷の事情もあつたので、既に畿内では、班田制が十二年に一回とされる等崩壊期にさしかかつていた延暦十九年（八〇〇）になつて大隅国では薩摩国と同時に班田制が実施された。それと同時に、長く続いた隼人の朝貢は必要がなくなり廃止された。

班田制のもとで大隅国の田数は、三千七百町歩（約三七〇〇ヘクタール）程で、租は五万六千五百束程と計算され、大隅国の人口は四万八千人程になる。また、大隅国の調は、綿と布、庸も綿と布、中男作物は紙であつた。これらは大隅の特産物であつたために、調、庸に取り上げられたものと思われる。

六、大隅国の班田制

律令制国家のもとで、吉田町を含む大隅国は国郡制が施行されていたが、隼人の住居地として扱われていた。

ところで、律令制は隼人を「異人雑類」いじんざつるい即ち異国人とは考えていなかったが、「境外」きょうがいとしていた。境外とは国内の民ではあつたが、教化の対象であつたから、公民ではなかつた。言わば律令制の正規の構成員ではなかつた。隼人は、律令制の正式の構成員ではなかつたので

ある。

ところが、延暦十九年（八〇〇）に班田制が導入されると、大隅国の人々は口分田を班給された。そのため、彼らは今までの平穏な生活から、日常の生業に加えて上納のために水田を耕作する生活へと変化せざるを得なかつた。その反面正規の被支配身分である「良」の身分を得たのである。かくして、吉田町の地域の人々を含む大隅国のは、今まではまづたく異なる社会的位置を占めることとなつたのである。

この時期は、平安初期であり、古代の後期に当たるが、中央政局は、摂関政治から院政へと変わりはじめた時で、律令制は名目のみにはじめていた。

吉田町の地域を含む大隅国でも、その動向がみられるようになってきていた。この動向は、古代のできごとではあるが、中世という次の時代を準備する性格が強いので、編を改めて述べることにする。